

熊野町障害者保健福祉計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

令和6年3月  
熊野町



はじめに



熊野町では、令和3年度からの10年間を計画期間とする「第6次熊野町総合計画」を策定し、福祉施策においては、「誰もが元気で健やかに暮らせるまち」を掲げ、町の目指すべき将来像を描いています。障害のある人もない人も、住み慣れた地域で安心して過ごすことができる支援体制の充実など、誰もが元気で健やかに暮らせる町づくりを進めています。

本町の障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成30年3月に、基本理念を「お互いに尊重し合いながら、だれもが自立し健やかに暮らせるまちづくり」と定めた「熊野町障害者保健福祉計画」を、令和3年度には、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の見込み量を推計し円滑な提供体制を整え、施策の成果目標を達成するための具体的な活動を促進してきました。

このたび、「熊野町障害者保健福祉計画」及び「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の期間満了に伴い、次期計画である「熊野町障害者保健福祉計画」「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、令和6年度からの3年間の障害者支援サービスの円滑な提供体制を整えながら、共に住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現にむけて、サービスや地域のボランティアなどを活用し、各種分野の取組を一体的に進めてまいります。

最後に本計画の策定にご尽力いただきました熊野町地域自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、町内障害福祉事業所の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

熊野町長

三村裕史



# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付けと期間.....	2
(1) 計画の性格と位置付け.....	2
(2) 計画の期間.....	3
3 計画の策定方法.....	4
(1) 計画策定の進め方の基本 -住民参加・参画-.....	4
(2) 計画策定の体制.....	4
(3) アンケート調査・ヒアリング調査の実施.....	4
(4) 「SDGs」の考え方.....	5
第2章 熊野町と障害のある人をめぐる状況.....	6
1 人口の動向.....	6
2 障害者手帳所持者数の状況.....	7
3 身体障害者手帳所持者の状況.....	8
(1) 身体障害者手帳所持者の年齢3区分別人数の推移.....	8
(2) 身体障害者手帳所持者の等級別人数の推移.....	8
(3) 身体障害者手帳所持者の障害種類別人数の推移.....	9
4 療育手帳所持者の状況.....	9
(1) 療育手帳所持者の年齢3区分別人数の推移.....	9
(2) 療育手帳所持者の判定区分別人数の推移.....	10
5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況.....	10
(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢3区分別人数の推移.....	10
(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数の推移.....	11
(3) 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移.....	11
6 難病患者の状況.....	12
7 乳幼児健康診査の状況.....	12
(1) 1歳6か月児健康診査.....	12
(2) 3歳児健康診査.....	13
8 障害児を取り巻く教育環境の状況.....	13
第3章 アンケート調査結果等からみられる課題.....	14
1 障害のある人への調査の実施.....	14
2 アンケート調査結果等からみられる課題.....	15
(1) 障害と障害のある人への理解について.....	15
(2) 障害のある人の外出・社会参加について.....	16
(3) 相談支援体制について.....	17
(4) 精神障害者に対する支援について.....	18
(5) 障害福祉サービスや支援について.....	19

(6) 障害児と発達障害に対する支援について.....	20
(7) 障害者の円滑なコミュニケーションについて.....	21
(8) 障害のある人の家族への支援と障害のある人への支援の持続可能性の確保.....	22
(9) 災害時における安全確保について.....	23
第4章 計画の進捗状況.....	24
1 計画期間における成果目標の進捗状況.....	24
2 前期計画期間における障害福祉サービス等の進捗状況.....	26
第5章 計画の基本的な考え方.....	32
1 計画の基本的な考え方(国の基本指針).....	32
(1) 基本理念.....	32
(2) 基本的な考え方.....	34
2 計画の基本理念.....	38
3 基本目標.....	39
4 施策の体系.....	40
第6章 施策の展開.....	42
1 障害や障害のある人に対する理解の促進.....	42
(1) 相互理解の促進.....	42
(2) 権利の擁護.....	44
(3) 地域福祉の推進.....	45
(4) 人材育成と家族の支援.....	46
2 障害のある人とその家族の生活の充実.....	47
(1) 相談支援体制の充実.....	47
(2) 情報提供体制の充実.....	48
(3) 地域における生活介護の支援.....	49
(4) 保健医療の充実.....	50
(5) 療育・教育の充実.....	51
3 すべての人の活力ある生活づくりの推進.....	53
(1) 雇用・就労の促進.....	53
(2) 移動支援の充実.....	54
(3) 生涯学習・スポーツ活動・芸術文化活動.....	55
4 安全安心なまちづくりの推進.....	56
(1) 生活環境の整備.....	56
(2) 防災・防犯体制の推進.....	57
第7章 成果目標と障害福祉サービス等の供給見込み量(障害福祉計画・障害児福祉計画).....	59
1 計画の策定方法.....	59
2 成果目標.....	59
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	59
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	60
(3) 地域生活支援の充実.....	60
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	61

(5) 障害児支援の提供体制の整備等 .....	62
(6) 相談支援体制の充実・強化等 .....	63
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	63
(8) 発達障害者等に対する支援 .....	64
3 障害福祉サービスに関する各サービスの見込み量等(障害者) .....	65
(1) 訪問系サービス .....	65
(2) 日中活動系サービス .....	66
(3) 居住系サービス .....	68
(4) 相談支援 .....	69
4 地域生活支援事業に関する各事業の見込み量等 .....	70
5 障害児に関するサービスの見込み量等 .....	74
(1) 障害児に関するサービス .....	74
(2) 障害児の子ども・子育て支援 .....	75
第8章 計画の推進 .....	76
1 計画の推進体制 .....	76
(1) 関係機関等との連携 .....	76
(2) 行政内部の連携 .....	77
(3) 障害に関する情報提供の強化 .....	77
2 計画の進行管理等 .....	77
(1) 普及啓発 .....	77
(2) 進行管理 .....	77
資料編 .....	78
1 障害のある人への調査 .....	78
2 障害福祉サービス提供事業所への調査 .....	101
3 障害者支援関係団体への調査 .....	104
4 熊野町保健福祉推進協議会設置要綱 .....	105
5 熊野町地域自立支援協議会委員名簿 .....	108
6 計画策定の経緯 .....	109
7 用語の解説 .....	110





## 1 計画策定の背景と趣旨

コロナ禍で開催された「東京 2020 パラリンピック」では、“障害者の能力や可能性の発信”や“障害者の社会参加の促進”などその役割を大いに果たし、多くの人々に感動と希望を与えました。

国においては、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」の改正、平成 24 年 10 月に「障害者虐待防止法」の施行、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行などの法的整備のほか、安全・安心な生活環境の整備、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、自立した生活の支援・意思決定支援の推進、雇用・就業、経済的自立の支援などの各種施策の推進に取り組んでいます。

現在、世界的に取り組まれている SDGsの達成においても障害福祉の取組は重要な関係を持っています。SDGs の原則の 1 つである「誰一人取り残さない」は、経済的、社会的、地理的な制約によって排除された人々も含めて、全ての人々が開発の成果を享受できるようにすることを目指したもので、障害者もこの原則の対象であり、差別のない社会や機会均等の実現が求められます。また、「平和と公正をすべての人に(平和でだれもが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくろう)」(SDGs16)や「住み続けられるまちづくりを(だれもがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくろう)」(SDGs11)など、いくつかの目標と密接に関連しており、これらの目標の達成には、障害者の権利保護や社会参加の推進が不可欠となっています。

本町においても、障害のある人もない人も、個人の能力を最大限に発揮し、障害者の自己決定のもとにあらゆる活動に参画できる地域社会を目指して、「お互いに尊重し合いながら、だれもが自立し健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、施策を推進してきました。

今回、計画の満了に伴い、次期計画となる「熊野町障害者保健福祉計画」と「第 7 期障害福祉計画」、「第 3 期障害児福祉計画」を一体的に策定し、総合的かつ計画的な障害福祉に関する施策を推進し、障害者が社会の一員として自己実現を果たし、生活の質を向上させることのできる社会の実現を目指します。



## 2 計画の位置付けと期間

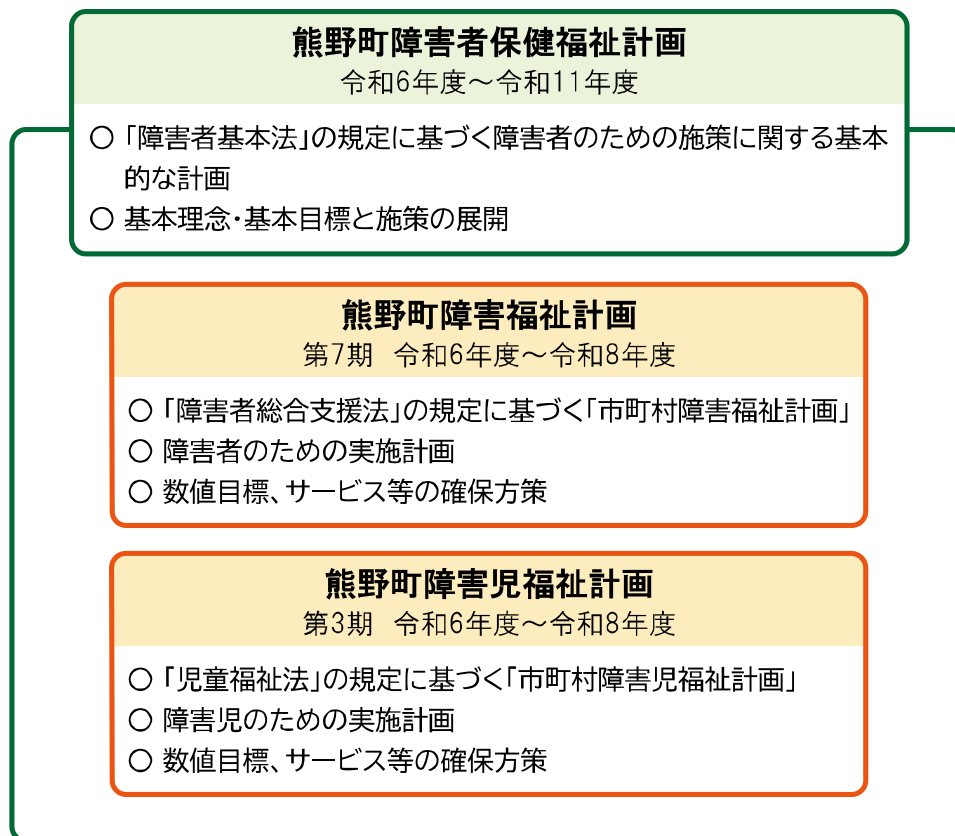
### (1) 計画の性格と位置付け

障害者保健福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針とします。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、熊野町障害者保健福祉計画のうち障害福祉サービスに関する実施計画的な位置付けとなります。障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」になります。

これらの計画の策定にあたっては、計画の性格上、一体的な策定を行うとともに、上位計画である熊野町総合計画に沿った計画として策定します。

#### 【計画の性格】



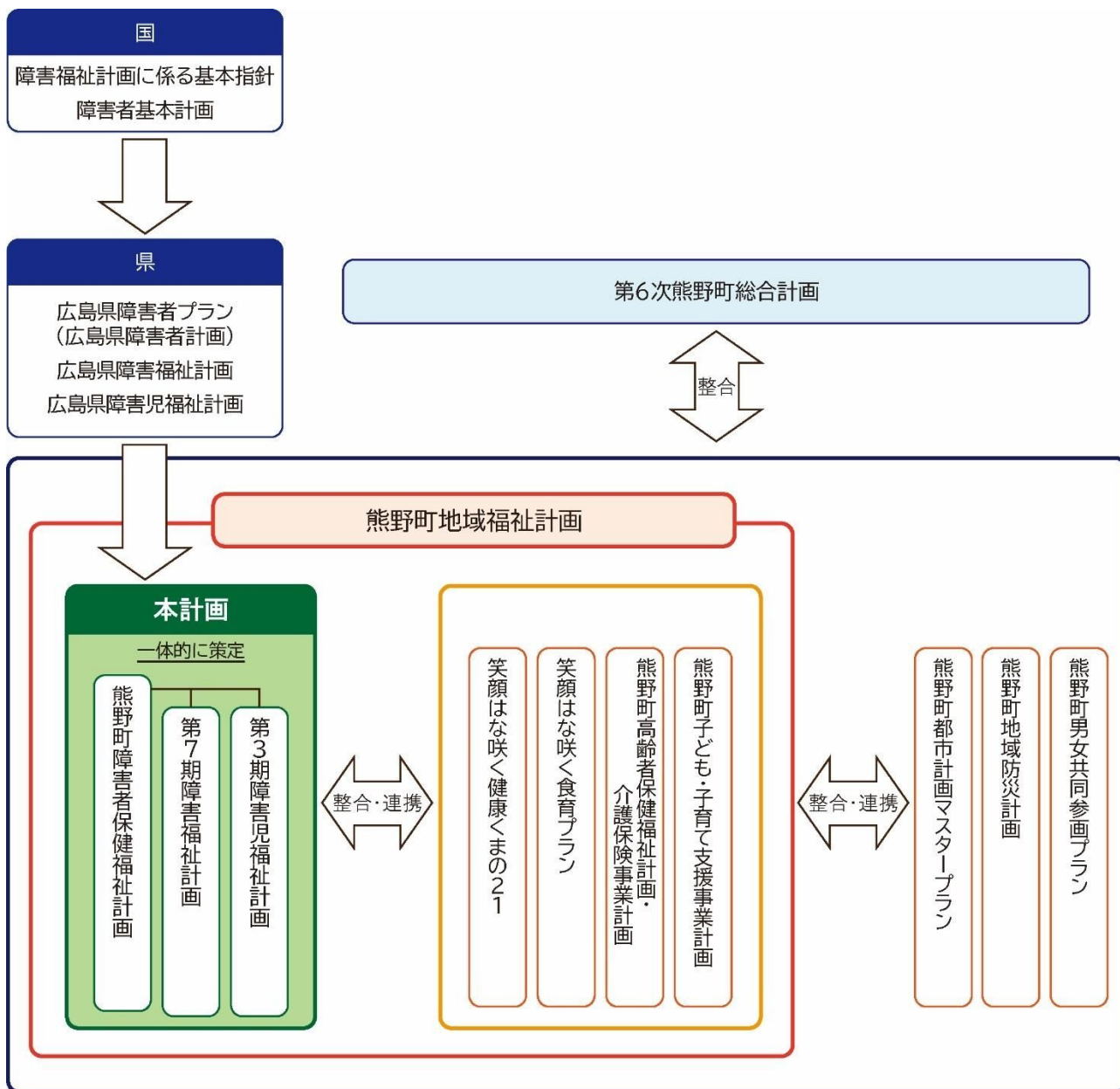
#### 計画における障害者の概念

本計画は、障害者、障害児及び難病患者等並びにその家族及び介助者を主な対象者とします。

- 「障害者」とは、障害者総合支援法に規定された、18歳以上の身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働省が定める程度である者(難病患者等)をいいます。
- 「障害児」とは、児童福祉法で規定された、18歳に満たない、身体・知的・精神(発達障害を含む。)に障害のある児童及び難病患者等をいいます。

また、本計画は、町の最上位計画である「熊野町総合計画」をはじめ、関連する他計画の施策との整合・連携を図るものです。

【計画の位置付け】



## (2) 計画の期間

「熊野町障害者保健福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者保健福祉計画	前計画						本計画					
障害福祉計画	第5期障害福祉計画		第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		第8期障害福祉計画				
障害児福祉計画	第1期障害児福祉計画		第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		第4期障害児福祉計画				

※ 破綻線は、今後策定予定の計画

### 3 計画の策定方法

#### (1) 計画策定の進め方の基本 -住民参加・参画-

障害者基本法第10条において、障害福祉計画の策定にあたっては、障害者の状況のほか、合議制の機関や障害者その他の関係者の意見等を踏まえ、反映させることが求められています。

また、障害福祉は、地域に関わるすべてのものが主役となって進めていく必要があることから、本計画の策定にあたっては、障害児・者、障害福祉サービス提供事業所、障害者支援関係団体の参加・参画により幅広く意見を聴き、その意向を反映した計画としていくことを基本とし、次の方法で策定を進めました。

##### 《住民参加・参画の手法》

本計画の策定を住民参加・参画により進めるために、次の取組を行いました。

- 熊野町地域自立支援協議会へ委員として参画
- アンケート・ヒアリングの実施(障害児・者、障害福祉サービス提供事業所、障害者支援関係団体)
- パブリックコメント(意見募集)の実施

#### (2) 計画策定の体制

##### ○ 「熊野町地域自立支援協議会」の設置

医療関係者、社会福祉協議会、事業主団体、民生委員児童委員協議会、障害者関係団体、障害者関係事業所、教育関係者、行政関係者その他町長が障害福祉の推進のために特に必要と認める者から構成される「熊野町地域自立支援協議会」を設置し、計画案の検討を進めました。

##### ○ 計画の進捗管理における関係各課及び熊野町社会福祉協議会との連携

町組織が一体となって計画を策定するため、関係分野担当部署と連携し計画策定を進めました。

・障害福祉関係 .....	社会福祉課
・高齢者福祉関係 .....	高齢者支援課
・生活困窮者関係 .....	社会福祉課
・児童福祉関係 .....	子育て支援課
・健康づくり関係 .....	健康推進課
・地域福祉関係 .....	社会福祉協議会 社会福祉課

#### (3) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

##### ○ 調査の目的

障害福祉サービス等の実態や障害者の意向などを把握するとともに、本町の現状や課題などを抽出・分析し、「熊野町障害者保健福祉計画」と「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」の策定の基礎資料として活用することを目的とし、当事者、障害福祉サービス提供事業所、障害者支援関係団体に対し調査を実施しました。

## ○ 調査の方法

### ① アンケート調査

町内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対し、郵送により調査票を送付、返信用封筒により回収。

### ② ヒアリング調査(障害福祉サービス提供事業所、障害者支援関係団体)

障害福祉サービス提供事業所、障害者支援関係団体に対し、郵送により調査票を送付、返信用封筒により回収。

## (4) 「SDGs」の考え方

障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現するための取組は、SDGsの 17 の目標(ゴール)のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」など、9つのゴールに関連します。本計画の推進は、これらの課題解決につながっていきますので、国際機関や国の動向をみながら、障害に関する福祉施策に取り組んでいきます。



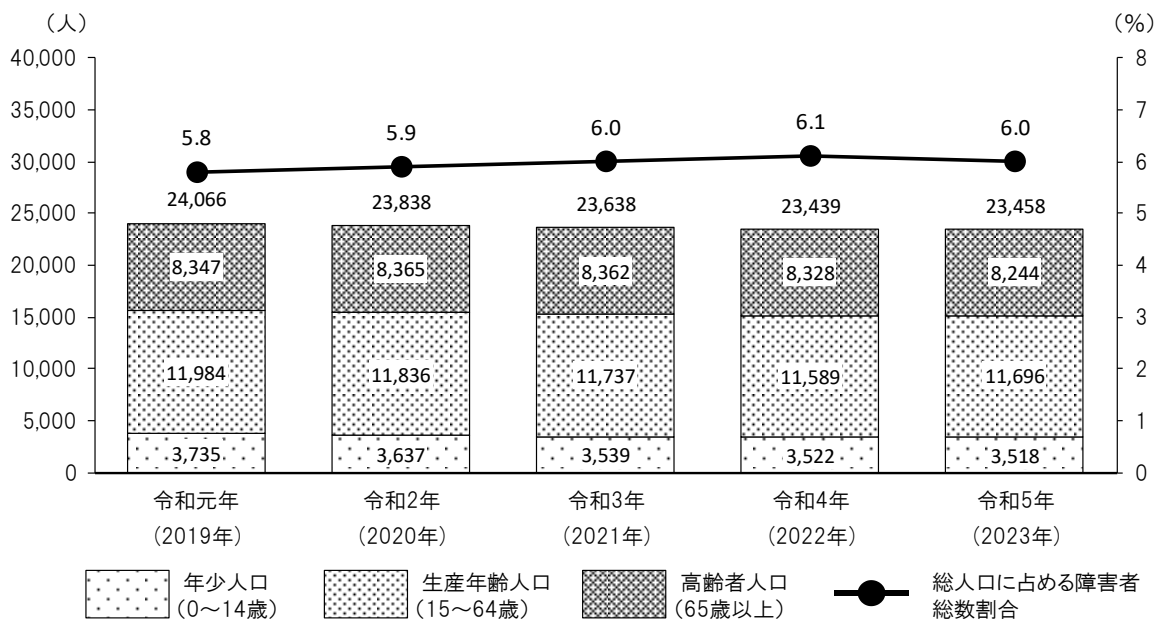
1 人口の動向

本町の人口は、令和4年から令和5年で微増してはいるものの減少傾向にあり、令和5年では23,458人と令和元年の24,066人よりも608人減少しています。

年齢3区分別の人口推移をみると、どの区分も減少傾向にあり、令和元年から令和5年の減少率では年少人口の減少率が最も高くなっています。生産年齢人口は、令和元年と令和5年で比較すると減少してはいるものの、令和4年から令和5年で107人増加しています。

総人口に占める障害者総数割合は、横ばいで推移しています。

【図 人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【表 人口の推移】

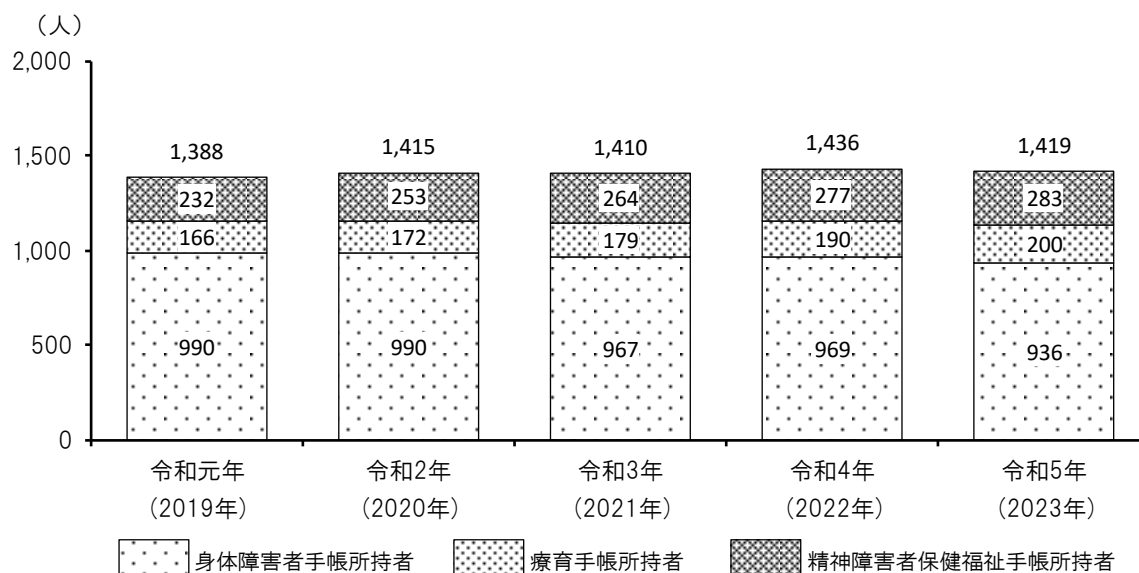
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口 (人)	24,066	23,838	23,638	23,439	23,458
年少人口(0~14歳) (人)	3,735	3,637	3,539	3,522	3,518
生産年齢人口(15~64歳) (人)	11,984	11,836	11,737	11,589	11,696
高齢者人口(65歳以上) (人)	8,347	8,365	8,362	8,328	8,244
世帯数 (世帯)	10,584	10,589	10,596	10,585	10,693
1世帯あたりの世帯人員 (人)	2.27	2.25	2.23	2.21	2.19
総人口に占める障害者総数割合 (%)	5.8	5.9	6.0	6.1	6.0

## 2 障害者手帳所持者数の状況

令和5年4月1日現在の本町における障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳936人、療育手帳200人、精神障害者保健福祉手帳283人となっています。

令和元年から令和5年にかけての推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向にありますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加しています。

【図 障害者手帳所持者数の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【表 障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

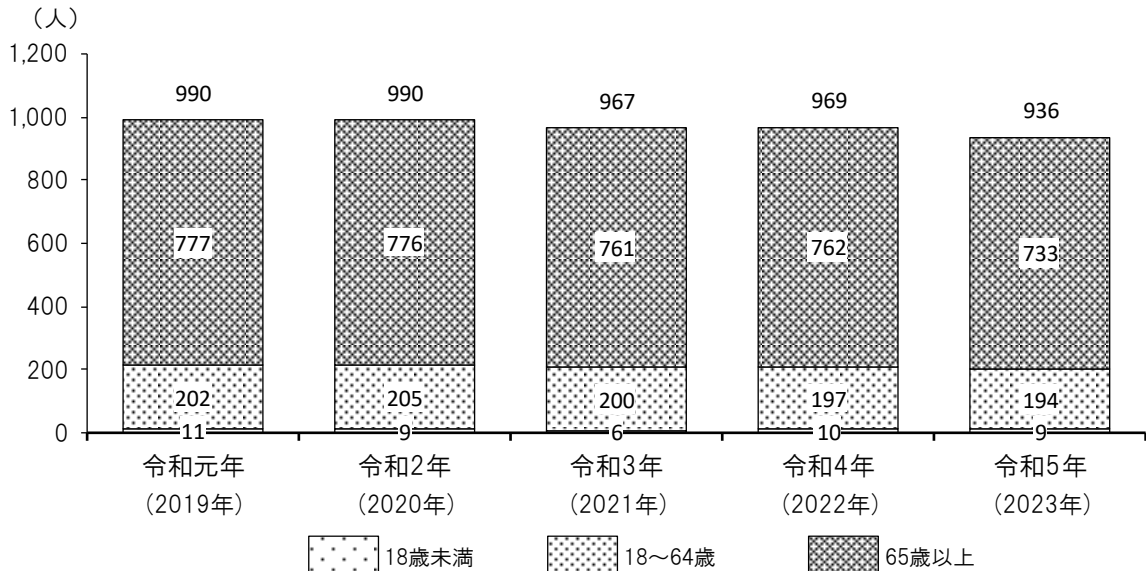
区分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	増減率 令和元年比
身体障害者手帳所持者	990	990	967	969	936	-5.5%
療育手帳所持者	166	172	179	190	200	20.5%
精神障害者保健福祉手帳所持者	232	253	264	277	283	22.0%
総数	1,388	1,415	1,410	1,436	1,419	2.2%

### 3 身体障害者手帳所持者の状況

#### (1) 身体障害者手帳所持者の年齢3区分別人数の推移

身体障害者手帳所持者数を年齢3区分で見ると、全ての区分が減少傾向にあります。

【図 身体障害者手帳所持者の年齢3区分別人数の推移】

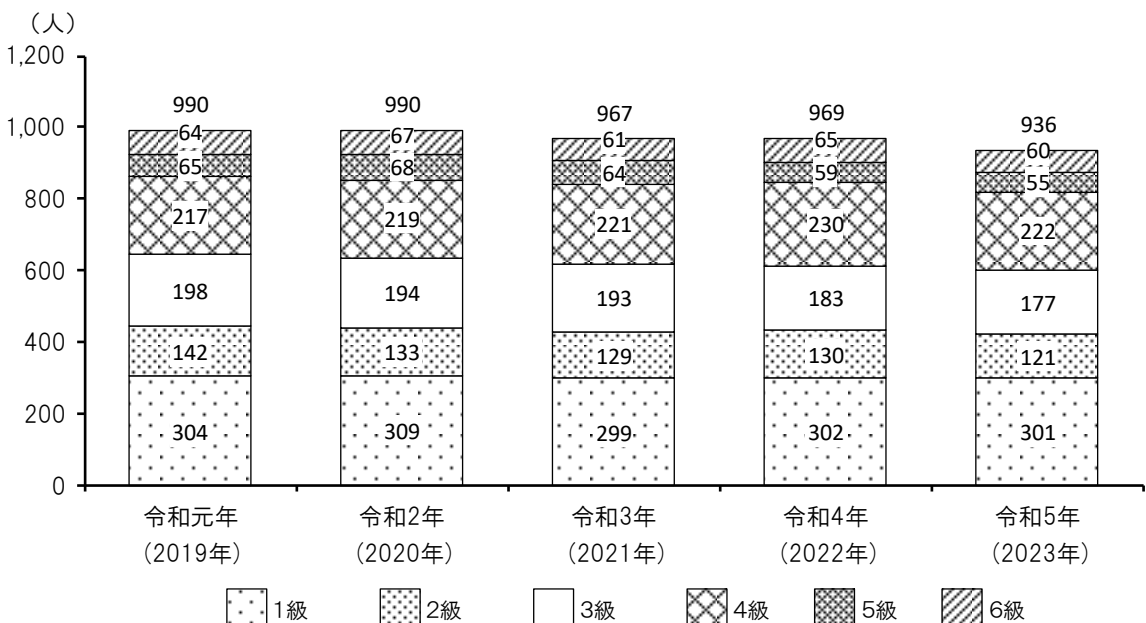


資料：社会福祉課(各年4月1日現在)

#### (2) 身体障害者手帳所持者の等級別人数の推移

身体障害者手帳の等級別で見ると、令和5年は1級が 301 人と最も多く、全体の約3割 (32.2%)を占めています。次いで4級が 222 人(全体に占める割合 23.7%)と高くなっており、4級を除く全ての等級が減少傾向にあります。

【図 身体障害者手帳所持者の等級別人数の推移】



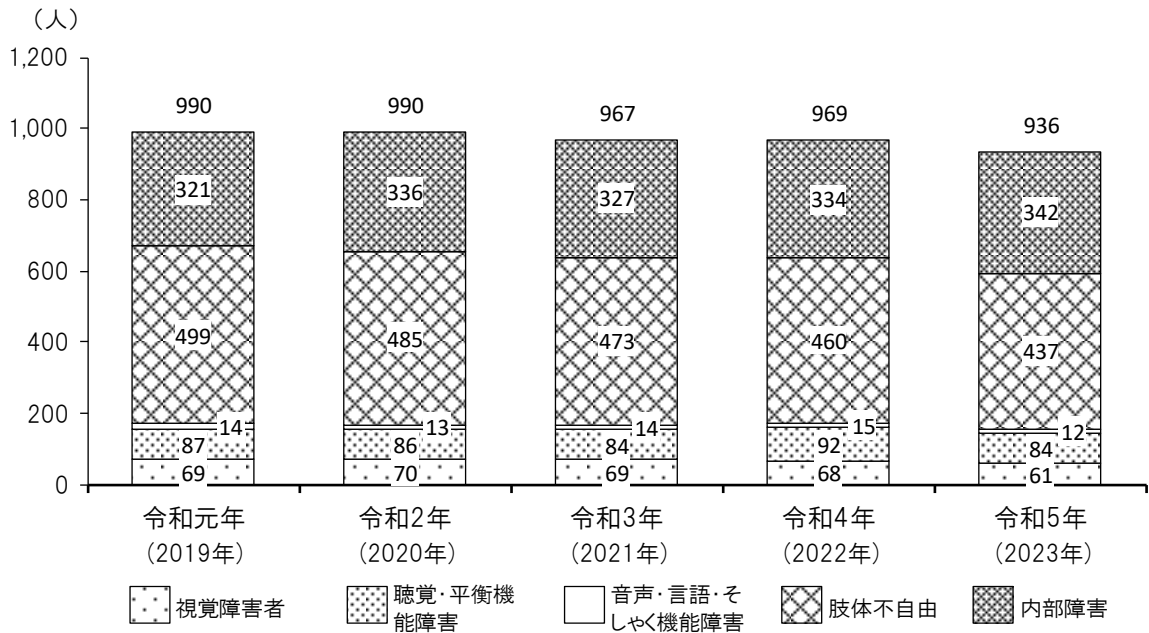
資料：社会福祉課(各年4月1日現在)



### (3) 身体障害者手帳所持者の障害種類別人数の推移

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移では、種類によっては増減しているものもありますが、令和元年と令和5年で比較すると、内部障害を除く全ての種類が減少しています。

【図 身体障害者手帳所持者の障害種類別人数の推移】



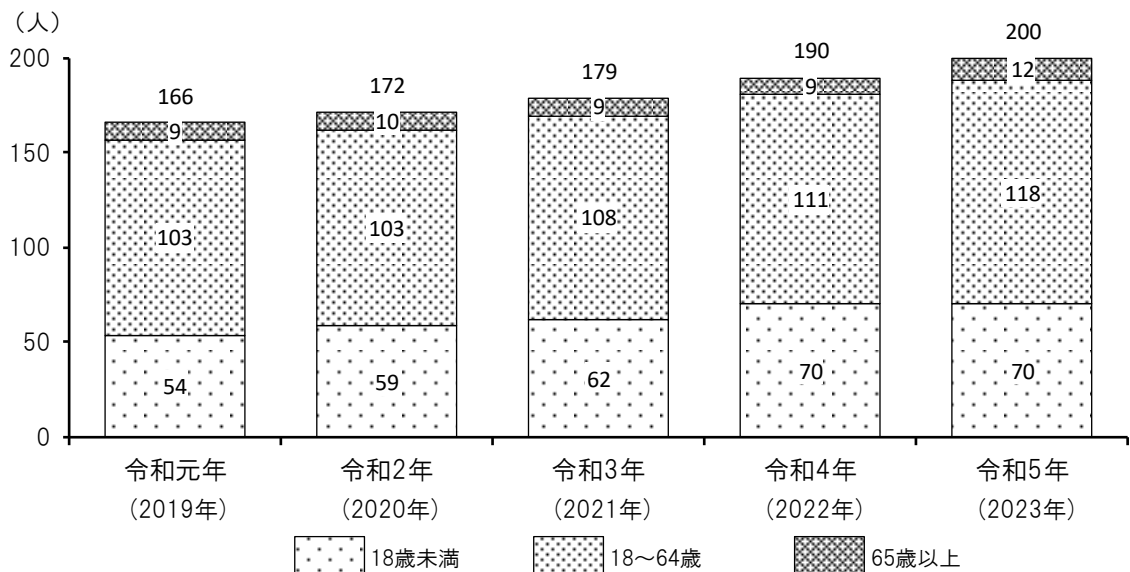
資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

## 4 療育手帳所持者の状況

### (1) 療育手帳所持者の年齢3区分別人数の推移

療育手帳所持者数は、全ての年齢区分が増加傾向にあります。

【図 療育手帳所持者の年齢3区分別人数の推移】

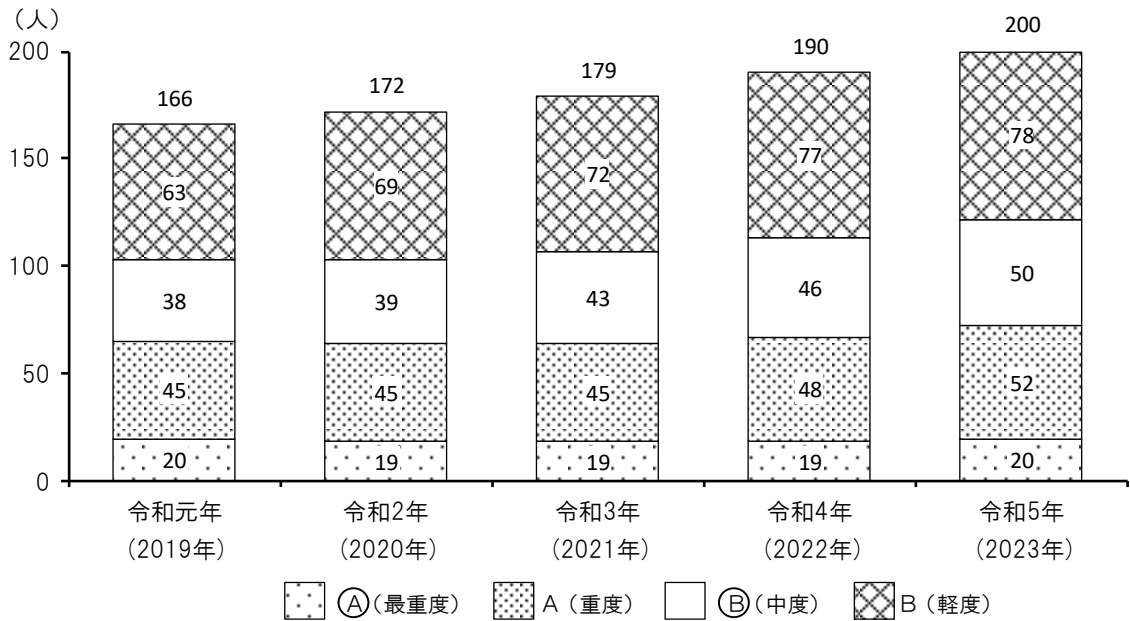


資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

## (2) 療育手帳所持者の障害程度別人数の推移

障害程度別療育手帳所持者数は、**㉠**(最重度)は横ばいで推移していますが、その他は増加傾向にあります。増加している中で、**㉡**(中度)の増加率が最も高くなっています。

【図 療育手帳所持者の障害程度別人数の推移】



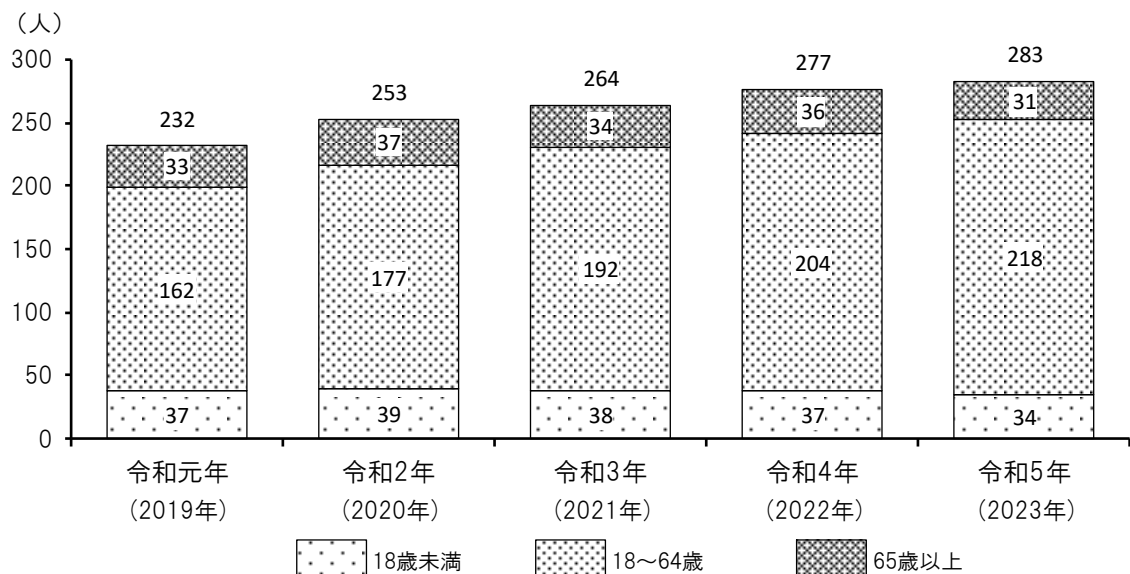
資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

## 5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢3区分別人数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、18歳未満と65歳以上は横ばいで推移していますが、18～64歳が年々増加し、令和元年と令和5年で比較すると、56人増加しています。

【図 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢3区分別人数の推移】

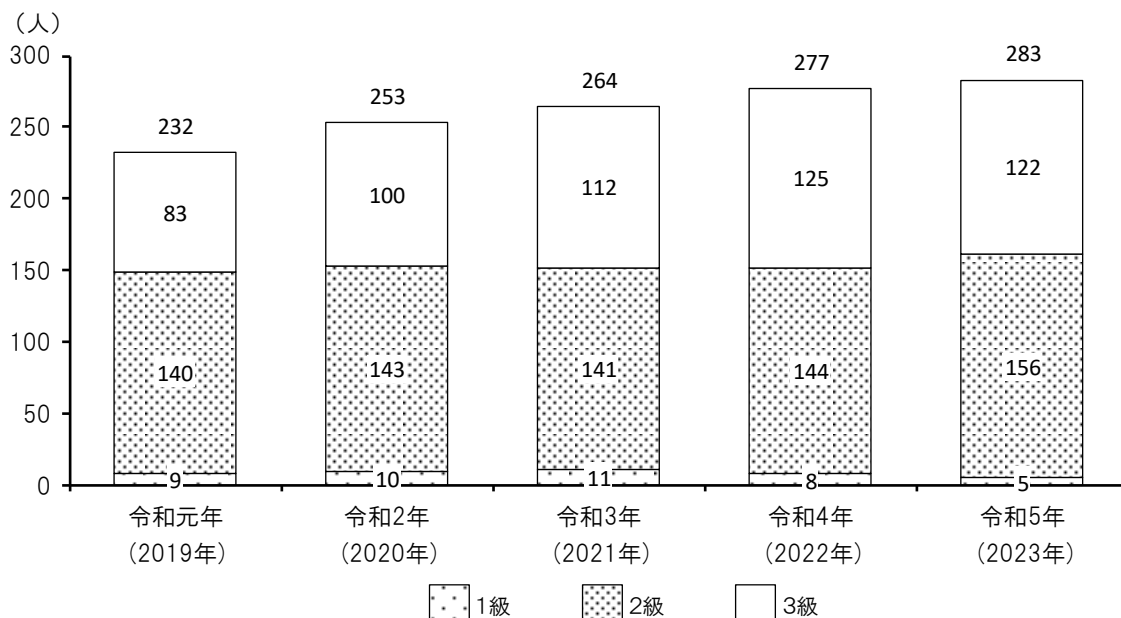


資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

## (2) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移では、どの等級も増減はしているものの、令和元年と令和5年で比較すると、2級と3級が増加傾向にあり、3級の増加率が高くなっています。

【図 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数の推移】

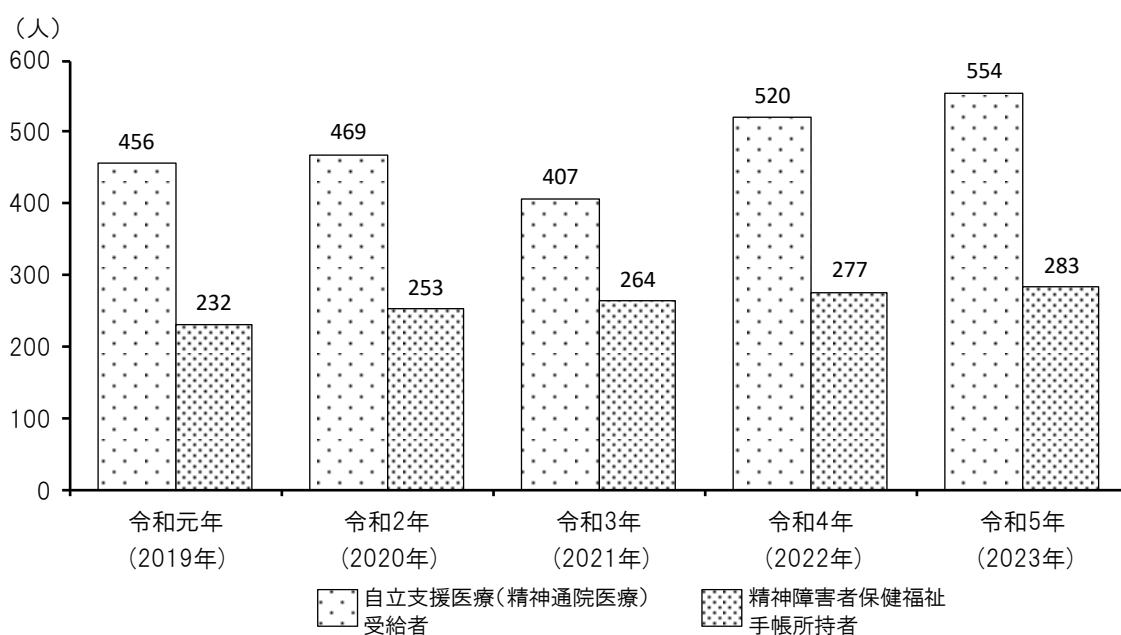


資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

## (3) 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

自立支援医療受給者数は、増加傾向にあり、令和5年は554人になっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数と比較すると、自立支援医療(精神通院医療)受給者数の方が多い状況にあり、この受給者数が精神障害のある人の実態に近い数になっています。

【図 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移】

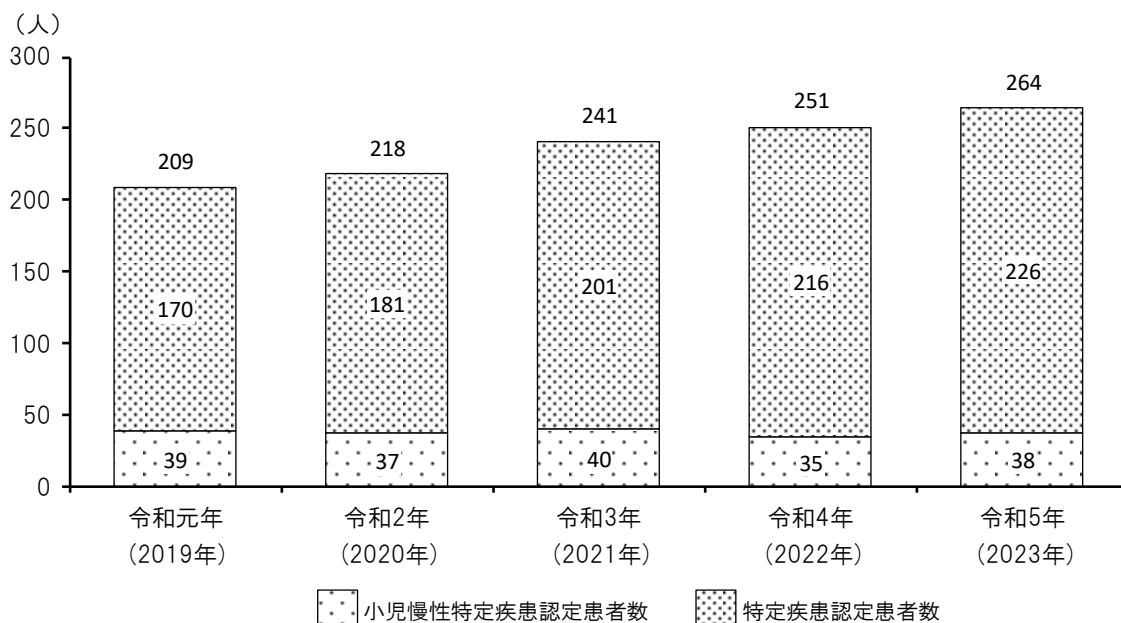


資料: 広島県総合精神保健福祉センター(各年3月31日現在)

## 6 難病患者の状況

小児慢性特定疾患認定患者数は、増減を繰り返しながら推移していますが、特定疾患認定患者数は年々増加し続けています。

【図 難病患者数の推移】



資料：広島県疾病対策課(各年3月31日現在)

## 7 乳幼児健康診査の状況

### (1) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児健康診査の受診率は、増加傾向にあり、令和4年度の受診率は97.9%となっています。受診結果でみると、令和4年度では要観察の人数が多く占めています。

【表 1歳6か月児健康診査受診人数等】

		令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	
一般健康診査受診実人数	(人)	152	128	147	140	
対象者数	(人)	169	145	157	143	
受診率	(%)	89.9	88.3	93.6	97.9	
受診結果	異常なし	(人)	92	71	77	81
	要観察	(人)	32	44	46	38
	要精密検査	(人)	13	10	19	10
	要医療	(人)	1	0	1	0

資料：健康推進課(各年3月31日現在)

## (2) 3歳児健康診査

3歳児健康診査の受診率は、増減しながら推移しており、令和4年度の受診率は96.9%となっています。受診結果でみると、要観察は増減があるものの減少傾向がみられますが、要精密検査は増加し続けています。

【表 3歳児健康診査受診人数等】

		令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
一般健康診査受診実人数	(人)	162	164	173	157
対象者数	(人)	169	179	185	162
受診率	(%)	95.9	91.6	93.5	96.9
受診結果	異常なし	(人) 100	77	96	83
	要観察	(人) 44	51	39	29
	要精密検査	(人) 12	21	22	29
	要医療	(人) 3	8	4	4

資料：健康推進課（各年3月31日現在）

## 8 障害児を取り巻く教育環境の状況

特別支援学級の児童生徒数は、小学校及び中学校で増減をしながら推移しています。小学校において、自閉症・情緒障害学級で増加傾向がみられます。

【表 特別支援学級（小・中学校）の状況】

### ■小学校

		令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
学校数	(校)	4	4	4	4	4
設置校数	(校)	4	4	4	4	4
学級数	(組)	10	10	11	11	10
児童数	(人)	38	42	46	42	45
	知的障害学級	(人) 18	23	22	19	17
	自閉症・情緒障害学級	(人) 19	18	23	22	28
	聴覚障害学級	(人) 1	1	1	1	0
	肢体不自由学級	(人) 0	0	0	0	0
	病弱学級	(人) 0	0	0	0	0

資料：教育総務課（各年4月1日現在）

### ■中学校

		令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
学校数	(校)	2	2	2	2	2
設置校数	(校)	2	2	2	2	2
学級数	(組)	7	5	5	5	4
児童数	(人)	13	22	21	21	16
	知的障害学級	(人) 4	11	11	6	11
	自閉症・情緒障害学級	(人) 6	10	9	15	5
	聴覚障害学級	(人) 1	1	1	0	0
	肢体不自由学級	(人) 1	0	0	0	0
	病弱学級	(人) 1	0	0	0	0

資料：教育総務課（各年4月1日現在）

## 1 障害のある人への調査の実施

本調査は、障害者の意識や生活実態で抱える問題等を調査することで、家庭や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等を把握し、熊野町障害者保健福祉計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査対象者	熊野町在住の障害者手帳等所持者				
対象者数	上記対象者の中から療育手帳所持者および精神障害者保健福祉手帳所持者の全員と身体障害者手帳所持者の四分之三を抽出した 1,259 人				
配布・回収方法	郵送による配布・回収を実施				
調査の期間	令和5年7月3日(月)～令和5年7月18日(火)				
回収状況		対象	配布数	回収数	回収率
		全体	1,259 件※	620 件	49.2%
		身体障害者手帳所持者	811 件	456 件	56.2%
		療育手帳所持者	192 件	78 件	40.6%
		精神障害者保健福祉手帳所持者	267 件	106 件	39.7%
※調査対象者 1,270 人のうち、転出・施設入所者等を除き配布。					



## 2 アンケート調査結果等からみられる課題

### (1) 障害と障害のある人への理解について

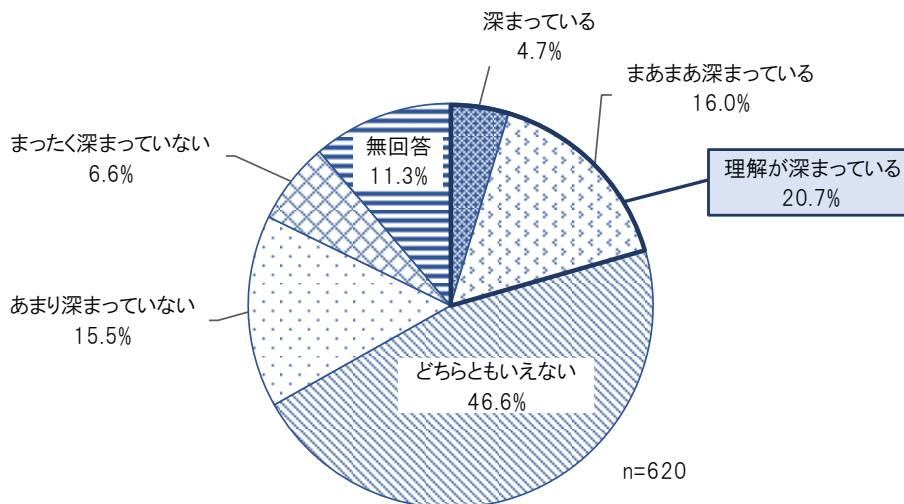
地域共生社会を構築するためには、障害者への理解の促進が不可欠です。障害の特性や障害者のニーズ等を理解し、地域全体で支援することにより、多様性を尊重し、誰もが安心して生活できる共生社会を実現することができます。

アンケートの結果では、障害に対する住民の理解度において「理解が深まっている」と思っている人の割合は 20.7%となっています。また、差別等を受けたり感じたりしたことのある人は 32.9%とおおよそ 3 人に 1 人となっています。

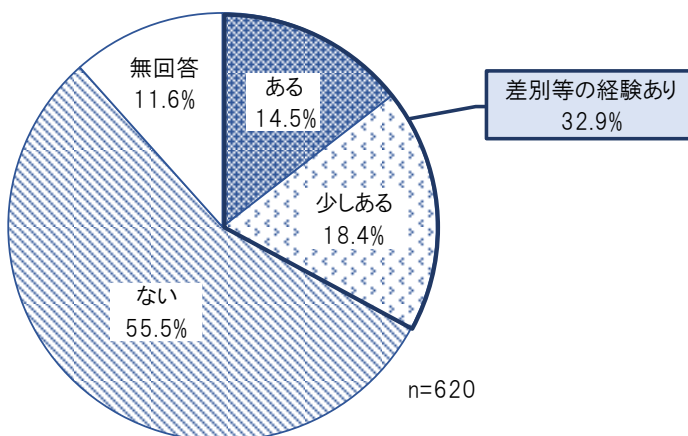
差別等を受けた場所では、「外出先」、「学校・仕事場」が多く、地域全体での意識の醸成が求められます。

障害を持つ人々への正確な知識と理解を深めるためには、教育や様々な媒体を通じて、障害の実態と障害者が直面する課題についての情報を発信するとともに、意識を醸成し、全ての人が障害者の権利を尊重し、障害者が社会のあらゆる側面に参加できるような環境を構築するため、真の理解の促進につなげることが重要です。

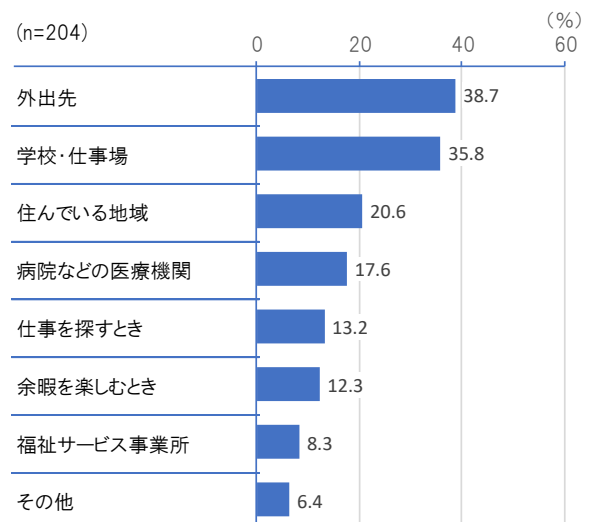
【図 障害に対する住民の理解度】



【図 差別等の経験の有無】



【図 差別等を受けた場所】



## (2) 障害のある人の外出・社会参加について

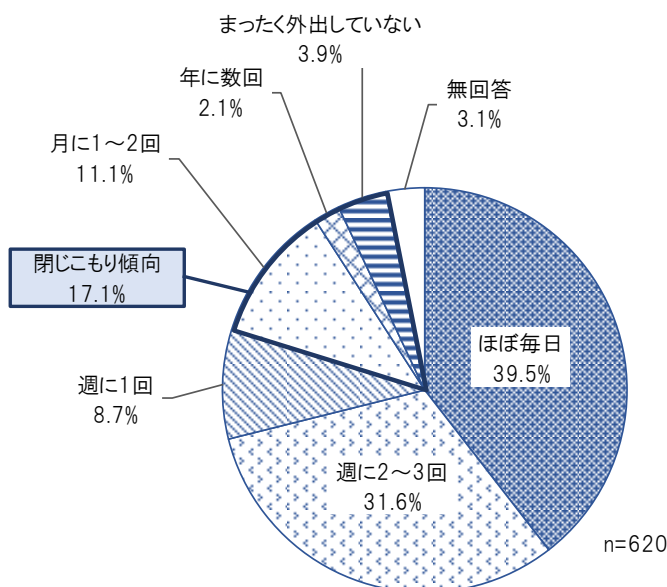
障害の有無に関わらず、その人の能力と興味に応じて、社会参加をしていくことは重要です。例えば、地域活動や文化イベントへの参加は、障害者にとって自己肯定感を高め、社会とのつながりを築く手段となります。また、就労も障害者の社会参加を支援する重要な要素であり、適切な支援と配慮があれば、多くの障害者が職場で自己実現を果たし、地域社会への貢献を行うことができます。

アンケートの結果では、閉じこもり傾向にある人が17.1%となっています。また、地域活動へ参加したことがない人は48.2%と半数近くになっています。

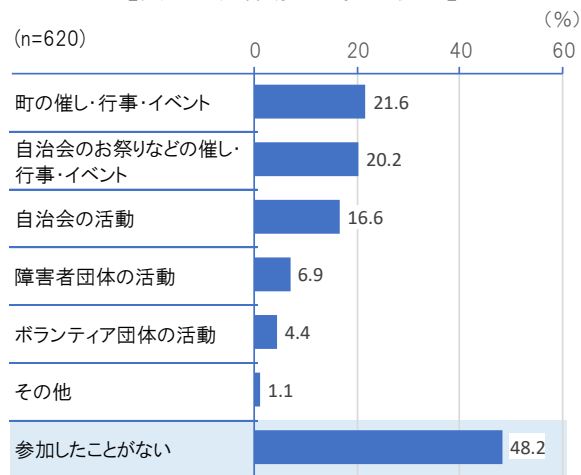
地域活動に参加しやすくするために必要なことでは、「支援してくれる人」、「障害のある人に対する周囲の理解」、「参加しやすいイベントなどの企画」が、障害者が働くために必要な環境では、「障害に合った仕事であること」、「勤務する時間や日数を調整できること」、「周囲が自分を理解してくれること」が上位となっています。

このことから、周囲の理解と協力、そして合理的配慮により、いかに障害者が社会参加しやすい環境を作っていくのかが課題となります。

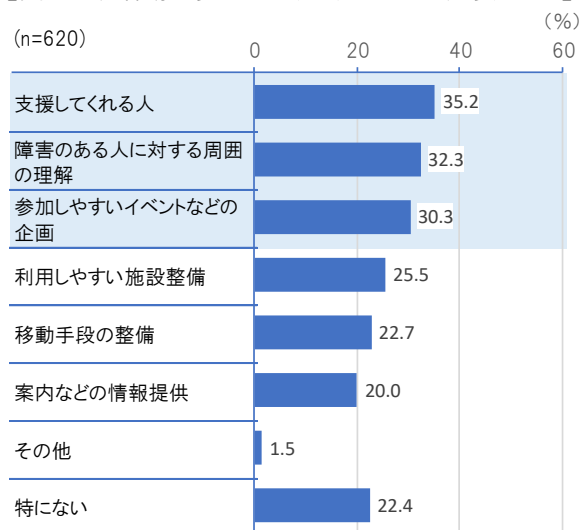
【図 外出の頻度】



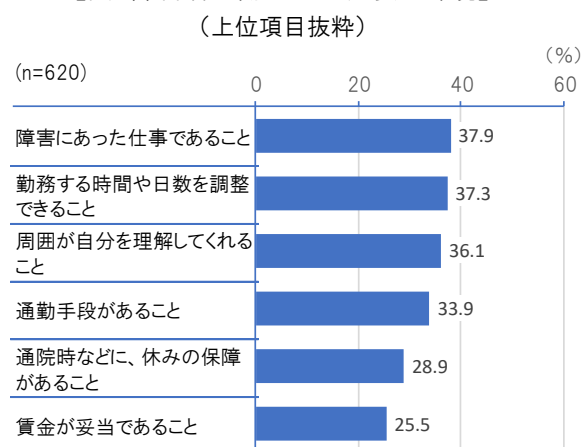
【図 地域活動への参加状況】



【図 地域活動に参加しやすくするために必要なこと】



【図 障害者が働くために必要な環境】





### (3) 相談支援体制について

相談支援体制の充実は、非常に重要な要素になります。また、障害者にとって、情報、施設(外出先)、サービスなどあらゆる面でのアクセスが重要であり、バリアフリーな環境と情報提供のアクセシビリティの確保、専門的な相談支援など考慮すべき取組は多岐にわたっています。

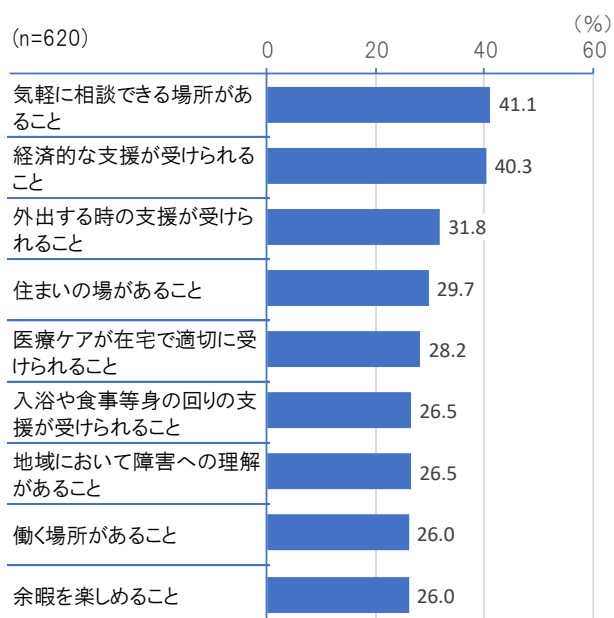
アンケートの結果では、住宅や地域で安心して生活するために必要な支援や配慮では、「気軽に相談できる場所があること」が4割を超え、最も多くなっています。

障害やサービスのことについての相談先では、「役場の窓口」が46.8%と半数近くになっており、前回調査(2020年)と比較すると、28.3ポイントも高くなっています。

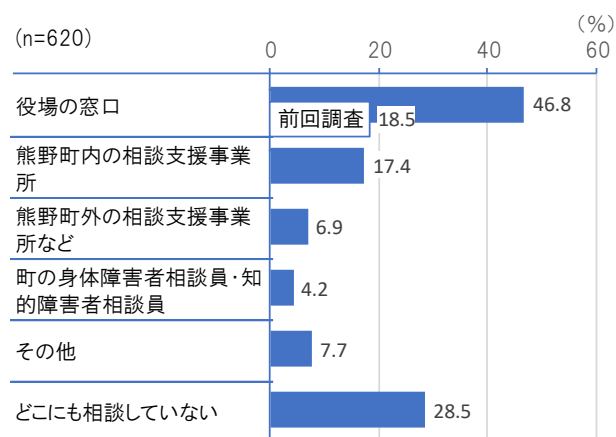
就職相談や仕事に関する悩み・困りごとの相談先では、半数以上の人々が「どこにも相談していない」としており、相談先で最も割合が高いのは、「家族や知人」で2割弱となっています。

「役場の窓口」が相談窓口として、身近な存在になってきている状況にあります。相談していない人も多いことから、“気軽に”相談できる支援体制を構築していくことが重要になります。

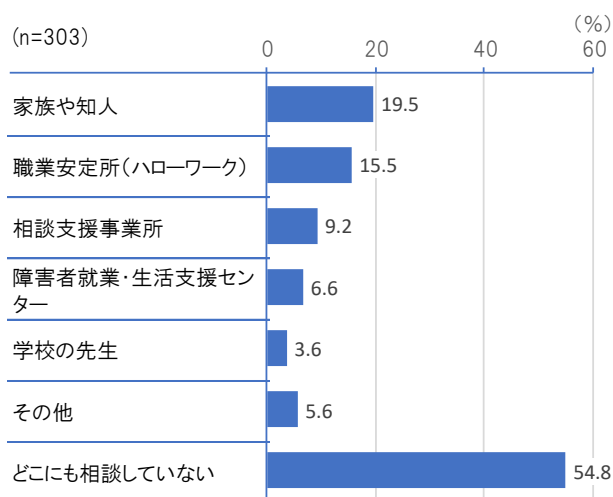
【図 住宅や地域で安心して生活するために必要な支援や配慮】



【図 障害やサービスのことについての相談先】



【図 就職相談や仕事に関する悩み等の相談先】  
(無回答を除いた割合)



## (4) 精神障害者に対する支援について

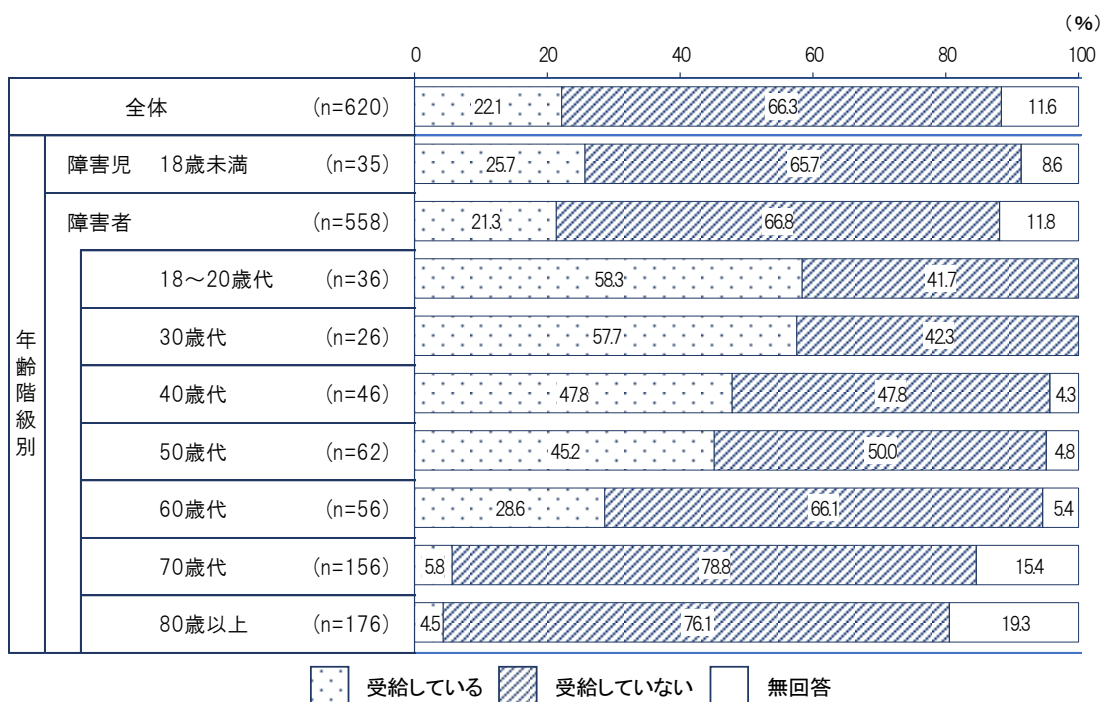
11ページの精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、本町の精神障害者数は年々増加しています。また、11ページの自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移をみると、自立支援医療(精神通院医療)受給者も増加傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者の人数の倍近くとなっています。

アンケートの結果では、自立支援医療(精神通院医療)受給者の割合は18歳以上でみると、年齢が高くなるにつれ低くなっています。

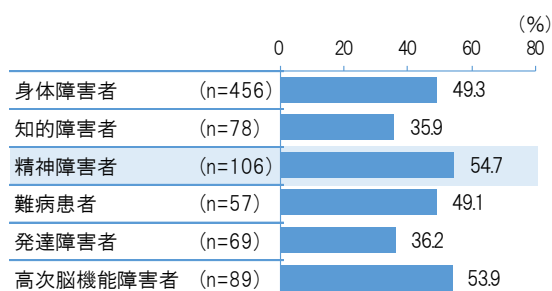
健康な社会生活を送るためには、社会参加と社会関係性が不可欠であり、人々がコミュニティの活動に参加し、互いに支え合う関係を築くことが求められます。

アンケートの結果では、地域活動に参加したことがない人の割合は、精神障害者が最も高い状況にありましたが、精神障害者の社会参加・社会復帰を円滑にするためにも当事者の現実を理解するとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築・推進していくなどの対応が必要になります。

【図 自立支援医療(精神通院医療)の受給状況】



【図 地域活動に参加したことがない人の割合】



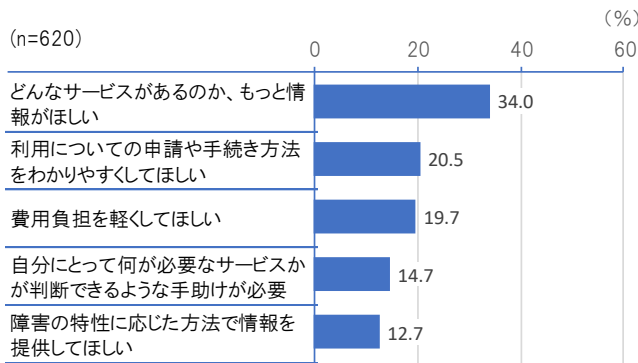
## (5) 障害福祉サービスや支援について

アンケートの結果では、障害福祉サービスをより利用しやすくするために希望することとして、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が 34.0%と最も高くなっていました。また、情報の入手先は、行政機関、医療機関、家族、マスメディア、情報通信機器など多岐にわたっています。

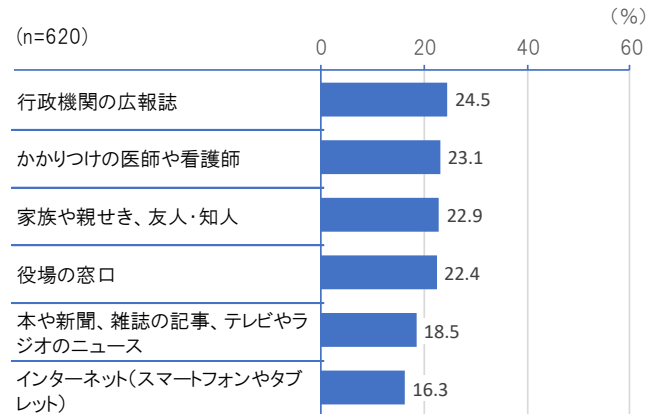
障害福祉に関わる現状については、30.1%の人が満足としており、項目ごとの満足度と統計的処理(重回帰分析)をしたところ、「自分に合った仕事や作業をすること」、「スポーツ、レクリエーションなど障害のある人の社会参加、社会活動のしやすさ」、「障害や障害がある人について周りの人が理解すること」の項目が障害福祉に関わる現状についての満足度に比較的大きな影響を与えていることがわかります。

このことから、障害のある人が自分らしい生活を地域で送る上で、「(自分に合った)就業」、「社会参加」「周囲の理解」が重要な要素であり、これらに関する施策を推進していくことの重要性がうかがえます。

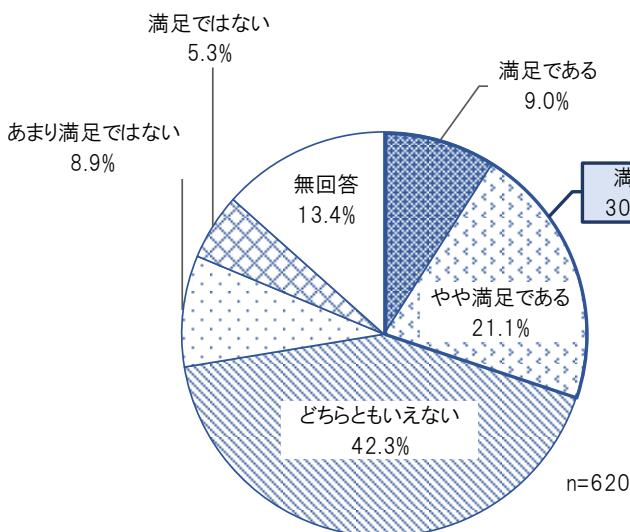
【図 障害福祉サービスを利用しやすくするために希望すること】  
(上位項目抜粋)



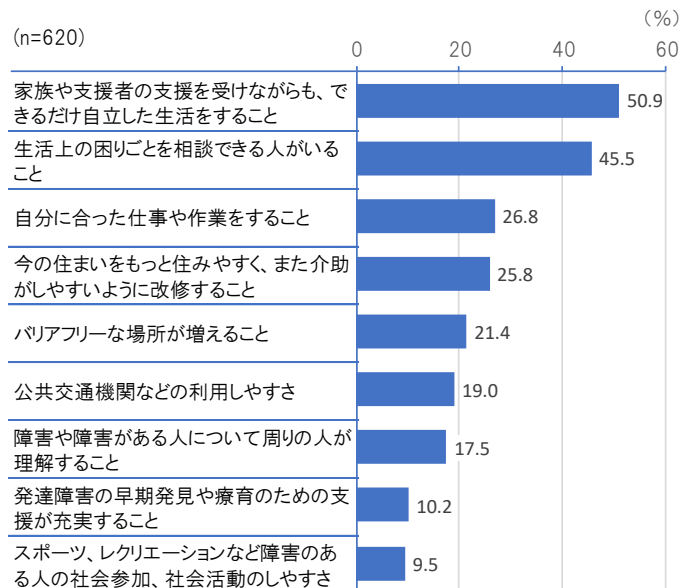
【図 障害のことや福祉サービスに関する情報の入手先】  
(上位項目抜粋)



【図 障害福祉に関わる現状についての満足度】



【図 現状において満足している人の割合】



## (6) 障害児と発達障害に対する支援について

国や都道府県、市町では、発達障害者への支援として、「支援のための体制の整備」や「地域支援体制の整備」、「支援手法の開発や普及啓発」、「発達障害者の就労支援」などを推進していますが、「相談窓口」や「地域とのつながり」、「保護者支援の不足」などの課題があるのが現状です。

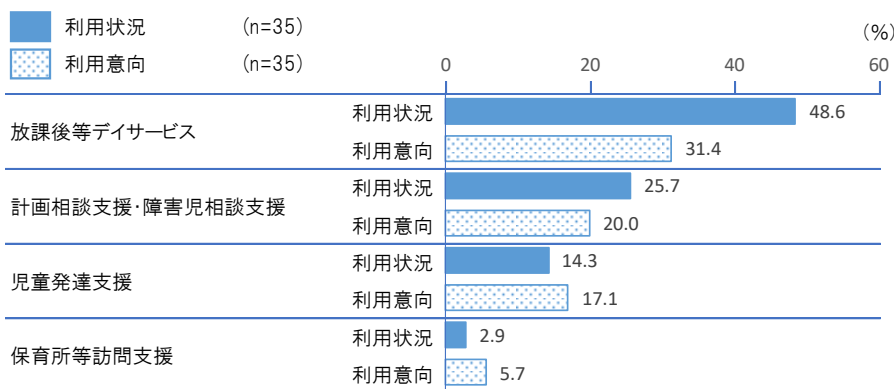
障害児のみのアンケートの回答をみると、発達障害の診断を受けている人の割合は決して少なくなく、発達障害に対する支援の重要性がうかがえます。

障害児に関するサービスでは、「放課後等デイサービス」が、利用状況、利用意向ともに、障害者、障害児を対象とした障害福祉サービス等の中で突出して高い割合となっています。

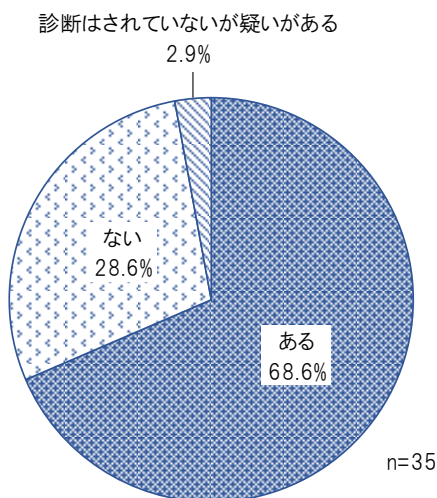
現在、困っていることとしては、「子どもの発達のこと・障害のこと・福祉の制度についての情報が少ない」が6割と最も高くなっています。次いで、「子育てに時間や手間がかかり、自分の時間が持てない」、「子育てのための出費が多い」、「子育てに時間や手間がかかり、十分に仕事ができない」が上位項目となっています。

障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、障害に気づいた段階から切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、地域の保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、取り組むことが不可欠です。

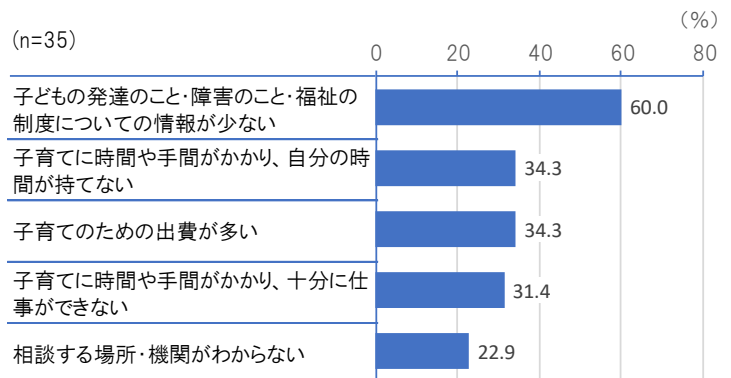
【図 福祉サービス等の利用状況と利用意向】



【図 発達障害の診断の有無(18歳未満)】



【図 現在、困っていること】  
(障害児の保護者のみ回答、上位項目抜粋)



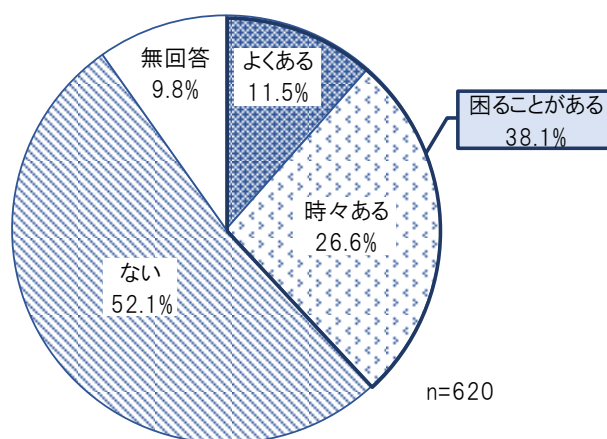
## (7) 障害者の円滑なコミュニケーションについて

全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用と円滑な意思疎通が極めて重要になります。

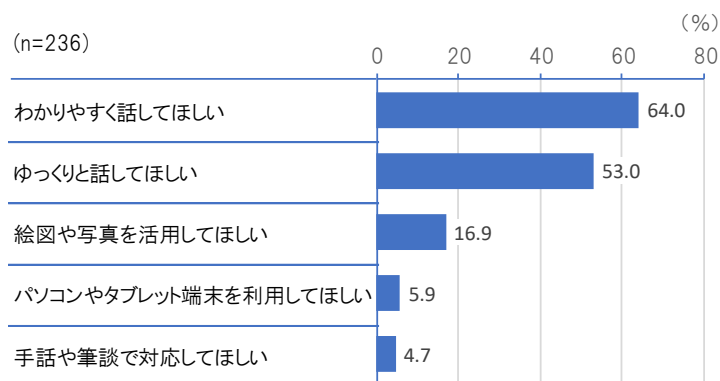
アンケートの結果では、コミュニケーションをとる時に困ることがある人の割合は、38.1%となっています。また、困ることがあった人の中で、コミュニケーションをとる時に配慮してほしいこととしては、「わかりやすく話してほしい」と「ゆっくりと話してほしい」が半数を超えています。

障害者にとって、伝えることと聞く(受け取る)ことの双方で障壁があることを理解した上で、相談機関の職員の研修を通じた知識や技術の向上だけでなく、社会全体の障害者との円滑なコミュニケーションをとるための意識の醸成が必要になります。

【図 コミュニケーションをとる時に困ること】



【図 コミュニケーションをとる時に配慮してほしいこと】  
(上位項目抜粋)



## (8) 障害のある人の家族への支援と障害のある人への支援の持続可能性の確保

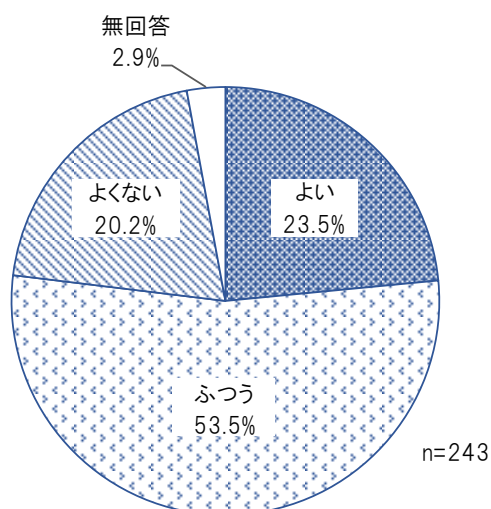
障害のある人の家族は、障害のある人を支えながらも日々、課題に直面しています。そのため、障害のある人だけでなく、その家族への支援も必要になります。

アンケートの結果では、主に介助をしている家族の健康状態では、約2割の人が「よくない」としており、「6 障害児と発達障害に対する支援について」(20ページ)のグラフにあるように、「子育てに時間や手間がかかり、自分の時間が持てない」、「子育てに時間や手間がかかり、十分に仕事ができない」などの制約を受けている状況にあります。

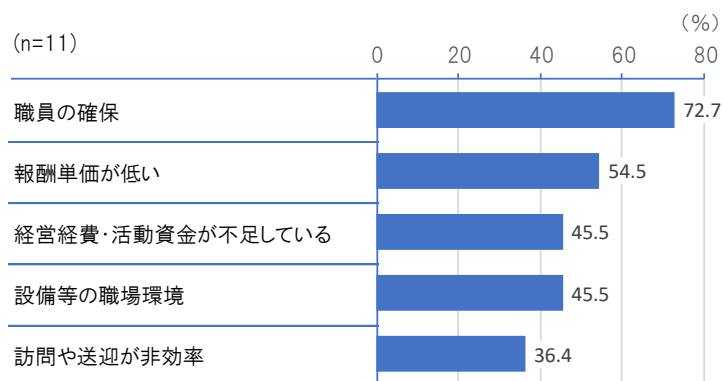
また、障害福祉サービス提供事業所へのアンケートの結果では、運営上の課題として「職員の確保」や「報酬単価が低い」など様々な課題が浮き彫りになっています。

障害者が安心して生活していくためには、その人を支える資源が不可欠で、家族を含め障害福祉サービス提供事業所や障害者支援団体、ボランティアなど様々な資源への支援、ひいては障害者への支援の安定確保に努めていく必要があります。

【図 主に介助をしている家族の健康状態】



【図 障害福祉サービス提供事業所の運営上の課題】  
(上位項目抜粋)



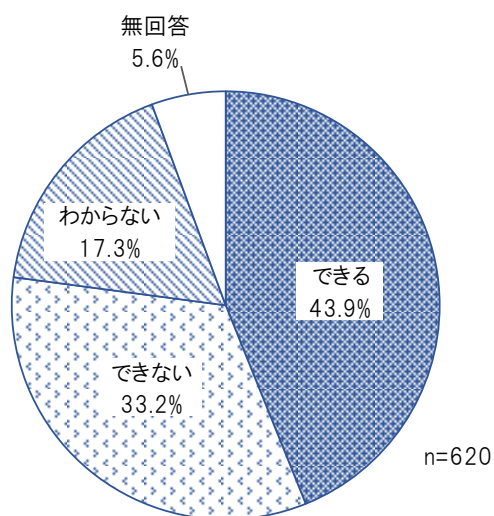
## (9) 災害時における安全確保について

アンケートの結果では、火事や地震等の災害時にひとりで避難できない人の割合は 33.2% となっており、家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所に助けってくれる人がいない人は 30.6% となっています。

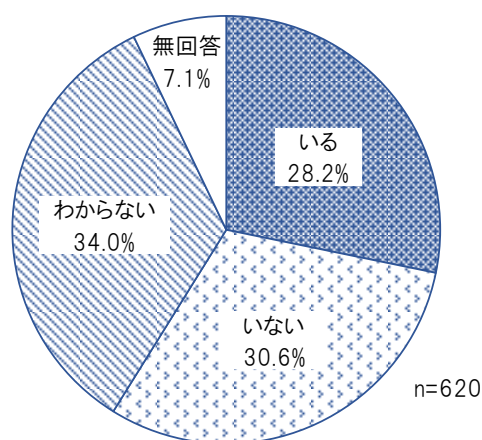
火事や地震等の災害時に困ることでは、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、ひとりで迅速に避難することができない」、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」がともに3割を超え、高くなっていますが、障害の種類によって課題の優先度が変わってきます。

災害等の緊急時を想定し、第一次避難所への速やかな移動と第二次避難所への移動、避難所での生活における支援など、地域と連携した支援体制の構築が必要になります。

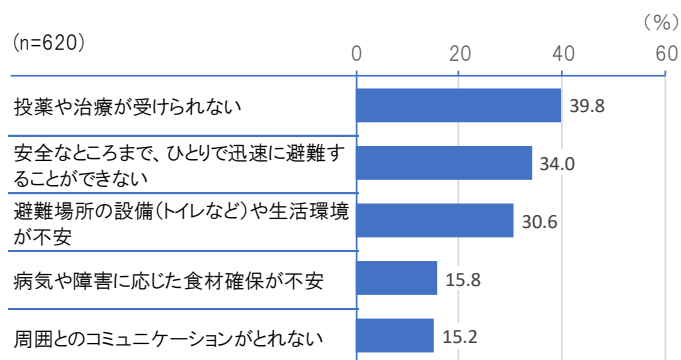
【図 災害時のひとりで避難の可否】



【図 助けしてくれる近所の人の有無】  
(家族不在やひとり暮らしの場合)



【図 災害時に困ること】  
(上位項目抜粋)



## 1 計画期間における成果目標の進捗状況

熊野町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画において設定した以下の10項目に関する数値目標について、その達成状況は次のとおりとなっています。

## (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	備考
地域生活移行者数	2人	0人	目標値:令和元年度末時点の施設入所者数33人に対して、令和5年度末までに施設入所からグループホーム、一般住宅等の地域生活へ移行する人の数

## (2) 福祉施設入所者の削減

項目	目標値 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	備考
施設入所者の削減数	1人	1人	目標値:令和元年度末時点の施設入所者数33人に対して、令和5年度末までに減らす施設入所者の人数

## (3) 地域生活支援拠点等の整備等

項目	目標値 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	備考
地域生活支援拠点等の整備数	1箇所	0箇所	障害のある人の地域生活を支援する機能を持った拠点等の整備数
地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	1回/年	0回/年	

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	備考
一般就労移行者数(①)	3人	5人	目標値:福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援をいう。)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人の数
就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	1人	3人	目標値:上記①のうち、就労移行支援事業から、令和5年度中に一般就労に移行する人の数
就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数	1人	0人	目標値:上記①のうち、就労継続支援 A 型事業利用者から、令和5年度中に一般就労に移行する人の数
就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数	1人	0人	目標値:上記①のうち、就労継続支援 B 型事業利用者から、令和5年度中に一般就労に移行する人の数



(5) 就労定着支援事業の利用

項目	目標値 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	備考
就労定着支援事業の利用者数	2人	1人	目標値: 令和5年度における就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する人のうち就労定着支援事業を利用する人の数

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	目標値	3回	3回	3回
	実績値	3回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者(機関)数	目標値	10 機関*	10 機関*	10 機関*
	実績値	10機関*	15機関*	15機関*
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定の実施回数	目標値	1回	1回	1回
	実績値	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数	目標値	1回	1回	1回
	実績値	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	目標値	1人/月	1人/月	1人/月
	実績値	0人/月	2人/月	1人/月
精神障害者の地域定着支援	目標値	0人/月	0人/月	1人/月
	実績値	0人/月	0人/月	0人/月
精神障害者の共同生活援助	目標値	1人/月	1人/月	1人/月
	実績値	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の自立生活援助	目標値	1人/月	1人/月	1人/月
	実績値	0人/月	0人/月	0人/月

※1機関1人で換算しています。

(7) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績値
児童発達支援センターの設置数	構築済み(圏域)	令和4年度、令和5年度は移行期間のため設置なし
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み	構築済み
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	確保済み(圏域)	確保済み(圏域)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	確保済み(圏域)	確保済み(圏域)
医療的ケア児等支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	4人(R5年度)

(8) 相談支援体制の充実・強化等

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	目標値	有	有	有
	実績値	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	目標値	0件	0件	1件
	実績値	0件	0件	0件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	目標値	1件	1件	1件
	実績値	0件	0件	0件
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	目標値	1回	1回	1回
	実績値	5回	4回	4回

(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	目標値	5人	5人	5人	
	実績値	3人	1人	1人	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	目標値	無	有	
		実績値	無	無	
	実施回数	目標値	0回	0回	1回
		実績値	0回	0回	0回

(10) 発達障害者等に対する支援

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	目標値	0人	1人	2人
	実績値	0人	0人	0人
ペアレントメンターの人数	目標値	0人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	目標値	0人	0人	3人
	実績値	0人	0人	0人

## 2 前期計画期間における障害福祉サービス等の進捗状況

(1) 訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)は利用者数、時間数ともに計画値を上回っていますが、重度訪問介護、同行援護は利用者数、時間数共に計画値を下回っています。

行動援護の利用者数はおおむね計画どおりです。

サービスの種類	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス(合計)	人/月	48	48	48	49	59	62
	時間/月	769	769	769	691	801	721
居宅介護(ホームヘルプ)	人/月	38	38	38	43	53	55
	時間/月	535	535	535	614	725	649
重度訪問介護	人/月	1	1	1	0	0	0
	時間/月	2	2	2	0	0	0
同行援護	人/月	6	6	6	3	2	3
	時間/月	174	174	174	28	9	13
行動援護	人/月	3	3	3	3	4	4
	時間/月	58	58	58	49	67	59
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は令和5年8月末実績(以下同様)

## (2) 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練(生活訓練)は利用者数、日数共に計画値を上回っていますが、自立訓練(機能訓練)では計画値を下回っています。

就労継続支援(B型)は利用者数、日数共に計画値を上回っていますが、就労移行支援、就労継続支援(A型)では計画値を下回っています。

療養介護の利用者数は計画値どおりですが、日数は計画値を下回っています。

短期入所(福祉型)の利用者数はおおむね計画値を下回っていますが、令和5年度の日数は計画値を上回っています。短期入所(医療型)でも利用者数は計画値を下回っていますが、日数は計画値を上回って推移しています。

サービスの種類	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	72	74	74	75	77	76
	人日/月	1,400	1,480	1,480	1,413	1,573	1,560
自立訓練(機能訓練)	人/月	3	3	3	0	0	0
	人日/月	45	45	45	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	2	2	2	5	5	4
	人日/月	8	8	8	65	74	46
就労移行支援	人/月	8	10	12	5	6	5
	人日/月	140	150	160	81	108	88
就労継続支援(A型)	人/月	17	18	20	15	16	17
	人日/月	342	362	382	290	339	348
就労継続支援(B型)	人/月	44	45	45	50	60	59
	人日/月	675	675	690	761	924	817
就労定着支援	人/月	2	2	2	2	3	3
	人日/月	6	6	6	2	3	3
療養介護	人/月	7	7	7	7	7	7
	人日/月	244	244	244	217	214	217
短所入所(福祉型)	人/月	27	30	34	20	31	30
	人日/月	160	180	204	109	171	230
短所入所(医療型)	人/月	4	4	4	2	2	2
	人日/月	12	12	12	16	14	12

## (3) 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)の利用者数は増加しており、計画値を上回っています。また、施設入所支援の利用者数はおおむね計画値どおり推移しています。

サービスの種類	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	1	1	1	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	16	16	16	18	24	24
施設入所支援	人/月	33	33	32	30	31	33

#### (4) 相談支援

計画相談支援の利用者数は増加しており、計画値を上回っています。

サービスの種類	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	42	47	53	52	59	68
地域移行支援	人/月	1	1	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0



## (5) 地域生活支援事業

### ① 必須事業

理解促進研修・啓発事業については、町立図書館において理解促進に関する特別展示を実施しました。また、自発的活動支援事業については、熊野町身体障がい者福祉協会・くまの親の会ひまわり・精神障がい者の家族会「熊野こころの虹家族会」への活動支援助成を行いました。

手話通訳者派遣事業の利用者数は増加しており、計画値を上回っています。

日常生活用具給付事業については、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)の利用件数は計画値を下回っています。また、排泄管理支援用具の件数は令和4年度では計画値を上回っています。

移動支援事業は利用者数、利用時間共に計画値を上回っています。

地域活動支援センターの利用者数は計画値を下回っています。

サービスの種類	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所数	0	0	1	0	0	0
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	無	無
成年後見制度利用支援事業	人/年	4	4	4	3	2	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	—	—	有	0	0	0
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	人/月	6	6	6	5	11	14
要約筆記者派遣事業	人/月	1	1	1	1	1	3
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3	1	3	0
自立生活支援用具	件/年	3	3	3	0	0	0
在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6	7	7	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3	4	2	1
排泄管理支援用具	件/年	434	422	422	408	469	277
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	2	2	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10	11	12	10	12	R6.1月 実施予定
移動支援事業	人/月	25	25	25	24	28	27
	時間/月	180	180	180	218	215	245
地域活動支援センター	人/月	8	8	8	3	3	3

## ② 任意事業

訪問入浴サービスの利用者数、利用時間共に計画値を上回っています。

日中一時支援事業の利用者数はおおむね計画値どおりですが、日数は計画値を上回っています。

腎臓障害者通院交通費助成事業の利用者数、重度障害者福祉タクシー利用助成事業の枚数は計画値を下回っていますが、障害者施設通所交通費助成事業の利用者数は計画値を上回っています。

サービスの種類	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	人/月	0	0	0	0	1	1
	時間/月	0	0	0	0	9	8
日中一時支援事業	人/月	10	10	10	9	9	8
	日/月	50	50	50	81	73	67
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/月	1	1	1	0	1	0
腎臓障害者通院交通費助成事業	人/月	66	66	66	60	53	54
重度障害者福祉タクシー利用助成事業	枚/年	2,800	2,800	2,800	2,285	2,660	1,265
障害者施設通所交通費助成事業	人/月	30	30	30	38	34	35

## (6) 障害児に関するサービス

### ① 障害児通所支援

児童発達支援の利用者数、日数はおおむね計画値を下回って推移しています。

放課後等デイサービスの利用者数、日数共に増加傾向にあり、計画値を上回っています。

サービスの種類	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	31	37	44	24	45	31
	人日/月	248	296	352	161	287	244
放課後等デイサービス	人/月	79	80	81	76	82	88
	人日/月	1,000	1,012	1,024	955	1,162	1,131
保育所等訪問支援	人/月	2	2	2	1	0	1
	人日/月	2	2	2	1	0	1
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

### ② 障害児相談支援

障害児相談支援の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

サービスの種類	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	40	42	43	37	50	44

### ③ その他のサービス

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数は計画値を上回っています。

サービスの種類	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1	0	0	0
	人日/月	1	1	1	0	0	0
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置	配置人数	1	1	1	1	4	4

### ④ 障害児の子ども・子育て支援

保育所及び認定こども園の利用者数は計画値を上回っています。一方、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の利用者数は計画値を下回っています。

サービスの種類	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	5	6	7	13	13	11
認定こども園	人	2	2	2	3	5	3
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	人	23	23	23	22	14	16



### 1 計画の基本的な考え方(国の基本指針)

本計画は、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(基本指針)に即して策定します。

#### (1) 基本理念

基本指針では、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に関わる基本的理念として、次の内容が示されています。

##### ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- ・ 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援に対する配慮のもと、障害者が必要な障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加を実現するための、障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進する。

##### ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

- ・ 市町村は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、および難病患者など18歳以上の障害者と障害児に対し、障害福祉サービスを提供し、均等なサービスを確保する責任を持つ。
- ・ 発達障害者と高次脳機能障害者は精神障害者に含まれ障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることの周知を行う。また、難病患者等も給付の対象であることの周知を行うとともに、難病患者等への支援を明確化する。

##### ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- ・ 障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、課題に対応したサービス提供体制の整備を推進する。
- ・ 地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、障害福祉サービス等の提供体制を確保する。
- ・ 地域生活に対応する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活支援拠点等の整備と機能強化、そして中長期的視点に立った継続した支援が必要である。
- ・ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。



#### ④ 地域共生社会の実現に向けた取組

---

- ・ 地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。
- ・ 地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図り、相談支援・社会参加支援・地域支援の一体的充実を目指した体制整備を推進する。

#### ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

---

- ・ 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。
- ・ 障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。
- ・ 医療的ケア児等が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

#### ⑥ 障害福祉人材の確保・定着

---

- ・ 将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があり、研修の実施、多職種間の連携、障害福祉現場の魅力発信とハラスメント対策、事務負担軽減、業務の効率化等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

#### ⑦ 障害者の社会参加を支える取組

---

- ・ 合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。
- ・ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年法律第49号）を踏まえた視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。
- ・ 「障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」（令和4年法律第50号）を踏まえた障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図る。

（注：基本指針で示された内容について要約を記載）

## (2) 基本的な考え方

基本指針では、障害福祉サービス、相談支援及び障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方として、次の内容が示されています。

### ア 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

#### ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

---

- ・ 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援)の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

#### ② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

---

- ・ 希望する障害者等に日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター)を保障する。

#### ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

---

- ・ 地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。
- ・ 障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、自立生活援助等のサービスと居住支援法人との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援の充実を図る。
- ・ 重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、重度障害者や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進する。
- ・ 地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の充実を図る。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

---

- ・ 就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

#### ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実

---

- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズ等を把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る。

## ⑥ 依存症対策の推進

---

- ・ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援等、地域において様々な関係機関が密接に連携して、依存症である者等及びその家族に対する支援を行う。  
(注：基本指針で示された内容について要約を記載)

### イ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

#### ① 相談支援体制の充実・強化

---

- ・ 相談支援事業者等は、障害者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要である。
- ・ 個別のサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス又は地域相談支援等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行わなければならない。
- ・ 市町村は、福祉に関する各般の問題について障害者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していかななければならない。
- ・ 市町村においては、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図る必要がある。また、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要である。

#### ② 相談支援体制の充実・強化

---

- ・ 障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要である。

#### ③ 発達障害者等に対する支援

---

- ・ 発達障害者又は発達障害児が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、都道府県及び指定都市は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センターの設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置等を適切に進めることが重要である。
- ・ 保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びそ

の家族等に対する支援体制を構築すること、そして、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。

- ・ 発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

#### ④ 協議会の活性化

---

- ・ 市町村は、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くとともに、関係機関との連携のもと効果的な運営を確保することが重要である。

(注：基本指針で示された内容について要約を記載)

### ウ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

#### ① 地域支援体制の構築

---

- ・ 障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要である。
- ・ 児童発達支援センターが中核的な支援機関として、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図るとともに、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。
- ・ 障害児入所施設においては、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うこと等、施設が地域に開かれたものとする必要がある。加えて、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努める必要がある。
- ・ 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設において、常に支援の質の向上と支援内容の適正化を図る必要があるとともに、安全の確保を図るための取組を進める必要がある。

#### ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

---

- ・ 障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要である。
- ・ 障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制を確保することが必要である。併せて、こども家庭センターと連携した支援体制を構築していくことも必要である。
- ・ 学校や障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、市町村の障害児支援を担当する部局においては、教育委員会等との連携体制を確保することが必要である。
- ・ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等、関連施策との緊密な連携の促進に資する実施形態を検討することが必要である。
- ・ 市町村における保育、保健医療、教育等の関係機関との連携をより一層推進し、難聴児本人及びその家族への支援につなげる必要がある。

### ③ 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

---

- ・ 年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要がある。
- ・ 児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら障害児及び家族の支援を行う体制を構築していくことが必要である。

### ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

---

- ・ 重症心身障害児や医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、ニーズや支援体制の実状等を把握した上で、支援体制の充実を図る。
- ・ 心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。
- ・ 市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を配置し、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行うことにより、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する。
- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。
- ・ 虐待を受けた障害児に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めることが必要である。

### ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

---

- ・ 障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる障害児相談支援について、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要がある。

(注：基本指針で示された内容について要約を記載)

## 2 計画の基本理念

障害者施策が目指す姿は、障害の有無に関わらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。

本町では令和3年に本計画の上位計画である第6次熊野町総合計画(令和3年度～令和12年度)を策定し、「ひと まち 育む 筆の都 熊野」を将来像として掲げ、施策を総合的に推進しています。その中での障害者福祉については「誰もが元気で健やかに暮らせるまち」を基本目標として掲げており、本町の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、健康づくりや医療体制の充実を図ることを定めています。

また、前期計画の「熊野町障害者保健福祉計画(平成30年度～令和5年度)」では、「お互いに尊重し合いながら、だれもが自立し健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、障害のある人もない人も、お互いを尊重し合いながら住み慣れた地域で個人の能力を最大限に発揮し、障害者の自己決定・自己選択の下に、あらゆる活動に参加・参画できる地域社会を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、行動の制限や生活様式の変化を余儀なくされ、当初、計画していた内容が十分に反映されていたとは言い難く、本計画では、前期計画の考え方を踏襲しつつ、更なる障害への理解促進と障害者の自己決定と自己実現の推進をすべく、「お互いに尊重し合いながら、だれもが自立し健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、地域で共に暮らし、みんなで支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを目指していきます。

**お互いに尊重し合いながら、だれもが自立し健やかに暮らせるまちづくり**



## 3 基本目標

### 基本目標 1

#### 障害や障害のある人に対する理解の促進

障害のある人となない人が、お互いに支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害や障害者への理解を促進すること、「共生社会」を地域全体で実現することが必要になります。

障害者への理解と共感を深めるために、社会全体での意識の醸成が必要であり、この意識の醸成を通じて、心のバリアフリーを実現することができます。心のバリアフリーとは、障害の有無に関わらず、すべての人が尊重され、受け入れられる状態を指します。障害者への支援や配慮が行き届いた社会で、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指します。

### 基本目標 2

#### 障害のある人とその家族の生活の充実

障害のある人とその家族の生活を充実させるためには、家庭内だけでなく地域全体での共感、理解、支援の要素が重要になります。障害はその人の一部であり、その人の個性を受け入れ、一人の人間として尊重されなければなりません。

また、障害のある人とその家族の健やかな生活を支援するため、保健・医療体制や相談体制の充実やすべての障害者とその家族が豊かな地域生活を送るような支援体制の確立が必要です。

障害のある人の自己決定権を尊重し、自分に適したサービスを自らの意思で選択することができるように支援し、自分らしく、自立した生活の実現を目指します。

### 基本目標 3

#### すべての人の活力ある生活づくりの推進

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要になります。また、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現とともに、障害のある人が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるようにすることも重要です。

就労支援の充実や障害者への雇用機会の拡大を推進するとともに、就労に関する相談窓口、職業訓練、就労定着支援などの強化も必要です。また、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動等の社会活動や障害者の日中活動を支援していく必要があります。

### 基本目標 4

#### 安全安心なまちづくりの推進

障害のある人の住みよいまちづくりと安全・安心の実現のため、移動等の円滑化の一層の推進、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進、公共交通機関・歩行空間等のバリアフリー化の推進、安全な交通の確保、防災、防犯対策の推進など様々な取組が必要になります。

バリアフリーとは、多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)をなくすことです。多様な人たちのことが考慮されていない社会は、心身機能に障害がある人などにとって様々なバリアを生み出しています。障害の有無に関わらず、高齢になっても、どんな立場でも、安心して自由に生活をするために、建物や交通機関などのバリアフリーだけでなく、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」を広げていくことが重要になります。

## 4 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
<p>『お互いに尊重し合いながら、だれもが自立し健やかに暮らせるまちづくり』</p>	<p>1 障害や障害のある人に関する理解の促進</p>	<p>1 相互理解の促進</p> <p>2 権利の擁護</p> <p>3 地域福祉の推進</p> <p>4 人材育成と家族の支援</p>
	<p>2 障害のある人とその家族の生活の充実</p>	<p>1 相談支援体制の充実</p> <p>2 情報提供体制の充実</p> <p>3 地域における生活の支援</p> <p>4 保健医療の充実</p> <p>5 療育・教育の充実</p>
	<p>3 すべての人の活力ある生活づくりの推進</p>	<p>1 雇用・就労の促進</p> <p>2 移動支援の充実</p> <p>3 生涯学習・スポーツ活動・芸術文化活動</p>
	<p>4 安全安心なまちづくりの推進</p>	<p>1 生活環境の整備</p> <p>2 防災・防犯体制の推進</p>



## 具体的な取組

① 啓発広報の推進 ② 福祉教育の推進 ③ 人権教育の推進 ④ ふれあい・交流活動の推進 ⑤ 地域での障害者の交流の場所づくり

① 権利擁護の推進 ② 成年後見制度利用支援事業の充実 ③ 虐待防止及び早期発見の推進 ④ 差別解消についての促進 ⑤ 選挙等における配慮等

① 社会福祉協議会との連携の強化 ② ボランティア団体に対する活動支援と連携の強化及び育成

① 人材育成の推進 ② 関係団体との連携・強化 ③ 障害者とその家族への支援の充実

① 身近に感じられる相談体制の整備 ② ケアマネジメント体制の充実 ③ 基幹相談支援センターの設置  
④ 地域包括支援センターとの連携強化

① コミュニケーション支援事業の充実 ② 情報伝達手段の充実 ③ 情報バリアフリー化の推進

① 障害福祉サービスの充実 ② 地域生活支援事業の充実 ③ 精神障害のある人の地域での支援 ④ 地域生活への移行支援 ⑤ 日常生活の支援 ⑥ 経済的支援

① 障害の予防と早期発見・早期対応 ② 障害に対する適切な保健・医療サービスの提供 ③ 医療費への支援  
④ 専門職種による支援 ⑤ 精神保健福祉の充実 ⑥ 医療的ケア児等についての協議の場の確保

① 就学前療育の充実 ② 学校教育の充実 ③ 放課後対策の推進 ④ 小・中学校における教育相談体制・研修の充実 ⑤ 専門性の向上 ⑥ 各ライフステージに応じた支援体制の充実 ⑦ 学校施設の改善 ⑧ 保健・医療・福祉に関する協議の場の確保

① 福祉の雇用の連携による就労支援 ② 障害のある雇用者への理解促進 ③ 就労相談支援の充実 ④ 就業訓練の充実 ⑤ 障害者福祉施設における雇用機会の拡大 ⑥ 就労定着支援の推進

① 移動支援事業の充実 ② 外出を促進する各種制度の周知 ③ 公共交通機関の利便性向上

① 生涯学習の推進 ② スポーツ・レクリエーション活動の推進 ③ 誰もが参加できるスポーツ等の促進  
④ 文化・芸術活動の推進

① 住まいの場の充実 ② 学校や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③ 安全な歩行空間の確保 ④ 施設・設備の整備・充実

① 避難誘導體制の設備 ② 自主防災組織の整備 ③ 災害時の見守り体制の構築 ④ 防犯対策の推進 ⑤ 避難所での支援体制の整備 ⑥ 福祉避難所の充実 ⑦ 消費者被害への保護の推進

## 1 障害や障害のある人に対する理解の促進

## 現状と課題

障害のある人が、地域で自分らしい生活を実現するためには、障害や障害のある人に対する理解の促進、地域住民の意識の醸成が必要です。しかし、これらには無意識の偏見、適切な情報の提供、障害の多様性への認識などさまざまな課題が存在し、これらの課題を克服することが、地域共生社会を構築し、個々の権利を尊重するために重要です。

本町では、様々な媒体を活用した情報の提供や福祉教育の推進など様々な取組をし、障害のある人に対する理解を深めるための基盤づくりを進めてきました。

「障害福祉に関するアンケート調査」によると、障害に対する町民の理解が深まっていると感じている障害のある人の割合は 20.7%で平成29年の調査結果と比べると3ポイント程度高くなっているものの引き続きの理解促進が求められます。また、障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをしたことがある障害のある人の割合は 32.9%と決して低い割合とは言えません。

今後は、障害や障害のある人に対する理解を深め、誰もが尊厳をもって自分らしく生きることのできる地域社会の構築が不可欠になります。

## 施策の方向性

誰もが尊厳をもって、社会の一員として、互いの暮らしを支え、支えられながら生きる社会(共生社会)を実現するため、障害、障害のある人、そしてその家族への理解を社会全体で深めていくことが必要であり、町広報紙や各種事業などの媒体や機会を活用し、情報発信と周知、福祉教育の推進をします。

障害の有無にかかわらず、誰もが尊重され、平等な権利を享受する権利があります。そのため、社会全体が障害のある人の権利を積極的に擁護し、虐待を防止するための取組が必要であり、住民意識の醸成とともに各種制度や法律の周知、地域福祉推進のための基盤整備を推進します。

## (1) 相互理解の促進

障害や障害のある人について町広報紙やパンフレット等での啓発広報に努めるとともに、イベント等を通じて障害のある人とない人の交流を支援します。

事業項目	事業の内容
① 啓発広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊野町のいのちをつなぐ手話言語条例の普及として普及パンフレットを活用した手話出前講座を実施します。</li> <li>○熊野町障害者福祉サービスガイドブック、町広報紙を通して、障害と障害者に関する正しい理解の啓発に努めます。</li> <li>○「障害者週間(12月3日～9日)」などに合わせて、特別展示を実施し、発達障害や各種障害に関する啓発活動に取り組みます。また、「障害のある人の相談会」を開催し、障害のある人の悩み解消に努めます。</li> </ul>

事業項目	事業の内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町広報紙に毎月手話の紹介記事を掲載し、手話に対する関心を高めることで、情報・コミュニケーションの平等に向けての施策を推進します。</li> <li>○発達障害・精神障害についての理解を広く啓発し、「病気であるという理解」、「相談しやすい雰囲気づくり」、「一人で解決しようとする(よき理解者である相談相手の存在)」などの取組を広げていきます。</li> <li>○熊野町障害福祉サービスガイドブック、町広報紙やパンフレット、町社会福祉協議会事業などを通じて、障害と障害者に関する正しい理解が進むよう啓発に努めていきます。</li> <li>○障害者への理解を深めるため、町社会福祉協議会やボランティア団体等が行う啓発事業やイベント、町民の主体的な学習活動を支援します。</li> <li>○広島県、障害者団体等と連携して「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の普及促進及び町民への周知を図ります。</li> </ul>
② 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児継続支援事業(スマイルキッズ)を周知するとともに学習会を実施します。</li> <li>○社会福祉協議会から、小中学校等へ地域との福祉活動を目的とした補助金を交付します。</li> <li>○小学校等で、高齢者や障害者が日常生活において困っていることや自分たちにできることを考える福祉教育を推進します。</li> <li>○教職員の特別支援教育のスキルアップに向けた取組、研修などを実施します。</li> <li>○こども夏休み講座や障害者週間等の機会に合わせて、障害や障害のある人への理解を深めるための啓発活動を実施します。</li> <li>○幼児から高齢者まで、人権尊重の視点に立った障害者に対する正しい理解と認識に根ざした福祉教育を推進します。</li> <li>○教職員、保育士、町職員等に対して、障害や障害者についての理解の促進を図ります。</li> </ul>
③ 人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習等の場に障害者問題を積極的に取り入れ、町民が相互の人権を尊重し、共存していくという人権尊重の理念が日常生活の中で根づくよう、多様な学習機会と啓発活動の充実を図ります。</li> </ul>
④ ふれあい・交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント等でのバザー販売などを通じて、障害のある人とない人が相互理解を深めるための交流機会の充実に努めます。</li> <li>○地域の祭りや運動会等の地域行事に障害者が参加しやすくなるよう、主催者への啓発や町ホームページ、広報紙等でイベントについての情報提供を行い、様々な交流活動の実施にあたっての支援を充実します。</li> </ul>
⑤ 地域での障害者の交流の場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者の生活の充実と自立を高めることを目指し活動している団体に補助金を交付し、活動を支援します。</li> </ul>

事業項目	事業の内容
	<p>○障害者活動団体の作品等を展示や町内施設での企画展で展示し、多くの人に作品を見ていただくことで、障害者アートを通じて障害者への理解と障害者の社会参加を促進し、共生社会の実現を目指します。</p> <p>○障害者の生活の充実と自立を高めていけるよう、町身体障害者福祉協会等の活動を支援します。</p> <p>○公民館等を活用し、障害のある人とない人が気軽に活動・交流できる場づくりを支援します。</p>

## (2) 権利の擁護

町職員に対して障害者差別解消法や障害者虐待防止法についての認知を図るとともに、虐待の防止及び早期発見に努め、合理的配慮がなされるための必要な支援の充実を図ります。

事業項目	事業の内容
① 権利擁護の推進	<p>○意思表示の困難な障害のある人などが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業(かけはし)を促進するとともに、権利擁護機関と連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。</p> <p>○障害者団体、家族会等が行う自主的な活動を支援し、障害のある人の自立を促進します。</p> <p>○町民を対象に講習会やセミナーを開催し、権利擁護の啓発を図ります。</p> <p>○職員に対して、障害者差別解消法に関する研修や講座を実施します。</p>
② 成年後見制度利用支援事業の充実	<p>○成年後見制度を周知及び利用促進に向けた啓発を講義等を通じて行うとともに、成年後見人等の報酬の助成などの支援をします。また、法人後見事業も加えて、知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際の支援をします。</p> <p>○判断能力の充分でない障害のある人や認知症の高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。</p> <p>○関係機関への制度の周知や利用促進についての呼びかけを引き続き実施します。</p>
③ 虐待防止及び早期発見の推進	<p>○虐待防止月間(11月)、町広報紙、介護事業所及び障害者福祉事業所等への啓発文書送付、懸垂幕(町民会館、くまの・こども夢プラザ)の設置など、様々な機会や媒体を利用し、虐待防止の啓発をします。</p> <p>○障害者虐待防止ネットワーク会議の開催を継続し、関係機関との連携のもと障害者や児童、高齢者等に対する虐待の防止及び早期発見と対応に努め、障害者虐待の通報・届出を受け適切な対応を図ります。</p>

事業項目	事業の内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待、高齢者虐待の対応を行う部署とも連携し、適切な対応がとれる体制を整備します。</li> <li>○職員のさらなるスキルアップを目指して、各種研修会等の受講に努めます。</li> </ul>
④ 差別解消についての促進	○町広報紙などを通じて、障害者差別解消法の周知を図るとともに、社会的障壁の除去について合理的な配慮がなされるために、必要な支援の充実に努めます。
⑤ 選挙等における配慮等	○障害のある人の生活状況に応じた情報提供や投票所のバリアフリー化等、誰もが投票しやすい環境整備を目指します。

### (3) 地域福祉の推進

社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア参加の機会の拡充を進めるとともに各グループとの密なコミュニケーションを図りながら、その活動内容を地域住民に広く周知します。

事業項目	事業の内容
① 社会福祉協議会との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、町社会福祉協議会による地域福祉活動(ミニ・デイホーム、三世代交流会、地域交流会、一人暮らし高齢者の集い等)を積極的に推進します。</li> <li>○町社会福祉協議会スタッフの企画力、交渉力や行動力を養成し、専門員やボランティアコーディネーターとのスキルアップを図るため、各種事業の支援を行い、地域住民との協働作業を積極的に推進します。</li> <li>○地域福祉活動の新たな担い手と参加者の確保に努めます。</li> </ul>
② ボランティア団体に対する活動支援と連携の強化及び育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町社会福祉協議会において、ボランティア活動を希望する町民のための各種講座を実施し、ボランティアに参加する機会の拡大に努めます。</li> <li>○町社会福祉協議会において、各ボランティアグループとのコミュニケーションを密にするとともに、各グループ・団体の活動を広く町民に紹介します。</li> <li>○町社会福祉協議会、障害者関係施設、ボランティア団体と連携し、具体的な福祉活動の実践を推進します。</li> <li>○町広報紙など様々な媒体や手法を活用し、新たな参加者を確保します。</li> </ul>

#### (4) 人材育成と家族の支援

専門員やボランティアコーディネーター等のスキルアップを図り、関係団体との連携を強化します。また、障害のある人とその家族についての相談やサービス体制等、様々な支援の充実を図ります。

事業項目	事業の内容
① 人材育成の推進	○ボランティア活動について、リーダー育成のための必要な知識や技術等に関する講座を実施します。 ○町広報紙など様々な媒体や手法を活用し、新たな参加者を確保します。
② 関係団体との連携・強化	○障害のある人が進んで社会参加できるよう、地域自立支援協議会事務局会議等などで障害者関係団体や事業所と情報の共有と連携強化を図り、地域課題の解決を目指します。
③ 障害者とその家族への支援の充実	○障害のある人とその家族に対して、日常生活での相談や支援の充実を図ります。 ○障害児と保護者で構成される「親の会」や精神障害者家族会などの活動団体に補助金を交付し、活動を支援します。



## 2 障害のある人とその家族の生活の充実

### 現状と課題

障害のある人とその家族が、地域で安心して生活していくためには、地域社会全体での支援が必要となります。障害のある人とその家族への支援において、社会的な偏見と差別、相談等支援体制の構築と円滑な利用、情報の提供と利活用、経済的支援、教育と就労の機会創出など様々な課題や取組が挙げられます。

本町では、障害のある人とその家族にとって身近に感じられる存在になることを前提に、相談体制・支援体制の整備や人材育成などを推進しました。

「障害福祉に関するアンケート調査」によると、障害やサービスのことについての相談先として、アンケート回答者の46.8%が「役場の窓口」を挙げ、令和2年の調査結果と比較すると28.3ポイントと大幅に高くなっています。また、「どこにも相談していない」は8.6ポイント低くなっています。このことから、「役場の窓口」がより身近な存在として利用されているのがうかがえます。

障害のある人に限らず、社会が抱える問題は複雑化・複合化しており、障害のある人の多様なニーズに対応した支援を行っていくためには、障害のある人の能力や希望に合わせた支援から、アクセシビリティの向上、教育や雇用機会の拡充まで幅広い領域にわたる包括的なアプローチが不可欠であり、保健・医療だけでなく地域の社会資源が連携し、推進していくことが重要です。

### 施策の方向性

障害のある人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活するために、相談体制、支援体制の充実を図ります。相談窓口や支援機関などの情報提供を重層的に行うとともに、相談や支援にたずさわる人への研修等を行い、相談しやすい、支援を受けやすい環境づくりに努めます。

また、障害の特性に応じた医療サービスの提供や発達障害のある人の療育や教育体制を整備するとともに、関係課・関係機関との連携を密にし、きめ細かな支援体制を整えます。

### (1) 相談支援体制の充実

電話やメール等の相談方法や相談員への研修を充実させるとともに、町地域包括支援センターとの連携の強化に努めます。

事業項目	事業の内容
① 身近に感じられる相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○町民に身近に感じられる相談窓口として、役場の各課が連携しつなげる体制を整備し、来所相談のほか、電話相談、FAX、電子メールなど、相談者が利用しやすい手段の活用を図るとともに、積極的に周知を図っていきます。</li><li>○身体障害者相談員・知的障害者相談員を配置し、障害者福祉に関する様々な相談に身近な立場から対応するとともに、各種相談員と民生委員児童委員に対して、適切な相談・助言に関する研修を充実します。</li><li>○保健福祉関係イベント会場等において、各種障害に関する相談会を開催します。</li></ul>

事業項目	事業の内容
② ケアマネジメント体制の充実	<p>○地域自立支援協議会において、地域における相談支援事業を適切に実施していくための運営評価や困難事例への対応について協議・調整を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの一層の充実・発展を図ります。</p> <p>○相談支援事業所と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談対応、専門機関への紹介等、相談支援の充実を図るとともに、ライフステージで途切れることのない継続的な相談の行える体制づくりを図ります。</p> <p>○障害者福祉サービス等の調整など、障害者を取り巻く関係者との個別支援会議を迅速に開催できる体制の充実を図ります。</p> <p>○障害者一人ひとりに合った適切なサービス利用計画書が作成されるように、指定特定相談支援事業者が行う相談支援の充実を図ります。</p> <p>○障害特性を理解した上での、ケアマネジメント体制を整えるために、計画相談員や町職員等の研修による資質の向上を図ります。</p>
③ 基幹相談支援センターの設置	<p>○障害のある人とその家族の地域生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度に関すること等の総合的な相談のほか、権利擁護や地域移行支援、相談支援事業所へ専門的な指導等を行うため「基幹相談支援センター」を検討しており、今後も引き続き協議を進め、その設置を目指します。</p>
④ 地域包括支援センターとの連携強化	<p>○障害者の世帯(家族が高齢者など)の生活を包括的に支えるため、町地域包括支援センターとの連携を強化します。</p>

## (2) 情報提供体制の充実

手話通訳者派遣事業をより一層充実させるとともに、高齢者や様々な障害特性に配慮した情報提供手段の充実を図ります。

事業項目	事業の内容
① コミュニケーション支援事業の充実	<p>○手話通訳者派遣事業を継続するとともに、さらなる意思疎通の円滑化のために、要約筆記者の派遣や、点訳、音訳等による支援事業の充実に努めます。</p> <p>○手話奉仕員の養成に取り組みます。</p>
② 情報伝達手段の充実	<p>○町ホームページや広報紙、LINEのチャットボット等によるサービス等に関する情報を充実させるとともに、高齢者や障害のある人にも配慮した情報提供に取り組みます。</p> <p>○支援者、利用者に対して、サポートファイルの活用についての研修会を開催し、関係機関への協力を依頼します。</p>
③ 情報バリアフリー化の推進	<p>○障害のある人を含めた誰もが、自由に情報の発信や取得ができる社会をつくるために、点字の広報作成や町ホームページの音声化対応等、障害の特性に配慮した情報提供を進めます。</p> <p>○各種情報媒体(サービスガイドブック、防災マップ等)について、障害者の利用に役立つよう音訳、点字化などの促進を図ります。</p>



事業項目	事業の内容
	<p>○図書館において、活字で書かれた資料を読むことが困難な人たちのために、対面朗読サービスを充実させます。</p> <p>○図書館に設置してある通常の活字資料を読むことが困難な人たちのための、文字を拡大する機器及び音声で読み上げる機器や大活字本の利用促進を図ります。</p> <p>○図書館において、広島県立図書館と連携した、視覚障害者等への資料貸出サービスの利用促進の周知を図ります。</p>

### (3) 地域における生活の支援

町民が安心して生活できるよう、特性に応じたサービスの提供や総合的支援体制の充実に努めます。

事業項目	事業の内容
① 障害福祉サービスの充実	○障害者総合支援法に基づき、障害者福祉サービスの必要量を確保するとともに、障害者の障害特性や障害の程度に応じた障害福祉サービスの充実を図ります。
② 地域生活支援事業の充実	○障害者がそれぞれの能力及び適正に応じ、障害福祉サービス等を利用しながら、自立した日常生活又は社会生活を住み慣れた地域で送ることができるよう、町が実施主体となり、地域生活支援事業の充実に努めます。
③ 精神障害のある人の地域での支援	○障害の特性等を考慮しサービスの質の向上を目指すとともに、医療機関と連携し地域ケア体制づくりを進め、精神障害のある人が自立した生活を送ることができるよう支援します。
④ 地域生活への移行支援	<p>ア 居住の場、日中活動の場の確保</p> <p>○障害者が地域住民の理解や必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ることのできる居住の場、日中活動の場の確保に努めます。</p> <p>イ 入所施設の利用</p> <p>○新たな入所施設の利用については、本人の意向を尊重した上で、地域での生活への移行を促進するための支援を基本とします。</p>
⑤ 日常生活の支援	<p>ア 日常生活用具の給付</p> <p>○地域生活支援事業として、重度障害者(児)の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。</p> <p>イ 補装具費(購入・修理)の支給</p> <p>○障害者総合支援法に基づき、身体障害者の職業その他日常生活の能率向上を図ることを目的として補装具の購入費等の一部を支給します。</p>
⑥ 経済的支援	<p>○年金・手当(特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害基礎年金(国民年金)、心身障害者扶養共済制度、生活福祉資金)がより適切に活用されるように広報等により周知を図ります。</p> <p>○障害者が障害者施設等への通所に対する交通費、腎臓障害者が人工透析治療のための通院に要する交通費を助成します。</p>

#### (4) 保健医療の充実

地域で安心して医療サービスを受けることができるよう、保健・医療サービス体制の充実を図るとともに医療的ケア児等についての協議の場の確保に努めます。

事業項目	事業の内容
① 障害の予防と早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活習慣病の予防、健康の保持増進を図るため、健康教育、健康相談の充実に努め、健康づくりを推進します。</li> <li>○妊婦健診・乳児健診、育児相談やフォロー教室(あそびの教室)、家庭訪問等の実施により、障害の早期発見、早期療育を効果的に推進し、乳幼児の健やかな発育を促します。</li> <li>○発達が気になる子どもの保護者に対する、療育・支援の必要性についての理解を促します。</li> </ul>
② 障害に対する適切な保健・医療サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児及びその家族のよりよい地域生活を支援するために、小児地域リハビリテーション事業の充実に努めます。</li> <li>○脳卒中等の疾患、事故等による後遺症のため機能の低下した人や障害のある人に対し、保健師等の専門職が適切な相談・支援を行います。</li> <li>○保健指導が必要な者及び家族に対して、保健師等が訪問などを行い必要な支援を行います。</li> <li>○救急対応や専門的な医療を含めた地域での医療提供体制について、関係機関と連携を図り、一層の充実に努めます。</li> <li>○発達障害の子どもを育てた経験や一定の研修等を受けた保護者が「ペアレント・メンター」として、現在子育て中の保護者の話を聴いたり、自身の体験談を話したりするペアレントメンター事業の広域運用を検証します。</li> </ul>
③ 医療費への支援	<p>ア 自立支援医療の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援医療において、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を提供します。</li> </ul> <p>イ 福祉医療の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重度障害者の健康管理と患者家族の医療費負担の軽減を図るため、重度心身障害者医療費支給を引き続き実施します。</li> </ul>
④ 専門職種による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○質の高い安定した保健・医療サービスの提供や相談支援を行うことができるよう、保健師・栄養士・理学療法士等専門性を活かした保健事業等を実施します。</li> </ul>
⑤ 精神保健福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害のある人への医療支援として、保健所や医療機関等と連携しながら障害の重度化を防ぎます。</li> <li>○退院・退院後の様々な支援を積極的に行い、精神障害のある人の社会復帰を支援します。</li> <li>○こころの相談会や精神障害者家族会「こころの虹家族会」等の機会を通じて、障害のある人とその家族が気軽に相談できる環境を確保します。</li> </ul>
⑥ 医療的ケア児等についての協議の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健、医療、障害福祉、保育、教育等が連携し、医療的ケア児等に必要の支援や医療体制を整備するとともに、地域生活についての課題の改善に向けて協議できる場を確保します。</li> </ul>

## (5) 療育・教育の充実

幼児期から高齢期まで一貫した保健医療サービスを提供します。

事業項目	事業の内容
① 就学前療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前の児童には、療育を通じて心身の発達を促すとともに、将来の学校生活のための基礎づくりを行う必要があることから、引き続き、保護者への相談体制を整備し、障害児の子育てへの不安を軽減します。</li> <li>○心身に障害のある児童を障害のない児童とともに集団保育を行うことにより、心身の発達を促し、社会生活に必要な基礎能力を養成します。</li> <li>○保育・教育、保健・医療・福祉など各関係機関の連携による障害児の成長段階に応じた総合的な医療ケア機能の整備を推進します。</li> </ul>
② 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前の児童を含め、障害のある児童・生徒に対する学校における教育・支援のあり方を、教育委員会が保護者とも十分相談した上で、どのような配慮が必要かを検討し、その体制の充実を図ります。</li> <li>○障害の有無に関わらず、すべての児童・生徒の個別の教育支援計画を作成し、小・中学校が連携した指導を充実します。</li> <li>○特別支援学校のセンター的機能を活用し、巡回相談等を実施しながら、幅広い分野の専門的知識や技術を、小・中学校教育に総合的に活用していきます。</li> <li>○介助員や配慮児童支援員を配置し、授業の進行をより円滑に進めます。</li> </ul>
③ 放課後対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童クラブ等において、障害のある児童本人とその保護者の意思を尊重しながら、適切な受け入れに努めます。</li> <li>○支援員に対して、引き続き研修への参加を促進し、障害や障害のある人に対する理解を深めます。</li> </ul>
④ 小・中学校における教育相談体制・研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児の卒業後進路指導、福祉サービスの選択利用、在宅における生活自立のための取組、就労・雇用等の相談指導について、教育・福祉・労働の関係機関や企業との連携により、教育相談体制の充実を図ります。</li> <li>○障害の種類等に応じた専門的な指導を行うため、専門的な見解を踏まえた就学指導の充実を図ります。</li> </ul>
⑤ 専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障害について、保育士や教職員の理解を深めるための研修会を開催するとともに、各種研修会への参加を促します。</li> <li>○小・中学校、保育所等の職員等に対し、子どもの特性に応じた対応や指導方法について、巡回相談等を用いて支援を行います。</li> </ul>
⑥ 各ライフステージに応じた支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児期から成人期に至るまでの各ライフステージにおける円滑な支援体制の引継ぎが行えるよう、関係機関との連携を強化します。</li> <li>○広島県が提供するサポートファイルの周知と利用促進を図ります。</li> </ul>

事業項目	事業の内容
⑦ 学校施設の改善	○障害のある児童・生徒が安心して通い、使いやすく、安全性が確保された学校施設とするため、大規模改造工事等の際に学校施設・設備の整備改善を図ります。
⑧ 保健・医療・福祉に関する協議の場の確保	○保健・医療・福祉などの様々な関係機関や団体と連携し、障害のある人に関する施策の課題を検討する場を確保します。



### 3 すべての人の活力ある生活づくりの推進

#### 現状と課題

共生社会は、すべての人が、支える人と支えを受ける人に分かれることなくともに支え合い、さまざまな人々の能力が発揮されている活力のある社会です。

障害のある人が自分の可能性を認識し、能力を発揮して活躍し、成長をつづけることができる環境が共生社会には不可欠であり、その環境構築を社会全体で取り組んでいくことが重要です。

個人の能力発揮や成長においては、活躍の場や役割が重要な要素になるため、障害のある人の就労や地域活動等の社会参加を支援するとともに、周囲の理解や対応などのソフト面と移動手段などのハード面の双方での多角的な取組を進めていく必要があります。

「障害福祉に関するアンケート調査」では、地域の活動や行事へ参加したことがない人の割合が48.2%と半数近くを占めています。また、障害のある人が地域の活動や行事に参加しやすくするために必要と思われることにおいて、「支援してくれる人」、「障害のある人に対する周囲の理解」、「参加しやすいイベントなどの企画」のいずれもが3割以上を占めていました。

就労に関しては、18歳以上のアンケート回答者のうち就労している人が7割以上を占めており、就労支援(A型、B型)などの福祉作業所等から一般就労に移行したいと思っている人の割合が51.2%と半数を超えていることから、障害のある人の能力や希望に応じて、社会的、経済的な活動への参加と自己実現を果たす機会を創出する環境の整備が求められます。

#### 施策の方向性

企業側の障害や障害のある人に対する理解促進に努めるとともに、障害に合った仕事とのマッチングや、適正に応じて能力を発揮できる環境づくりの促進を目指します。

また、就労や地域活動・文化活動等の社会参加には移動を伴うことから、障害のある人の移動等の円滑化を促進します。

障害のある人の文化芸術活動やスポーツ活動は、社会的な参加と文化の享受を促進する重要な手段でもあり、障害者の自己表現や能力の開花を追求し、新たな視点や価値観の形成につながることを期待されることから、参加しやすいイベントの企画と開催、そしてそれらに関わるサポーター等の育成に取り組みます。

#### (1) 雇用・就労の促進

障害のある人が安心して自立した生活ができるよう、企業や関係機関等との密な連携を取りながら、相談体制や情報提供体制、定着支援に努めます。

事業項目	事業の内容
① 福祉の雇用の連携による就労支援	○就労を希望する障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上等のため、必要な訓練を行う「就労移行支援事業」や、一般の事業所で雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供する「就労継続支援事業」の取組を推進します。
② 障害のある雇用者への理解促進	○公共職業安定所等と提携して、一人でも多くの障害者が就労できるよう、事業所への啓発に努めます。
③ 就労相談支援の充実	○熊野町商工会において、障害者の就業に関する相談の機会を就職ガイダンス及び出張相談会等で提供します。

事業項目	事業の内容
	○公共職業安定所、広島障害者職業センター、障害者を雇用する町内の事業所等と連携して、障害者雇用の情報提供や相談体制の充実等により就労支援を推進します。
④ 就業訓練の充実	○広島障害者職業能力開発校や県立高等技術専門校等と連携し、障害特性に応じた職業訓練により、就労機会の拡大を図ります。 ○「就労移行支援」、「就労継続支援」の利用促進のため、通所交通費の支給をします。 ○障害者就業生活支援センターとの連携を強化し、就業訓練の充実に努めます。
⑤ 障害者福祉施設における雇用機会の拡大	○障害者福祉施設における、就労促進に向けてのさまざまな事業の充実を支援します。 ○町内の障害者福祉施設に対して、障害者の雇用を促進するため、受注機会の拡大を図るよう支援します。
⑥ 就労定着支援の推進	○障害のある人が、長期的に働くことが出来るよう、サービス提供事業所や関係機関との連携を強化し、定着支援に努めます。

## (2) 移動支援の充実

誰もが自立した生活を送れるよう、公共交通機関の利便性の向上に努めるとともに、公共施設等のバリアフリー化を進めます。

事業項目	事業の内容
① 移動支援事業の充実	○屋外での移動に困難がある在宅の障害者について、外出のための支援を行うため、地域生活支援事業の中で「移動支援事業」を行います。 ○移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、個別給付で障害福祉サービス(重度訪問介護、行動援護、同行援護)を提供します。 ○町社会福祉協議会において、車椅子で日常生活を送っている障害者の移動手段を確保する「福祉移送サービス」を実施します。また、車イスに乗ったままで、狭小スペースで乗り降りできる自動車を貸し出す「福祉車両貸出事業」を実施します。 ○事業の継続のため、運転協力員の確保と育成に努めます。
② 外出を促進する各種制度の周知	○重度障害者がタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成する利用券を交付します。 ○身体障害者が就労などのために自動車運転免許を取得する場合、費用の一部を助成する制度の周知を図ります。 ○重度身体障害者が就労などに伴い、自ら所有する自動車を運転するために、アクセルなどの装置を改造する必要がある場合、改造費を助成する制度の周知を図ります。 ○身体障害者又は知的障害者を対象に、有料道路で通行料金の割引を受けられる制度の周知を図ります。 ○身体障害者等用駐車場を適切に利用していただくための「広島県思いやり駐車場利用証」の交付を推進します。

事業項目	事業の内容
③ 公共交通機関の 利便性向上	<p>○障害者等の外出を支援するため、路線バスへのノンステップバスの導入を関係事業所に働きかけます。</p> <p>○国土交通省の補助事業等を活用し、地域公共交通の維持・活性化の取組を行います。</p>

### (3) 生涯学習・スポーツ活動・芸術文化活動

障害のある人がいきいきと充実して暮らせるよう、スポーツや文化活動等に積極的に取り組める場の提供や支援の充実に努めます。

事業項目	事業の内容
① 生涯学習の推進	<p>○公民館など身近な地域において、障害者が生涯学習活動に取り組めるよう、各種講座等の情報提供、受け入れ体制等の整備充実を図ります。また、障害の特性に応じた「学習機会や体験の確保」について検討します。</p> <p>○障害者が参加しやすい生涯学習の場の整備に努めるとともに、障害のない人が点字や手話等を学ぶ機会など、障害について理解を深める場を提供します。</p> <p>○引き続き、図書館において、公民館への配送・返却や来館困難な人への郵送等のサービスを実施します。</p>
② スポーツ・レクリエーション活動の推進	<p>○特定非営利活動法人熊野健康スポーツ振興会と連携し、障害者の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、各種スポーツ・レクリエーション事業を実施します。</p> <p>○各種スポーツ教室や、リハビリを目的とした、バランス感覚や柔軟性、筋力アップの指導を行う「健康体力づくり教室」をスポーツ推進委員と協力して、開催します。</p> <p>○障害者と障害のない人が一緒に、自分に合ったスポーツを選んで、楽しんで健康な身体づくり、仲間づくりができるよう、町民の自主的なクラブ運営を支援します。</p> <p>○町内の障害者福祉施設に体操指導のボランティアやニュースポーツの指導者を派遣するとともに、用具の貸出を行います。</p> <p>○身体障害者スポーツ指導員資格を取得した職員等による介護予防を目的とした運動指導を実施します。</p> <p>○健康増進や介護予防の運動指導ができる健康運動指導士を養成します。</p>
③ 誰もが参加できるスポーツ等の促進	<p>○新たなスポーツを開拓し障害者が障害のない人と一緒に楽しめる教室や、新たに障害者、低体力者等を対象とした「リハビリ・体力アップ教室」を健康運動指導士の指導のもと継続して実施します。</p> <p>○町民体育館に来ることができない対象者のために、公民館や自治会の集会所等に出向いて教室の開催に取り組みます。</p>
④ 文化・芸術活動の推進	<p>○各種文化講演セミナー等において、手話通訳者や要約筆記者の配置に努めます。</p> <p>○障害者の芸術文化活動の機会の拡充や発表の場の提供、作品展等の開催を支援します。</p>

## 4 安全安心なまちづくりの推進

### 現状と課題

障害のある人が安心して外出できるようにするための、公共の施設のスロープ、手すり等の整備や、車いす使用者等対応トイレの充実などのほか、災害や防犯から障害のある人を守るための障害の特性に配慮した支援体制の構築と未然の被害防止対策を推進することが重要です。また、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら、総合的な福祉のまちづくりの取組を継続することが重要です。

「障害福祉に関するアンケート調査」では、火事や地震等の災害時にひとりで避難できないと回答した人の割合が33.2%で、わからないとした人が17.3%でした。また、災害時に困ることについては、全体では「投薬や治療が受けられない」が39.8%と最も高くなっていますが、障害の種類によって困ることの傾向が異なっており、全体としてとらえるのではなく、障害の特性によって考慮していくことが必要になります。

また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止を推進する必要があります。

### 施策の方向性

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、「安全」性の正しい認識のもと、その向上が「安心」の確保につながるよう、行政、地域、企業、町民が各種のリスク情報を共有し、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携してまちの安全性を高めるための対策に取り組んでいく必要があることから、生活環境、災害、犯罪のあらゆる場面において、行政、地域、企業、町民が連携し、事前の体制整備と安全管理の実質的運用につなげていきます。

### (1) 生活環境の整備

誰もが暮らしやすい地域にするため公共施設や道路等の環境の整備を行うとともに、移動等の円滑化に取り組みます。

事業項目	事業の内容
① 住まいの場の充実	○障害者が暮らしやすい住宅の整備を図るため、住宅改修費助成制度の周知に努めます。 ○障害者が今後も住み慣れた地域で、安定した自立に向けた生活を続けることができるよう、グループホーム等の整備を関係機関と連携し促進します。
② 学校や公共施設等のバリアフリー化の推進	○小・中学校や保育所については、改築時においてバリアフリー整備を推進します。 ○その他の公共施設についても、障害者の視点に立った施設整備に努めます。 ○既存する公園・緑地についても、周辺におけるバリアフリー化の現状や地域住民のニーズを踏まえつつ、バリアフリー整備を検討します。
③ 安全な歩行空間の確保	○障害者が安心して利用できる歩行空間とするために、歩道の段差解消等に努め、バリアフリーの道づくりを推進します。



事業項目	事業の内容
	○放置自転車など、道路上の放置物に対する指導の強化を図り、安全な歩行空間の確保に努めます。
④ 施設・設備の整備・充実	○障害者が自主的に活動できるよう、公民館やスポーツ施設等のバリアフリー化を推進するとともに、トイレや休憩所等のスペースを確保します。

## (2) 防災・防犯体制の推進

地域で安全で安心して生活できるよう、避難場所や避難所などの支援の充実と消費者被害の防止に努めます。

事業項目	事業の内容
① 避難誘導體制の設備	<p>○「熊野町地域防災計画」及び「熊野町災害時要配慮者避難支援制度実施要綱」に基づき、平常時から、情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有等の避難誘導體制の整備に努めます。</p> <p>○災害発生時の円滑な避難誘導のため、行政機関と地域の福祉関係者等が連携し、障害者等の所在の積極的な把握を行います。</p> <p>○有事の際に地方公共団体等が国民の保護に関する措置を講ずることを定めた「国民保護計画」に基づき、障害者等の避難誘導體制の整備に努めます。</p> <p>○災害時の情報伝達手段として、「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」を活用し、緊急地震速報等を、防災行政無線を通じて、迅速に町民に伝達します。</p> <p>○ペット同行避難体験やペット防災の講座を通じて、人とペットの災害対策を支援します。</p> <p>○各防災交流センターにおいて、地域住民とともに、コミュニティの活性化や防災意識の向上に取り組みます。</p>
② 自主防災組織の整備	<p>○自治会における自主防災組織の設立を支援します。</p> <p>○災害時に活動できる自主防災組織の育成指導のため、定期的な防災訓練などを実施します。</p> <p>○防災訓練の実施や防災資機材の整備、避難の呼びかけ体制を構築する自主防災組織に対し、補助金を交付し、活動を支援します。</p>
③ 災害時の見守り体制の構築	<p>○障害者を含めた地域住民に対し、防災に関する知識の高揚を図ります。</p> <p>○障害者本人の承諾に基づく避難行動要支援者名簿の作成・更新を行います。</p> <p>○「ヘルプカード」の周知・啓発に努め、災害時の利活用を促進します。</p>
④ 防犯対策の推進	<p>○障害者を含めて、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会づくりのために、地域住民・企業等の協力による一戸一灯運動などの推進に努めるなど、町民一人ひとりの防犯意識を啓発する取組を進めます。</p>

事業項目	事業の内容
	<p>○防犯まちづくり協議会をはじめ、様々な機会を通じ、防犯についての情報及び意識の共有を図ります。</p> <p>○防犯団体に対し、保険加入や防犯物品購入における支援をします。</p>
⑤ 避難所での支援体制の整備	○多様な障害に対応できるように、避難所のバリアフリー化等の施設整備や医薬品の備蓄等、福祉的な支援が提供できるよう、災害時に備えるための体制づくりを進めます。
⑥ 福祉避難所の充実	○福祉避難所の充実を図り、障害特性に応じた配慮ができる体制を整備します。
⑦ 消費者被害への保護の推進	<p>○町民すべての消費生活の安定と向上を図るため、被害を受けた消費者の相談窓口を設置し、広報紙や町ホームページ、LINE 等で注意を促します。また、相談窓口や情報提供の充実を図ります。</p> <p>○消費生活講座や地域サロン等で消費者被害を未然に防ぐための講座を開催し、詐欺や悪質商法に対する注意喚起をします。</p> <p>○熊野町特殊詐欺等被害防止対策機器購入補助金による防犯機能付き電話の購入補助を行います。</p>

## 1 計画の策定方法

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、施策に関する成果目標や障害福祉サービス等の供給見込み量などについて定めるものです。

サービス供給見込み量は、熊野町障害者保健福祉計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画中のサービス利用実績、障害者(児)の推移等を踏まえて算定しています。

## 2 成果目標

基本指針の目標を踏まえて、次の目標設定を行います。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

#### ア 施設入所者の地域生活への移行

令和8年度末までに、福祉施設から地域生活への移行者数目標を2人とします。

項目	現状 (R4年度末) 施設入所者 ①	目標(R8年度)		参考/基本指針 (移行率目標)
		地域生活への 移行者 ②	移行率 ②/①×100	
地域生活への移行	31人	2人	6.5%	①の6.0%以上

#### イ 施設入所者数の削減

令和8年度末までに、福祉施設入所者の削減数目標を2人とします。

項目	現状 (R4年度末) 施設入所者 ①	目標(R8年度)			参考/基本指針 (削減割合目標)
		施設入所者 ②	削減者数 ③ (①-②)	削減割合 ③/①× 100	
福祉施設入所者数の削減	31人	29人	2人	6.5%	①の5.0%以上

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本町では、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数等の見込みを設定し、精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを推進します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回/年	4回/年	4回/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者(機関)数	15機関*/年	15機関*/年	15機関*/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数	1回/年	1回/年	1回/年
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人/月	0人/月	1人/月
精神障害者の共同生活援助の利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

※1機関1人で換算しています。

## (3) 地域生活支援の充実

### ア 地域生活支援の充実

令和8年度末までに、近隣町で連携又は町単独で、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進めます。

また、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討について、年1回実施します。

項目	現状 (R4年度)	目標 (R8年度)	備考
地域生活支援拠点等の整備	—	1か所整備	各市町又は各圏域単位で1つ以上確保
コーディネーターの配置	—	1人	
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検証及び検討	—	1回/年	機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討

### イ 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

令和8年度末までに、近隣町で連携又は町単独で、強度行動障害を有する者に関する支援二一ズの把握と支援体制の整備を進めます。

項目	現状 (R4年度)	目標 (R8年度)	備考
強度行動障害を有する者の支援二一ズの把握と支援体制の整備	—	整備	各市町又は各圏域単位での把握と整備

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

令和8年度中に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行目標を3人とし、そのうち、就労移行支援事業利用者、就労継続支援A型利用者、就労継続支援B型利用者の移行目標を1人とします。

項目	現状 (R3年度末) 移行者数 ①	目標(R8年度)		参考/基本指針 (移行倍率目標)
		移行者数 ②	移行倍率 ②/①	
就労移行支援事業等利用者(a)	0人	3人	—	①の1.28倍以上
aのうち就労移行支援事業利用者	0人	1人	—	①の1.31倍以上
aのうち就労継続支援A型利用者	0人	1人	—	①の1.29倍以上
aのうち就労継続支援B型利用者	0人	1人	—	①の1.28倍以上

※就労移行支援事業：生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)を行う事業

令和8年度中に、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を5割とします。

項目	目標 (R8年度)	参考/基本指針 (事業所割合目標)
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	5割	5割以上

##### イ 一般就労後の定着支援

就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を3人(令和3年度末実績の1.5倍)とします。

また、基本指針では、「就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。」とする目標が掲げられていますが、本町においては、現在、就労定着支援事業所が開設されていないことから、広く情報提供を行い、新規参入を促進します。

項目	現状 (R3年度末) 利用者数 ①	目標(R8年度)		参考/基本指針 (就労定着支援事業 利用率目標)
		利用者数 ②	利用率 ②/①	
就労定着支援事業の利用	2人	3人	1.5倍	①の1.41倍以上

※就労定着支援：「就職後のサポート」を目的とし、就職後に生じた課題(悩みやトラブル)に対して、就労定着支援員が障がい者本人と会社を仲立ちし、相談や助言など必要な支援をおこないます。

項目	現状 (R5年度末) 就労定着支援 事業所数 ①	目標(R8年度)		参考/基本指針 (移行率目標)
		就労定着率が7割 以上の事業所 ②	事業所割合 ②/①	
就労定着支援事業所のうち、 就労定着率が7割以上の事業所	—	—	—	①の25.0%以上

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### ア 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

令和8年度末までに、近隣町で連携又は町単独で、児童発達支援センターを1か所整備します。  
また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を継続していきます。

項目	現状 (R5年度)	目標 (R8年度)	備考
児童発達支援センターの設置	未設置	1か所 設置 (圏域)	・各市町村に少なくとも1カ所以上設置を基本 ・単独での設置が困難な場合は圏域でも可
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	未構築	構築	児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする

### イ 重症心身障害児への支援

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所による重症心身障害児への支援を継続します。

項目	現状 (R5年度)	目標 (R8年度)	備考
児童発達支援事業所の確保	圏域で確保	継続	・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保を基本 ・単独での確保が困難な場合は圏域でも可
放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で確保	継続	

### ウ 医療的ケア児等への支援

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場と医療的ケア児等に関するコーディネーターを継続して配置します。

項目	現状 (R5年度)	目標 (R8年度)	備考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	継続	・各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本 ・市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4名配置	継続	

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を進めるため、令和8年度末までに、基幹相談支援センターの設置について検討します。

また、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、地域の相談支援体制の強化に努めるとともに、地域サービス基盤の開発・改善等を図る協議会の体制を確保します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	検討	検討	設置
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	2回
事例検討の参加事業者・機関数	25機関	25機関	25機関
協議会の専門部会の設置数	4部会	4部会	4部会
協議会の専門部会の実施回数	12回	12回	12回

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することができるよう、令和8年度末までに、県が実施する障害福祉サービス等にかかる研修会に参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や指導監査結果について県や事業所等と共有します。

項目		現状 (R5年度)	目標 (R8年度)	備考
都道府県等が実施する研修への町職員 の参加人数		5人	5人以上 (増やす)	研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定
障害者自立支援審査 支払等システムによる 審査結果の共有	体制の有無	無	有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定
	実施回数	0回	1回	
指導監査結果の関係 市町との共有	体制の有無	無	有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定
	共有回数	0回	1回	

## (8) 発達障害者等に対する支援

身近な場所で支援が受けられるよう、発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【保護者】	0人	1人	2人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数【支援者】	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人



### 3 障害福祉サービスに関する各サービスの見込み量等(障害者)

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本町の障害者を取り巻く現状の変化や第6期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害者ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

#### (1) 訪問系サービス

##### ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害者に、外出先で代筆、代読、移動、排泄、食事等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

##### イ 第6期計画の実績と第7期計画の見込量

サービスの種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス(合計)	人/月	49	59	64	71	75	80
	時間/月	691	801	721	1,023	1,079	1,141
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	43	53	57	61	65	70
	時間/月	614	725	649	701	753	805
重度訪問介護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	226	226	226
同行援護	人/月	3	2	3	4	4	4
	時間/月	28	9	13	20	20	20
行動援護	人/月	3	4	4	5	5	5
	時間/月	49	67	59	76	80	90
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は令和5年8月末実績(以下同様)

##### 【実績及び見込量】

○障害者自身や介護者の高齢化だけでなくサービス提供体制やコロナウイルス感染症感染拡大の影響による生活様式の変化もあり、第6期計画期間中においては訪問系サービス全体は利用が増加傾向にあり、その要因になっているのが居宅介護(ホームヘルプ)です。同行援護と行動援護は、ほぼ横ばいで推移しており、重度訪問介護と重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。今後も、居宅介護(ホームヘルプ)は増加を見込み、その他のサービスはニーズに応じて対応します。

【見込量確保の方策】

- 各種サービスを量的にも質的にも安定して提供していくために、サービス提供事業所に対して各種研修情報などを積極的に提供し、ヘルパーのスキルアップを図ります。また、利用者のニーズに応じた適切なサービスを提供するために、地域自立支援協議会等のネットワークを活用し、情報の共有化を図ります。
- ヘルパー人材確保のために介護人材育成事業や奨学金免除制度等の積極的な活用を促進します。
- 障害者が65歳以上になっても、同じ環境でサービスを継続利用できるようサービス提供事業所に対し、共生型サービスの普及啓発に努めます。

(2) 日中活動系サービス

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動の場を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型(雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B型(非雇用型)	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事務所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
就労選択支援	障害を持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ 第6期計画の実績と第7期計画の見込量

サービスの種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	75	77	76	78	79	80
	人日/月	1,413	1,573	1,560	1,560	1,570	1,580
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	8	8	8
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	5	4	5	5	5
	人日/月	65	74	46	65	65	65
就労移行支援	人/月	5	6	5	7	7	7
	人日/月	81	108	88	105	105	105
就労継続支援(A型)	人/月	15	16	17	18	19	20
	人日/月	290	339	348	360	375	390
就労継続支援(B型)	人/月	50	60	59	59	59	60
	人日/月	761	924	817	840	840	855
就労定着支援	人/月	2	1	2	3	3	3
	人日/月	2	1	6	6	6	6
就労選択支援	人/月				0	0	1
	人日/月				0	0	1
療養介護	人/月	7	7	7	8	8	8
	人日/月	217	214	217	248	248	248
短所入所(福祉型)	人/月	20	31	30	33	37	39
	人日/月	109	171	230	244	258	272
短所入所(医療型)	人/月	2	2	2	3	3	3
	人日/月	16	14	12	23	23	23

【実績及び見込量】

- 第6期計画期間中において、就労継続支援(B型)と短期入所(福祉型)は、令和3年度から令和4年度で10人以上の利用者の増加がありました。それ以外はほぼ横ばいで推移しています。
- 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労定着支援、療養介護、短期入所(福祉型)、短期入所(医療型)は、障害者アンケート結果において利用意向があることから増加を見込んでいます。
- 2024年4月から施行される就労選択支援は、体制の構築を検討していきます。

【見込量確保の方策】

- 障害者が、地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場が必要になります。そのため、ニーズを把握し、適切にニーズに対応できるよう、サービス提供体制を整備します。広島障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、障害者雇用を促進するための情報提供と地域全体への理解促進に努めます。
- 障害特性により、介護・訓練に大別される既存の障害福祉サービスでは、利用しにくい人もいるため、柔軟な形態での支援を検討します。
- 短期入所については、日頃から定期的に利用して、緊急時に対応できる施設を確保するように、家族等に周知します。また、短期入所は介護者にとってのレスパイトサービスとしての役割も担っていることを併せて周知します。
- 新サービスとなる就労選択支援については、積極的にサービスの周知を図り、利用促進に努めます。

### (3) 居住系サービス

#### ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を営む住居で、日常生活上の援助を行うとともに、利用者のニーズに応じて、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### イ 第6期計画の実績と第7期計画の見込量

サービスの種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	18	24	24	26	27	28
施設入所支援	人/月	30	31	33	34	35	36

#### 【実績及び見込量】

- 自立生活援助は、地域生活に移行した人が利用するものとして、1人を見込んでいます。
- 第6期計画期間中において、共同生活援助(グループホーム)は増加傾向にあります。実績と障害者アンケート結果の利用意向、事業所の建て替えなどを踏まえ、増加を見込んでいます。
- 第6期計画期間中において、施設入所支援の利用者は増加し続けており、今後も増加していくと見込んでいます。

#### 【見込量確保の方策】

- 自立生活援助については、サービス事業者等と連携して、実施体制の確保に努めます。
- 共同生活援助(グループホーム)については、施設の空き状況を把握できるよう施設等との情報交換に努めます。また、障害者ニーズ調査結果の情報提供を行い、新規事業者の参入促進に努めます。

## (4) 相談支援

### ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	サービス等を利用するための計画の作成、作成した計画の検証、見直しを行います。
地域移行支援	施設・病院から退所・退院する障害者に対して、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	施設・病院から退所・退院等による単身での生活に移行した人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

### イ 第6期計画の実績と第7期計画の見込量

サービスの種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	52	59	68	74	82	90
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

#### 【実績及び見込量】

○第5期計画で計画相談支援の実績が計画値を大きく上回っていたため、第6期計画では、増加を見込んだ計画値を立てましたが、第6期の実績も計画値を大きく上回る結果となりました。これは、相談事業所が5事業所から7事業所に増えたことも起因していると考えられますが、今後も利用者が増加するものと見込んでいます。

#### 【見込量確保の方策】

- 障害福祉サービスを利用するにあたっては、相談支援事業所が計画を作成する場合と、利用者やその家族(障害児の場合、保護者)が自ら計画を作成する場合(以下、「セルフプラン」という。)がありますが、障害のある人の社会参加や自立に資する支援ができるよう、必要な情報やアドバイスを提供できるような環境の構築に努めます。
- 計画相談支援については、単にサービス利用計画を作成するにとどまらず、障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、連続性及び一貫性を持った相談支援が行われることが重要であることから、相談支援専門員の育成や資質向上を図るために各種研修の情報提供や参加の促進を行います。
- 町内の指定特定相談支援事業所で構成する熊野町地域自立支援協議会・相談支援部会において、情報共有、事例検討等を行い、相談支援専門員のスキルアップを図るよう努めます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、一般相談支援事業所等との連携を図り、施設・病院から退所・退院する障害者に対して支援できるように努めます。

## 4 地域生活支援事業に関する各事業の見込み量等

### ア 事業の概要

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が直面する「社会的障害壁」を除去するために、障害者への理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	ピアサポートや社会活動支援等、障害者、家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するための申立費用等について、必要な人に補助をする事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために、日常生活用具及び住宅改修費の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	障害者との交流に必要とされる支援者を養成するため、奉仕員養成研修を行うことにより、障害者の社会参加の促進を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。
地域活動支援センター	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。
訪問入浴サービス	自宅の浴槽での入浴が困難な障害者宅を訪問し入浴の機会を提供します。
日中一時支援	障害者の家族の就労及び介護者の一時的休養を目的に、日帰りの預かりを行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者に対して、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
腎臓障害者通院交通費助成事業	人工透析治療を受けるために通院している在宅の腎臓障害者に交通費の一部を助成します。
重度障害者福祉タクシー利用助成事業	心身障害者の福祉の増進を図るため、重度障害者が、熊野町と契約しているタクシー事業者に乗車するとき、タクシー料金の一部を助成します。
障害者支援通所交通費助成事業	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(B型)、地域活動支援センターⅢ型に通所している人に交通費を支給します。

イ 第6期計画の実績と第7期計画の見込量

(ア) 必須事業

サービスの種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所数	1	0	1	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所数	0	0	0	設置について検討		
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	2	1	4	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	人/月	5	11	6	10	10	10
要約筆記者派遣事業	人/月	1	1	3	1	1	1
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件/年	1	3	0	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	0	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	7	7	3	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	2	1	2	2	2
排泄管理支援用具	件/年	408	469	277	422	422	422
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	0	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業 修了者数	人/年	受講者 10 修了者 5	受講者 12 修了者 11	受講者 11 修了者 5	12	12	12
移動支援事業	人/月	24	28	27	27	27	27
	時間/月	218	215	245	215	215	215
地域活動支援センター (町内)	(か所)	0	0	0	0	0	0
	(人/月)	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センター (町外)	(か所)	1	1	1	1	1	1
	(人/月)	3	3	3	2	2	2

(イ) 任意事業

サービスの種類	単位	第6期実績値			第7期見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人/月	0	1	1	1	1	1
	時間/月	0	9	8	8	8	8
日中一時支援事業	人/月	9	9	8	9	9	9
	日/月	81	73	67	60	60	60
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/月	0	1	0	1	1	1
腎臓障害者通院交通費助成事業	人/月	60	53	54	60	60	60
重度障害者福祉タクシー利用助成事業	枚/年	2,285	2,660	1,265	2,700	2,700	2,700
障害者施設通所交通費助成事業	人/月	38	34	35	35	35	35

【実績及び見込量】

- 理解促進研修・啓発事業は計画どおり事業を実施しました。自発的活動支援事業は、家族会等への支援として活動に対して補助金を支出しています。
- 相談支援事業については、障害者相談支援事業を計画どおり実施しました。基幹相談支援センターについては、今後設置に向けて検討を進めます。
- 第6期計画期間中において、成年後見制度利用支援事業は、利用者数が計画値を下回っています。第7期計画期間中の見込値は第6期計画期間中の実績をもとに設定しました。
- 意思疎通支援事業については、手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業の利用者がともに増加しており、特に手話通訳者派遣事業の増加が大きくなっています。第7期計画期間中の見込値は、第6期計画期間中の実績をもとに設定しました。
- 日常生活用具給付事業は、排泄管理支援用具の利用件数が最も多く、計画値を上回っています。日常生活用具給付事業の第7期計画期間中の見込値は、第6期計画期間中の実績をもとに設定しました。
- 手話奉仕員養成研修事業と移動支援事業は、ほぼ計画値どおりに推移しており、第7期計画期間中の見込値は、第6期計画期間中の実績をもとに設定しました。
- 任意事業においては、障害者施設通所交通費助成事業の利用が計画値を上回っており、腎臓障害者通院交通費助成事業と重度障害者福祉タクシー利用助成事業は計画値を下回っています。第7期計画期間中の見込値は、第6期計画期間中の実績をもとに設定しました。

【見込量確保の方策】

- 理解促進研修・啓発事業は継続して事業を実施していきます。障害者が直面する「社会的障壁」を除去するため、関係機関との連携を密にし地域全体の意識の醸成を図っていきます。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、熊野町社会福祉協議会との連携を強化し、広く周知を図ります。
- 要約筆記者派遣事業については、町広報・ホームページ等を通じて事業内容を広く周知することで、対象者の利用促進を図ります。
- 手話奉仕員養成研修事業についても、熊野町社会福祉協議会との連携を強化し、広く周



知を図り、受講者の増加に努めます。

○日常生活用具給付事業については、引き続き障害者等の生活が円滑になるよう、ニーズに応じた用具の給付に努めます。

○自立支援協議会の中で、地域課題に対応した事業を検討・協議し、障害者のニーズに応じた事業を推進します。



## 5 障害児に関するサービスの見込み量等

障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本町の障害児を取り巻く現状の変化や第2期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害児ニーズの分析などを踏まえて、次の通り設定します。

### (1) 障害児に関するサービス

#### ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子ども等に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練や機会を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害のある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害のある子ども等を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供します。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置	医療的ケア児等が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場への参画や地域課題の抽出等の地域づくりを推進するコーディネーターを設置します。

## イ 第2期計画の実績と第3期計画の見込量

サービスの種類	単位	第2期実績値			第3期見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	24	45	42	52	70	92
	人日/月	161	287	283	290	325	360
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	5	5	5
放課後等デイサービス	人/月	76	82	88	94	101	109
	人日/月	955	1,162	1,131	1,209	1,287	1,365
保育所等訪問支援	人/月	1	0	1	2	2	2
	人日/月	1	0	1	2	2	2
障害児相談支援	人/月	37	50	44	47	52	56
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	4	4	4
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置	配置人数	1	4	4	4	4	4

### 【実績及び見込量】

- 第2期計画期間中において、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援は令和3年度を除くと、計画値を上回る傾向にあります。実績の伸びをもとに、今後も利用の増加を見込んでいます。
- 第2期計画期間中における医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援の実績はありませんでした。居宅訪問型児童発達支援は、サービスの周知を図ることとし、利用者の見込値を1人としています。

### 【見込量確保の方策】

- 障害児が身近な地域でサービスを受けられるよう、町内事業所及び近隣事業所へ「サービスの充実を働きかけます。
- 障害児や保護者の状況、保護者の希望を勘案し、連続かつ一貫した障害児支援を提供できるよう、サービスの充実に向けた働きかけに努めます。

## (2) 障害児の子ども・子育て支援

### ア 第2期計画の実績と第3期計画の見込量

サービスの種類	単位	第2期実績値			第3期見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	人	13	13	11	14	15	16
認定こども園	人	3	5	3	6	7	8
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	22	14	16	15	16	17

※令和5年度は令和5年8月31日現在

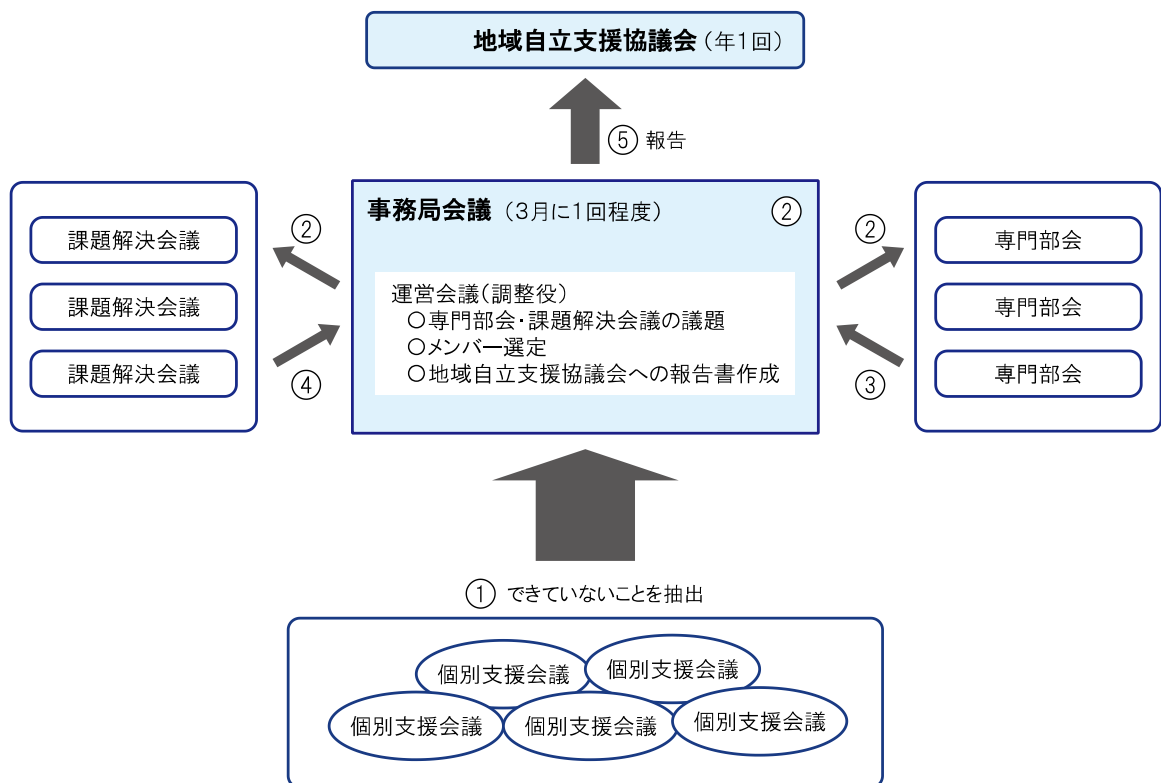
1 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

障害者のニーズに応じた適切なサービス利用や相談への迅速な対応を図るため、行政のみでなく、相談支援事業所、医療機関、障害者福祉施設等で構成する地域自立支援協議会・事務局会議及び相談支援会議、当事者団体、関係機関等と連携し、協働による取組を推進していきます。

各関係機関の活動を具体化するために、専門部会を開催し、目標や情報の共有、地域課題の提言を行います。また、多様なサービスや地域資源を活用しなければ解決できない事例については、課題別会議を開催し、課題を共有し、解決に向けての糸口を探り、関係機関やボランティア団体等の地域の力を引き出しながら、具体的な活動に結び付けることで計画の推進を図ります。

【計画の推進体制図】



- ① 相談支援専門員による個別ケースの課題の抽出
- ② 事務局会議:相談支援専門員により、課題をどの会議でどのように話し合うのかを決定し、専門部会や課題解決会議を開催
- ③ 専門部会における協議内容は、事務局会議で報告する。
- ④ 課題解決会議における協議内容は、事務局会議で報告する。
- ⑤ これらの活動を1年間の報告書にまとめ、政策提案を地域自立支援協議会に諮る。

## (2) 行政内部の連携

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅等、多岐にわたっています。

このため、庁内関係部署との情報交換や意見交換をして、連携を図りながら総合的かつ効果的な計画の推進を図るようにします。

特に、発達障害支援に関しては社会福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、健康推進課、学校教育課による発達障害支援連絡会議等において、発達障害についての啓発やライフステージでの切れ目のない支援ができるよう努めます。

## (3) 障害に関する情報提供の強化

障害のある人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活するためには、行政サービスの提供だけでなく、町民全体が障害について理解し、配慮できることが大切です。

そのため、町広報紙、町ホームページ、イベント等による情報提供や、役場エントランスホール等を活用した障害者の作品展示等を行い、町全体で障害についての理解を深めるように努めます。

## 2 計画の進行管理等

### (1) 普及啓発

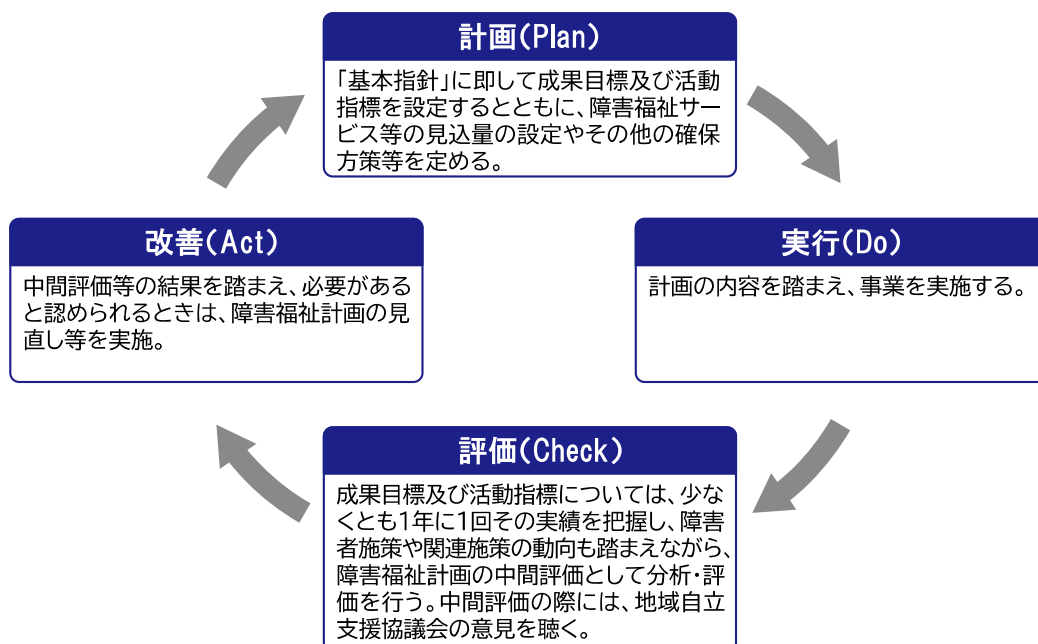
本計画の推進にあたっては、計画の趣旨について広く町民に周知を図り、地域全体で取り組んでいく機運を醸成します。

### (2) 進行管理

本計画の進捗状況や事業内容については、年度ごとに点検・評価を PDCA サイクルの考え方に基づいて行い、分析・評価を行い、事業の計画的な推進に取り組みます。

具体的な進行管理は、地域自立支援協議会で評価・点検を行い、必要に応じて計画の見直しをします。

【PDCA サイクル】



## 1 障害のある人への調査

## (1) 集計・分析の見方

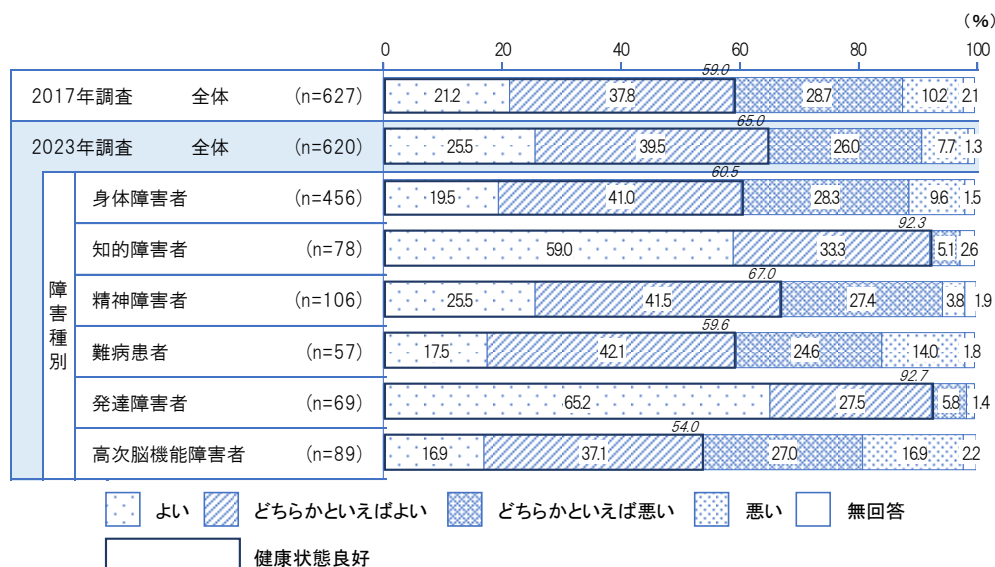
- 障害者について、身体障害者手帳所持者を身体障害者、療育手帳所持者を知的障害者、精神障害者保健福祉手帳所持者を精神障害者として集計を行っています。また、一人で複数の手帳を所有している場合は、それぞれ1件として集計しています。
- 回答結果は小数点第2位を四捨五入しているため、単一回答(複数の選択肢からひとつだけを選ぶ形式)の割合の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答(2つ以上の回答を選ぶことのできる形式)の項目は、有効標本数全体もしくは各属性の合計に対して各々の割合を示していますので、各選択肢の回答の割合を合計しても100%とはなりません。
- 本報告書における「n」はサンプル数を意味しています。

## (2) 調査結果概要

## ■ 調査対象者の健康状態

- 『健康状態良好』(「よい」と「どちらかといえばよい」の合計)は65.0%で、前回調査結果よりも6.0ポイント高い。

問 現在、あなたの健康状態はいかがですか。



## ■ 日常生活での介助の必要性

○ 『介助が必要』（「一部介助が必要」と「全部介助が必要」の合計）は、「外出」が40.4%と最も高く、次いで「お金の管理」、「薬の管理」となっている。

問 日常生活で次のことをどのようにしていますか。

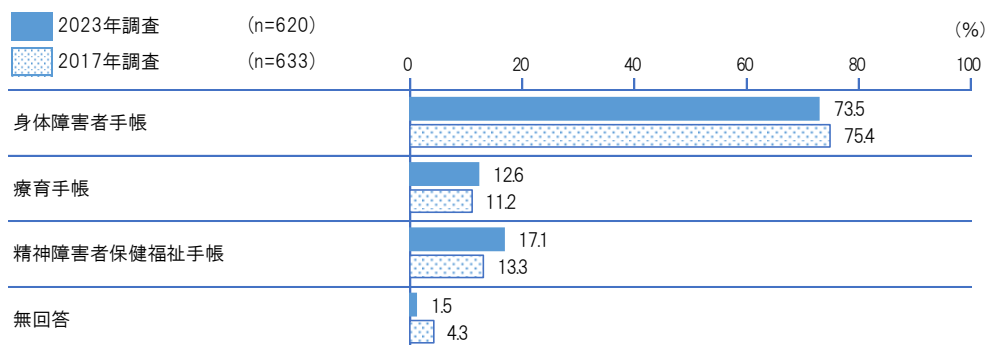
(%)

	2023年調査 (n=620)	2017年調査 (n=633)	介助が必要		
			ひとりできる	一部介助が必要	全部介助が必要
① 食事	2023年調査	81.3	17.6	11.8	5.8
	2017年調査	79.3	17.2	11.5	5.7
② トイレ	2023年調査	82.1	17.0	8.9	8.1
	2017年調査	79.8	17.1	8.1	9.0
③ 入浴	2023年調査	72.6	25.7	12.6	13.1
	2017年調査	69.0	27.8	14.8	13.0
④ 衣服の着脱	2023年調査	76.8	22.3	14.2	8.1
	2017年調査	72.4	24.5	15.5	9.0
⑤ 身だしなみ	2023年調査	73.9	24.8	16.1	8.7
	2017年調査	68.1	27.6	17.5	10.1
⑥ 家の中の移動	2023年調査	81.9	16.4	8.7	7.7
	2017年調査	78.8	17.3	9.6	7.7
⑦ 外出	2023年調査	57.4	40.4	24.4	16.0
	2017年調査	52.1	44.4	25.4	19.0
⑧ 家族以外の人との意思疎通	2023年調査	70.6	26.1	18.4	7.7
	2017年調査	67.5	25.6	19.1	6.5
⑨ お金の管理	2023年調査	61.6	36.2	16.8	19.4
	2017年調査	60.2	36.4	16.3	20.1
⑩ 薬の管理	2023年調査	67.1	31.3	14.0	17.3
	2017年調査	65.2	31.6	13.4	18.2

## ■ 障害者手帳の所持状況

○ 身体障害者手帳所持者は7割以上。  
○ 身体障害者手帳所持者の割合は年齢とともに高くなり、療育手帳所持者の割合は低くなる。

問 あなたは次の手帳をお持ちですか。



単位：%

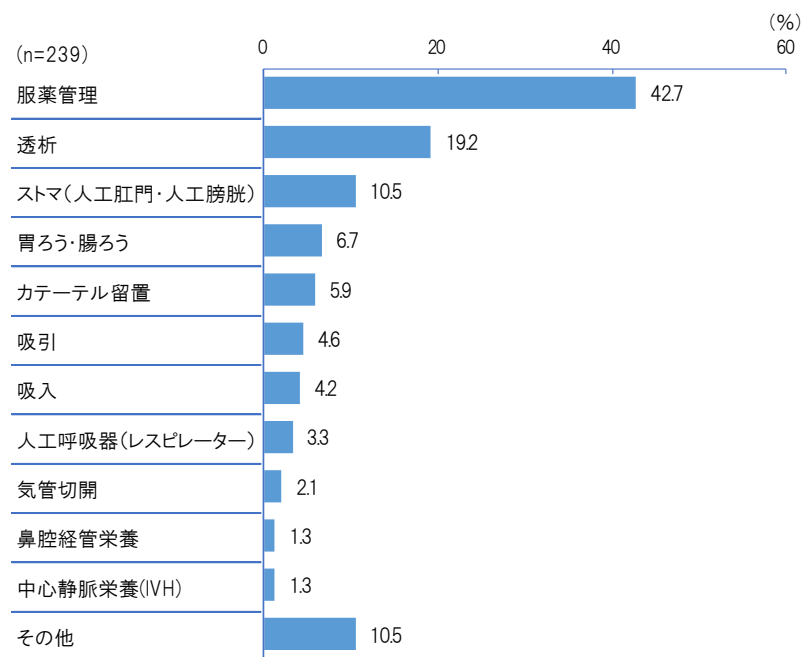
区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	無回答
全体 (n=620)	73.5	12.6	17.1	1.5
18歳未満 (n=35)	8.6	68.6	25.7	0.0
18～20歳代 (n=36)	13.9	47.2	50.0	0.0
30歳代 (n=26)	23.1	38.5	50.0	0.0
40歳代 (n=46)	56.5	19.6	37.0	0.0
50歳代 (n=62)	51.6	12.9	40.3	0.0
60歳代 (n=56)	82.1	5.4	16.1	0.0
70歳代 (n=156)	92.9	1.9	4.5	2.6
80歳以上 (n=176)	96.0	0.6	1.1	2.8

## ■ 受けている医療的ケア

- 「服薬管理」の割合が最も高く、二番目に高い「透析」を 23.5 ポイント上回っている。
- 薬の管理が障害者にとって重要な生活課題となる。

問 あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。

※医療的ケアを受けている方のみ回答



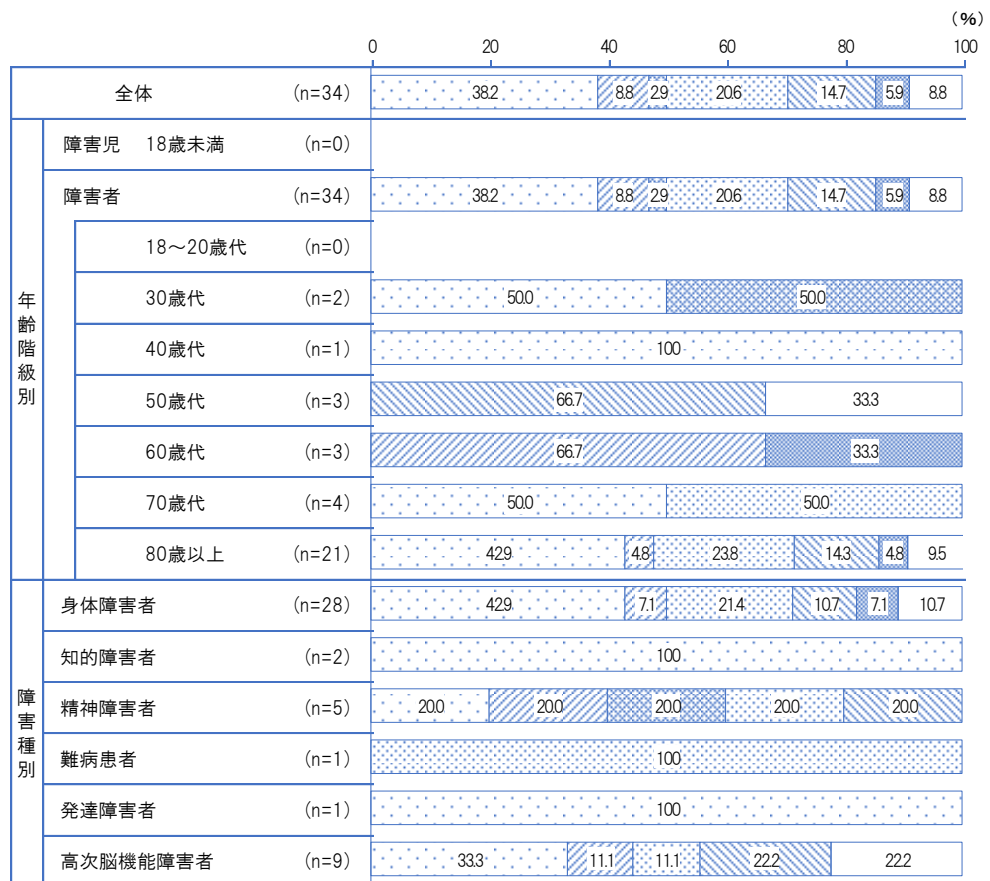


## ■ 将来の暮らし方の希望

- 「今のままで暮らし続けたい」の割合が 38.2%と 4 割弱を占めている。
- 比較的件数が多い「80 歳以上」と「身体障害者」では、4 割以上の方が「今のままで暮らし続けたい」としている。

問 あなたは、将来、どのように暮らしたいですか。

※「福祉施設に入所している」または「病院に長期に入院している」方のみ回答

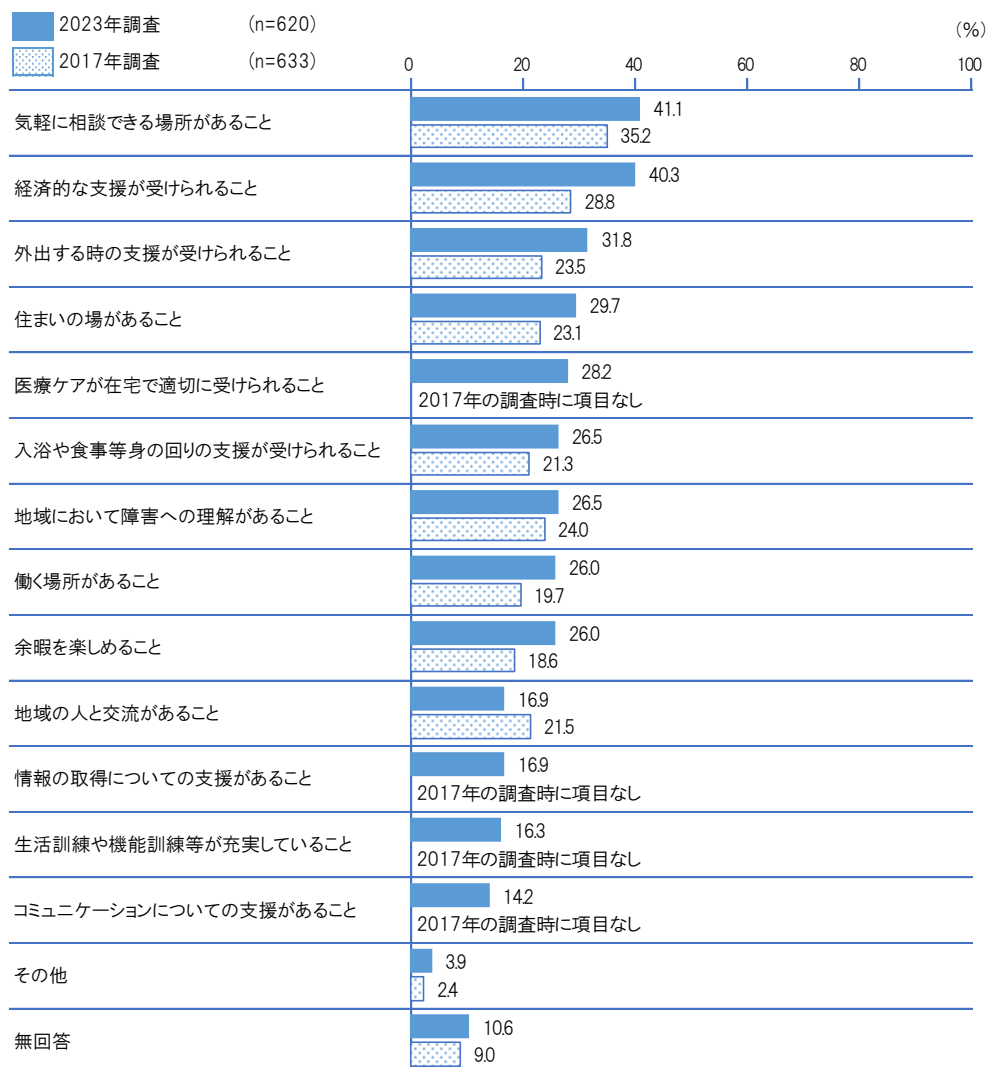


- 今のままで暮らし続けたい
- 別の病院や施設に移りたい
- 独立してひとりで暮らしたい
- 家族や親族と暮らしたい
- グループホームなどで仲間で暮らしたい
- その他
- 無回答

## ■ 住宅や地域で安心して生活するために必要な支援や配慮

○ 「気軽に相談できる場所があること」が41.1%と最も高く、次いで「経済的な支援が受けられること」、「外出する時の支援が受けられること」となっている。

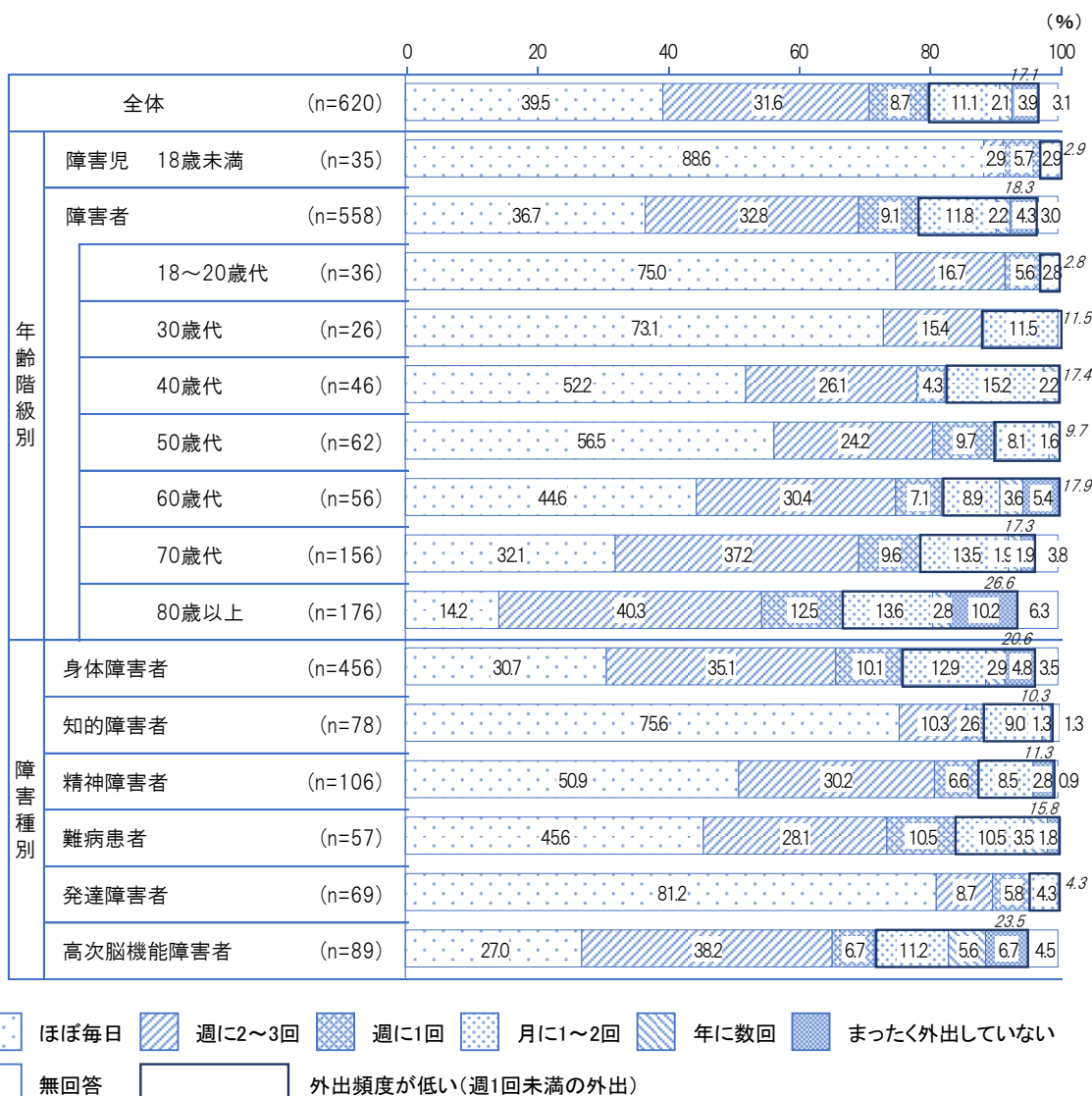
問 あなたが、住宅や地域で安心して生活するためには、どのような支援や配慮が必要と考えますか。



## ■ 外出の頻度

- 「月に1~2回」と「年に数回」と「まったく外出していない」のいわゆる「週1回未満の外出」を『外出頻度が低い』とすると、『外出頻度が低い』の割合は17.1%となっている。
- 障害種別で見ると、「身体障害者」と「高次脳機能障害者」で『外出頻度が低い』の割合が2割以上となっている。
- 様々な環境や要因が外出頻度に影響しているものの、外出を制限して自宅や狭い空間に閉じこもることにより社会的孤立や心理的な問題を引き起こす可能性があるもので、適切な現状把握と支援が必要になる。

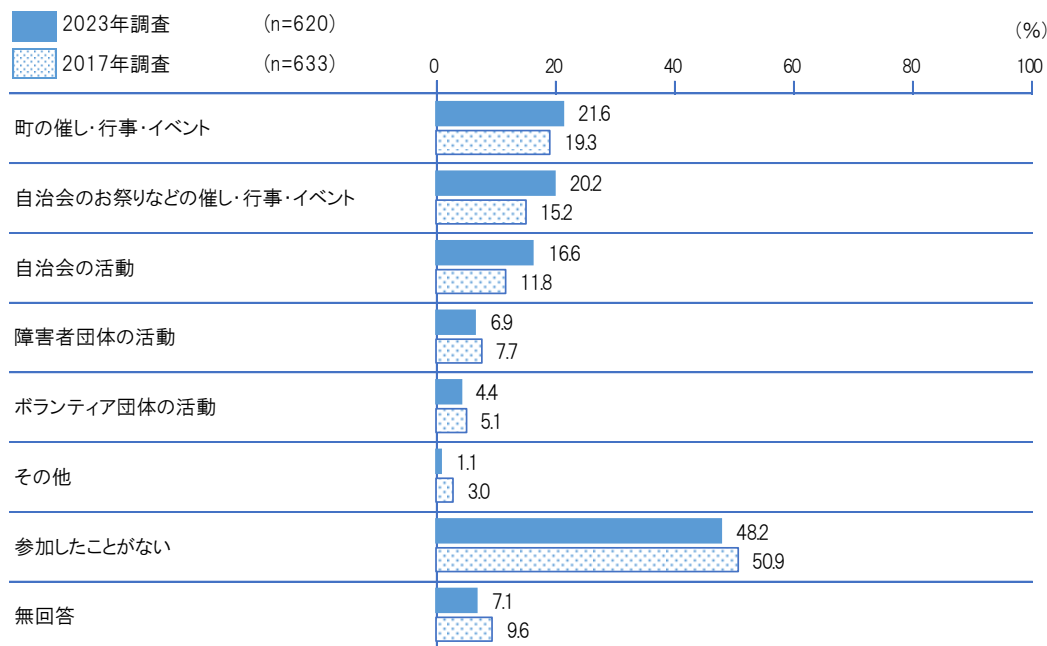
問 あなたはどのくらいの頻度で外出していますか。



## ■ 地域活動への参加状況

○ 地域活動に参加したことがない方が48.2%と約半数になっている。

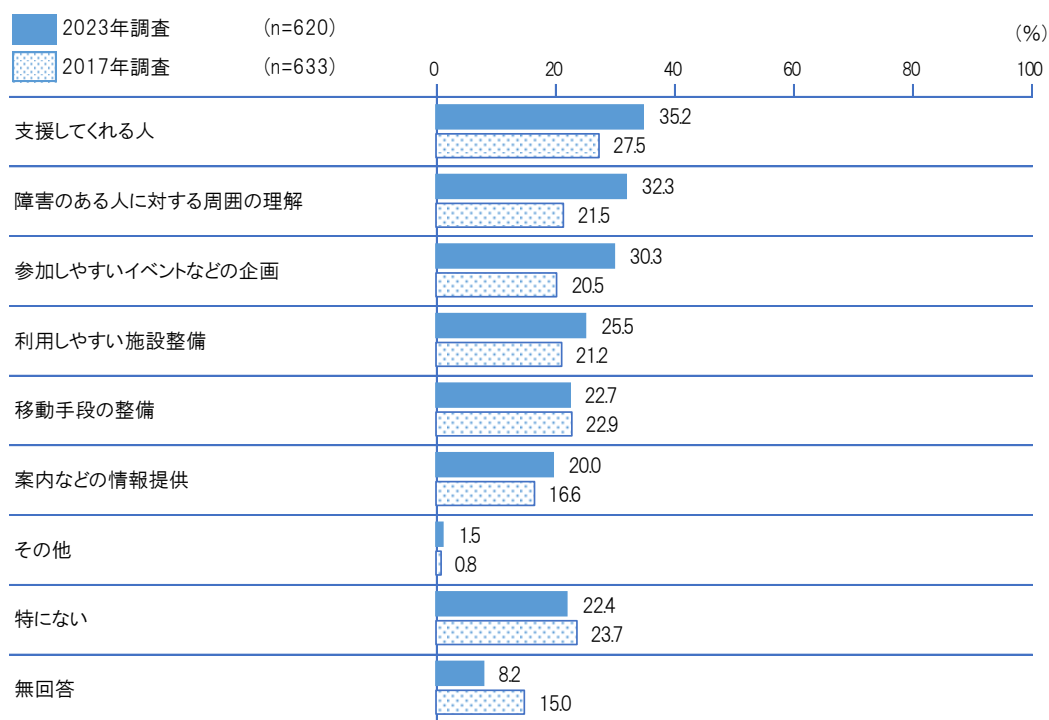
問 あなたは、地域の活動や行事へ参加したことがありますか。



## ■ 障害者の方が地域活動に参加しやすくするために必要なこと

○ 「支援してくれる人」が35.2%と最も高く、次いで「障害のある人に対する周囲の理解」、「参加しやすいイベントなどの企画」となっている。

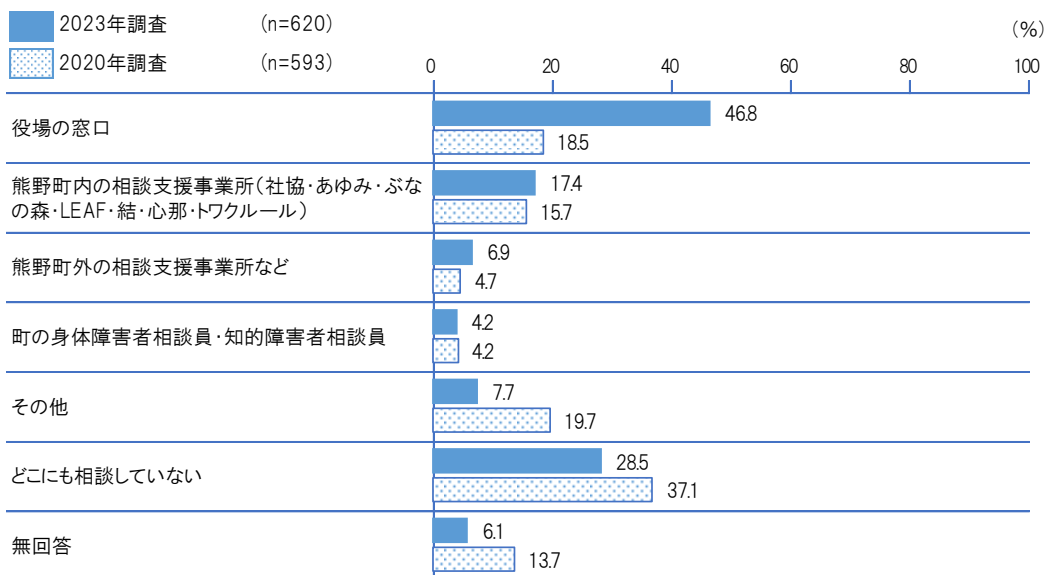
問 障害のある方が地域の活動や行事に参加しやすくするためには何が必要だと思いますか。



## ■ 障害やサービスについての相談先

- 「役場の窓口」が 46.8%と最も高く、前回調査結果よりも 28.3 ポイントと大幅に高くなっていることから、「役場の窓口」がより身近な存在として利用されているのがうかがえる。
- 「どこにも相談していない」の割合が 28.5%と前回調査結果よりも 8.6 ポイント減少している。

問 障害やサービスのことについて、どちらに相談をしていますか。

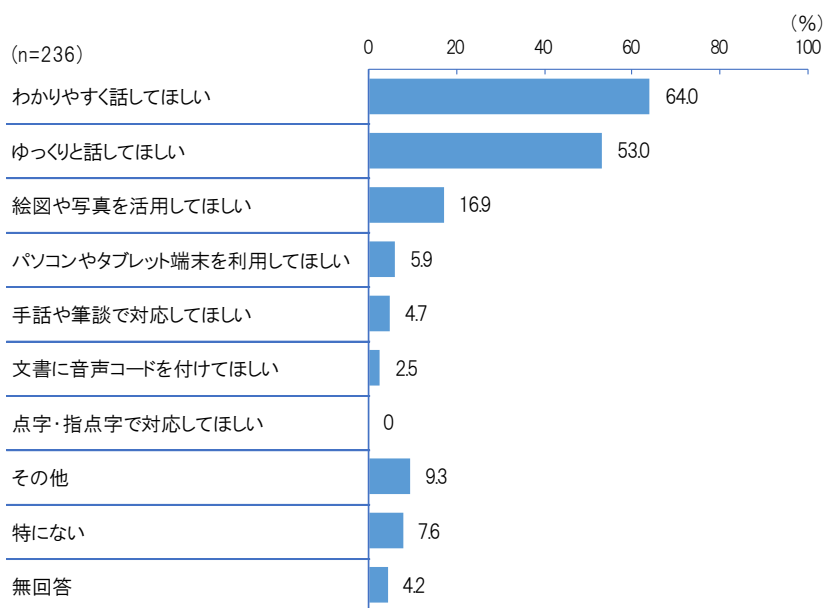


## ■ コミュニケーションをとるときに配慮してほしいこと

- 「わかりやすく話してほしい」が 64.0%と最も高く、次いで「ゆっくりと話してほしい」となっている。また、「わかりやすく話してほしい」と「ゆっくりと話してほしい」はともに半数を超えている。

問 コミュニケーションをとる時に配慮してほしいことはどんなことですか。

※人とのコミュニケーションをとる時に困ることがあった方のみ回答

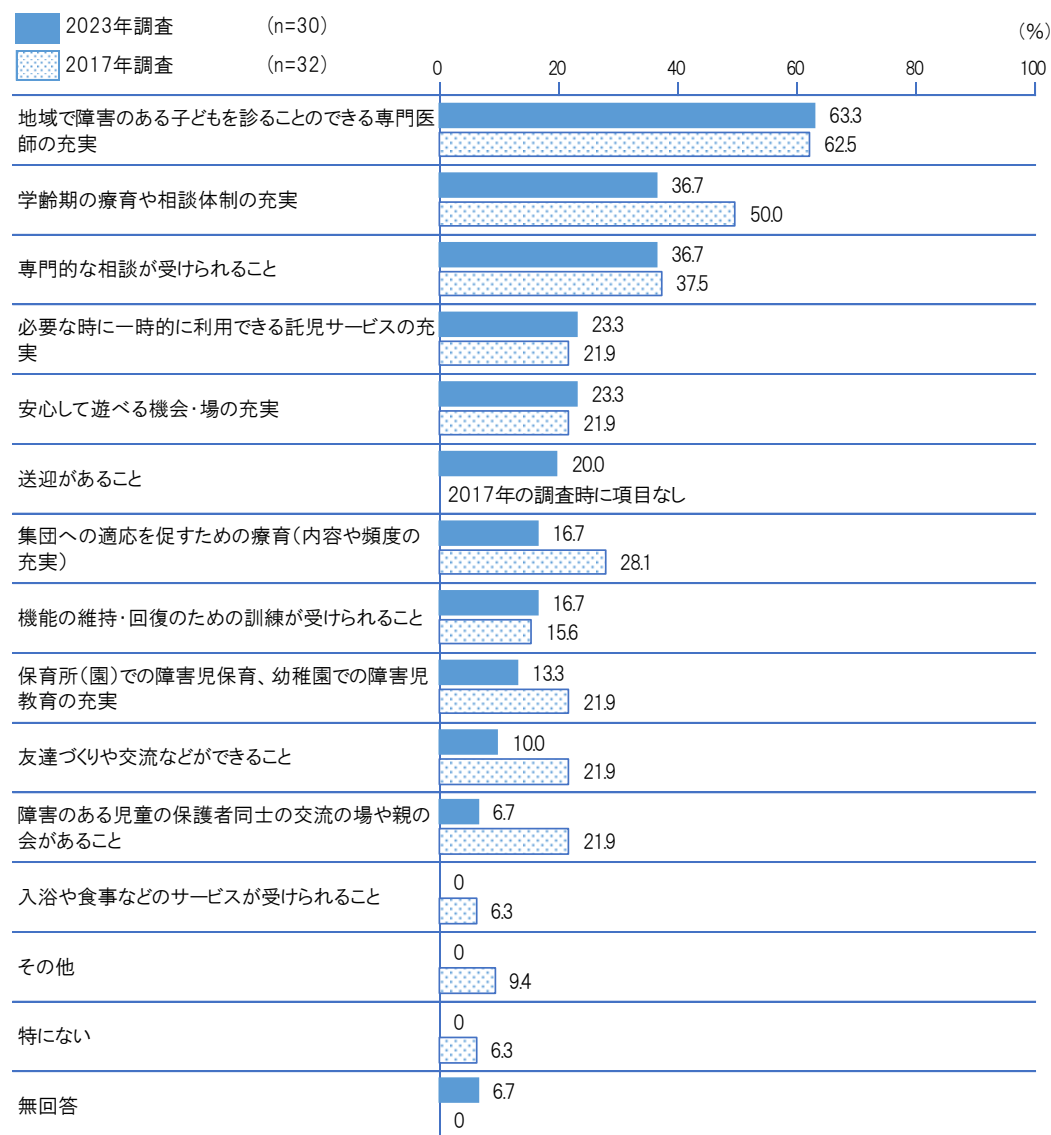


## ■ 障害のある子どものためのサービスとして希望するもの

○「地域で障害のある子どもを診ることのできる専門医師の充実」が63.3%と最も高く、次いで「学齢期の療育や相談体制の充実」、「専門的な相談が受けられること」となっている。

問 障害のあるお子さんのためのサービスとしてどういったものを希望されますか。

※児童発達支援施設・保育所(園)・幼稚園・認定こども園・学校に通っている18歳未満の障害のある人の保護者のみ回答

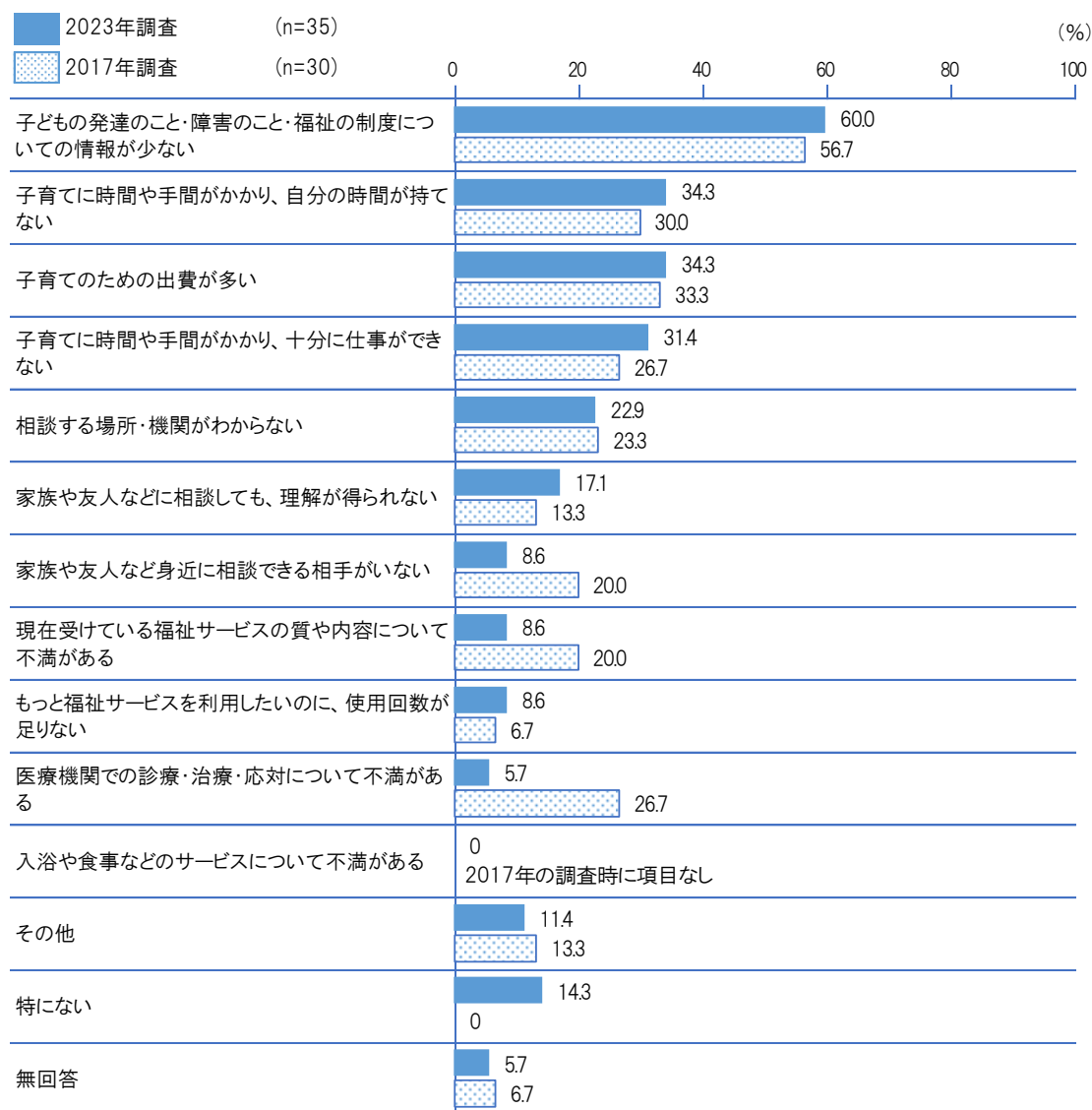


## ■ 18歳未満の障害のある人の保護者が、現在、困っていること

- 「子どもの発達のこと・障害のこと・福祉の制度についての情報が少ない」が60.0%と最も高く、次いで「子育てに時間や手間がかかり、自分の時間が持てない」、「子育てのための出費が多い」、「子育てに時間や手間がかかり、十分に仕事ができない」となっている。
- 割合の高い上位2位から4位は全て30%台であるのに対し、「子どもの発達のこと・障害のこと・福祉の制度についての情報が少ない」は6割に達しており、情報の提供および利活用についての課題が浮き彫りになっている。

### 問 現在、お困りのことはありますか。

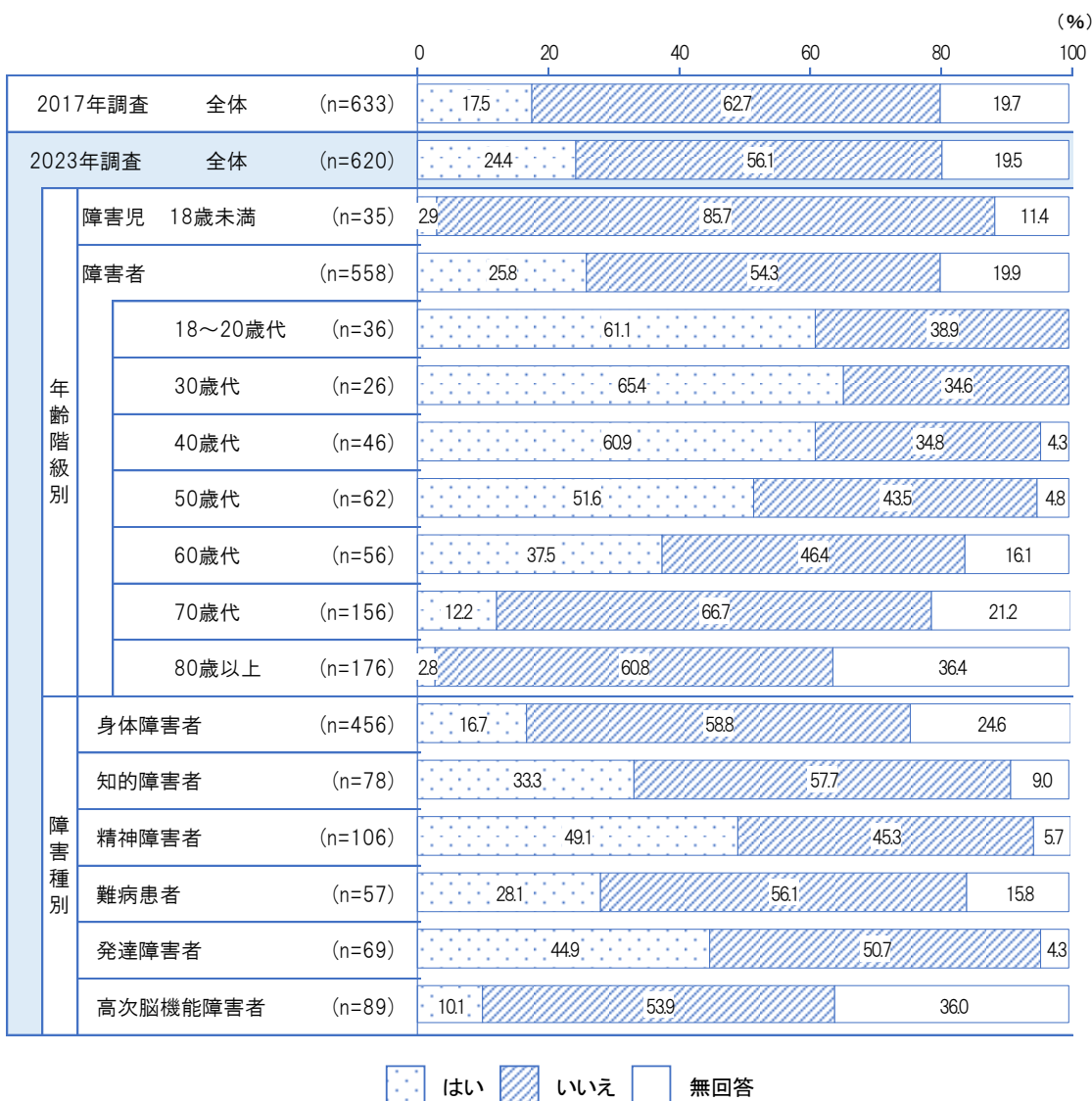
※18歳未満の障害のある人の保護者の方のみ回答



## ■ 就労状況

- 現在仕事をしている方の割合は 25.8%となっているが、18 歳から 40 歳代までは 6 割を超えている状況にある。
- 全体でみた場合、現在仕事をしている方の割合は前回調査結果よりも 6.9 ポイント高くなっている。

問 あなたは、現在仕事をしていますか。



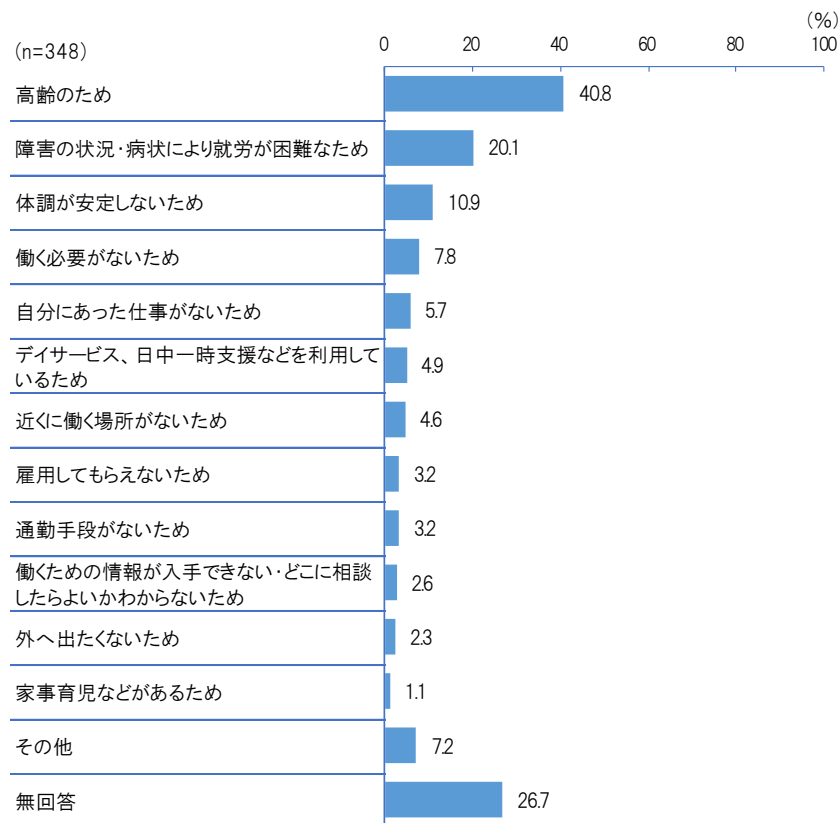


## ■ 仕事をしていない理由

○ 生産年齢(15歳以上 65歳未満)のうち18歳以上で割合が高いのは、「体調が安定しないため」と「障害の状況・病状により就労が困難なため」となっている。

問 あなたが仕事をしていない理由は何ですか。

※現在仕事をしていない方のみ回答

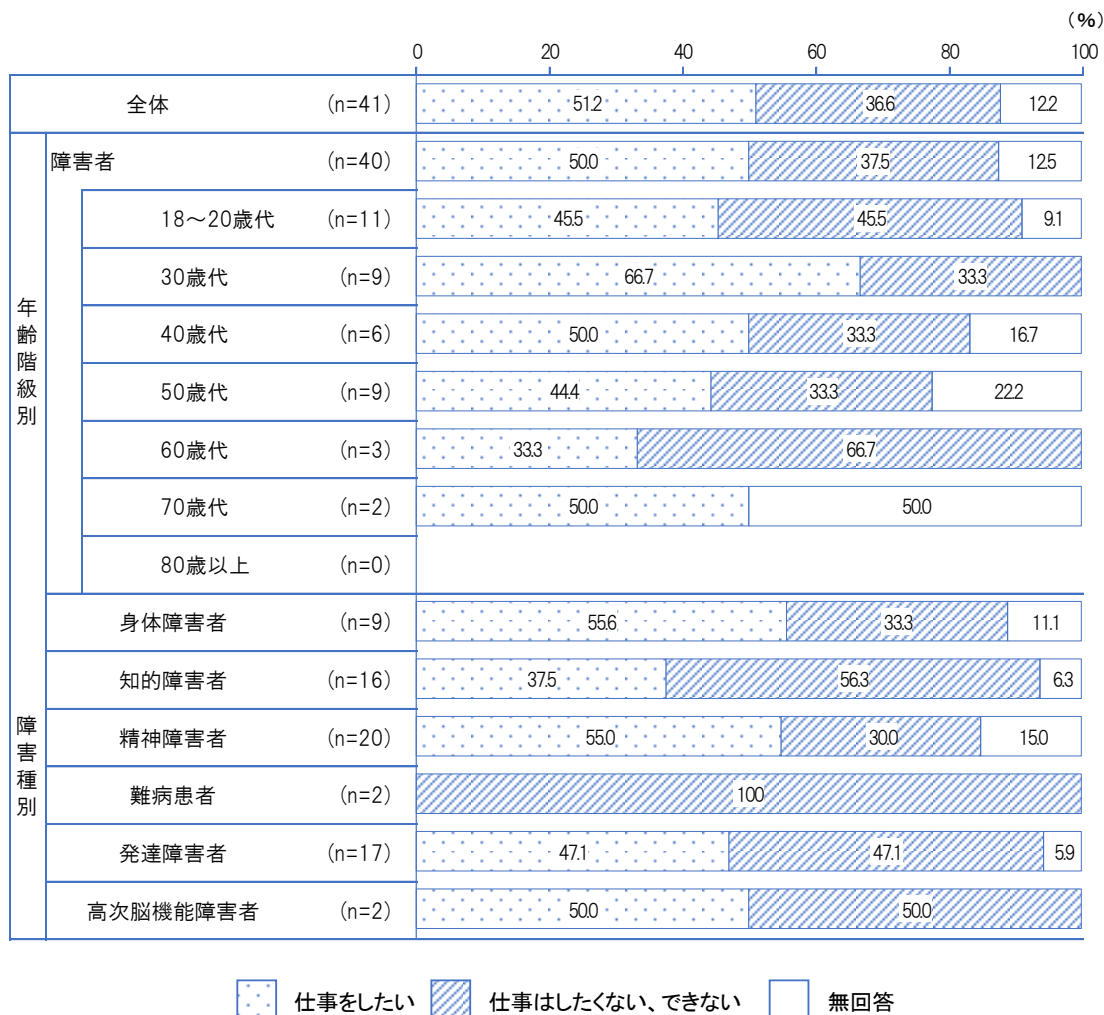


■ 就労意向

- 一般就労を希望している方の割合が 51.2%と半数を超えている。
- 福祉的就労にとどまらず、一般就労における環境や条件、周囲の理解と協力が重要な要素になる。

問 あなたは、今後、一般就労(一般企業などで働く)をしたいと思いますか。

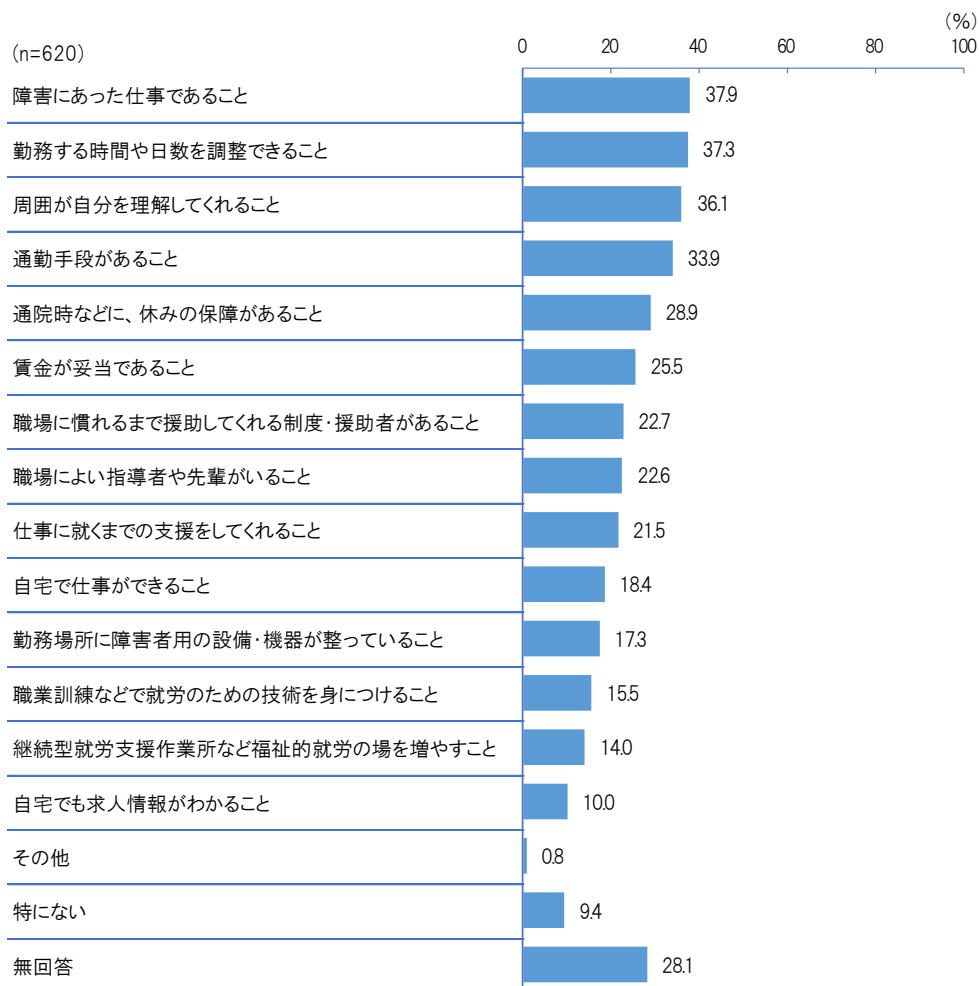
※「就労支援(A型、B型)などの福祉作業所」または「その他」で働いている方のみ回答



## ■ 障害者が働くために大切だと思われる環境

- 「障害にあった仕事であること」が 37.9%と最も高く、次いで「勤務する時間や日数を調整できること」、「周囲が自分を理解してくれること」となっている。
- 就労の環境と条件、周囲の理解と協力が求められる。

問 障害者が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。

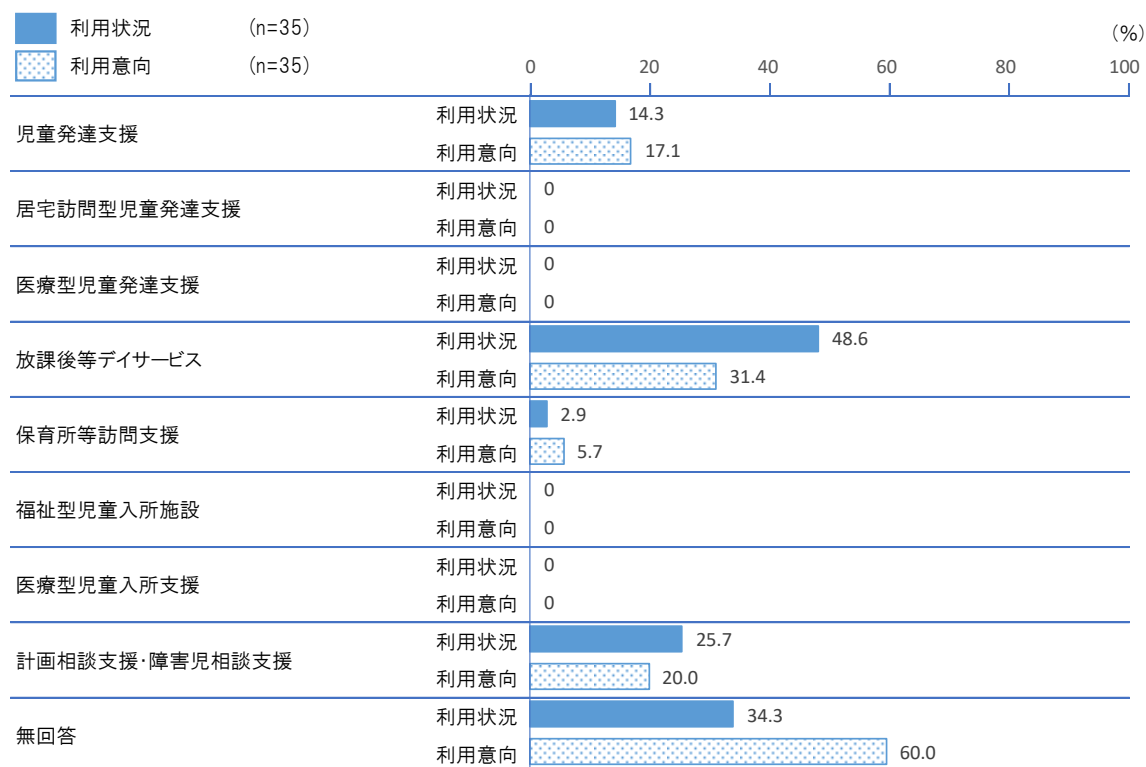


## ■ 障害児に関するサービスの利用状況と利用意向

- 利用状況においては、「放課後等デイサービス」と「計画相談支援・障害児相談支援」、「児童発達支援」の割合が高く、それ以外は5%未満となっている。
- 利用意向についても、利用状況と同じサービスが上位を占めている。

問 あなたは次のサービスを利用されていますか。

問 あなたは次のサービスを今後利用したいと思いますか。

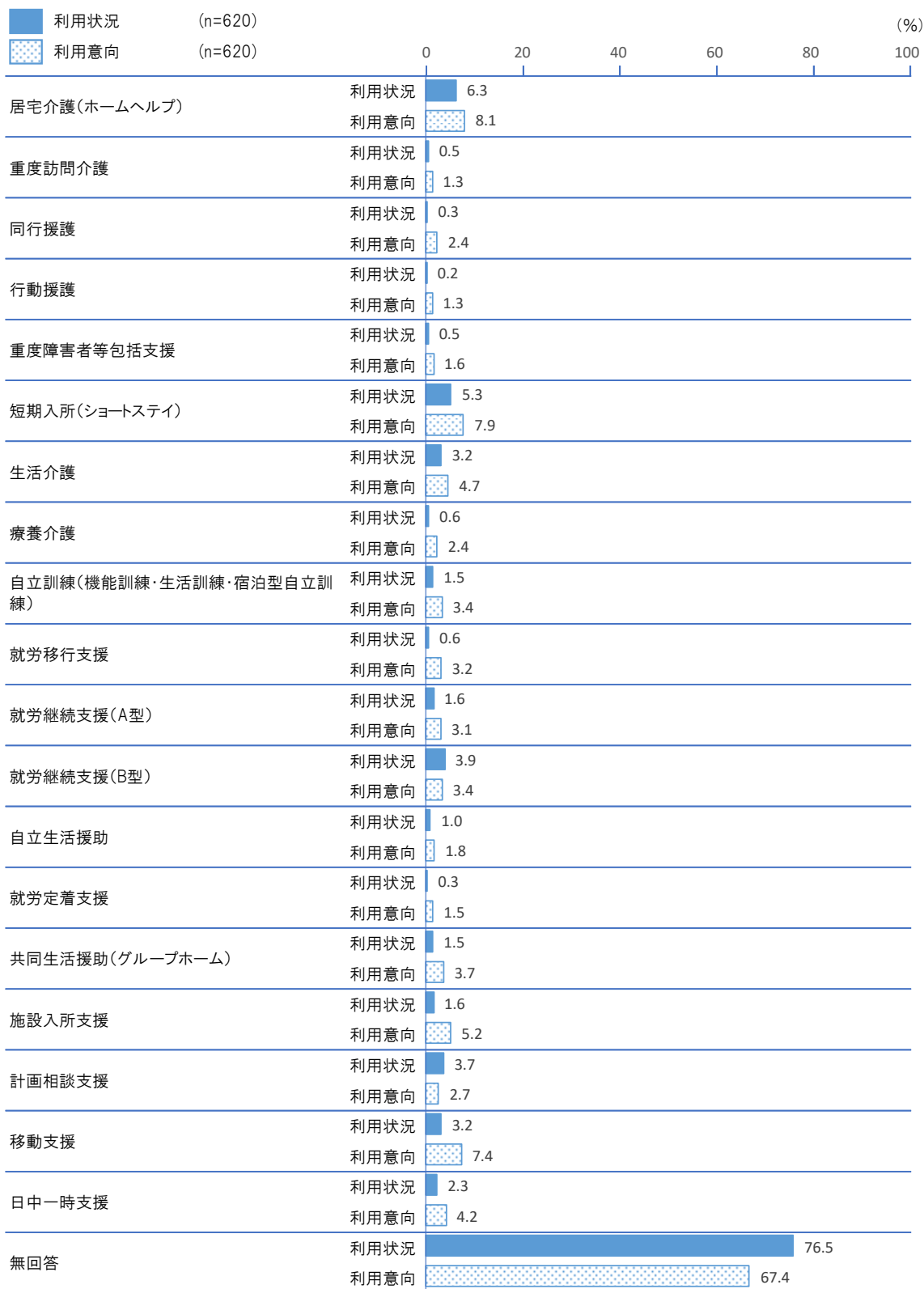


## ■ 障害福祉サービス(障害児に関するサービス以外)の利用状況と利用意向

- すべてのサービスが10%未満の利用状況、利用意向となっている。  
 ○ 最も割合が高いのは「居宅介護」で利用状況が6.3%、利用意向が8.1%となっている。

問 あなたは次のサービスを利用されていますか。

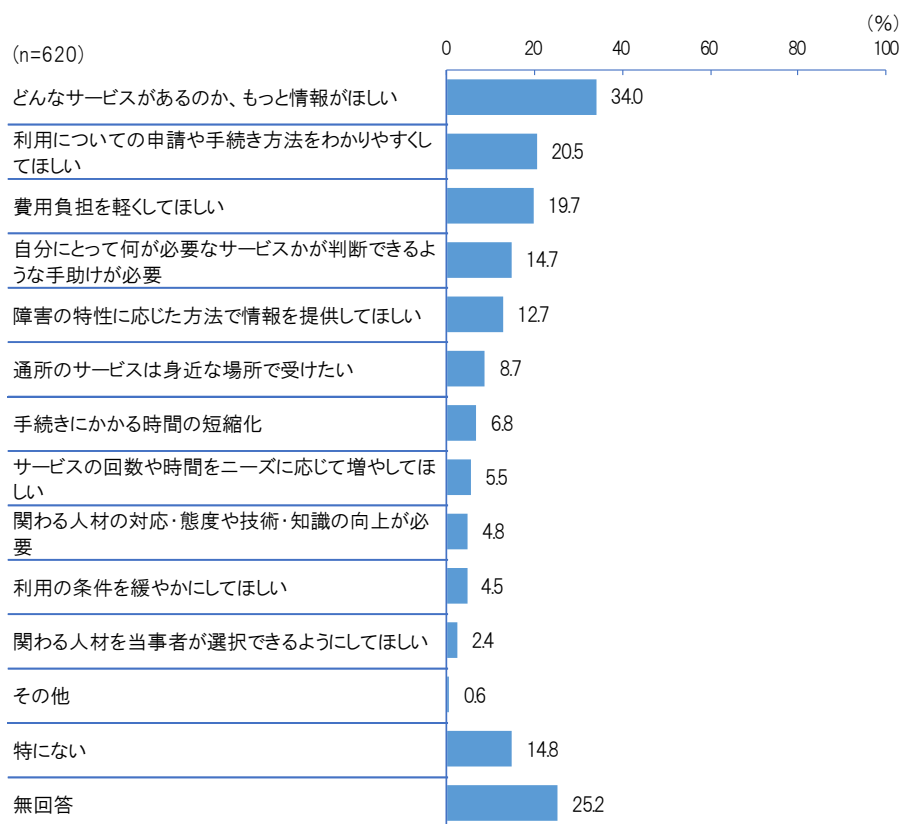
問 あなたは次のサービスを今後利用したいと思いますか。



■ 障害福祉サービスをより利用しやすくするために希望すること

○ 「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が 34.0%と最も高く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」となっている。

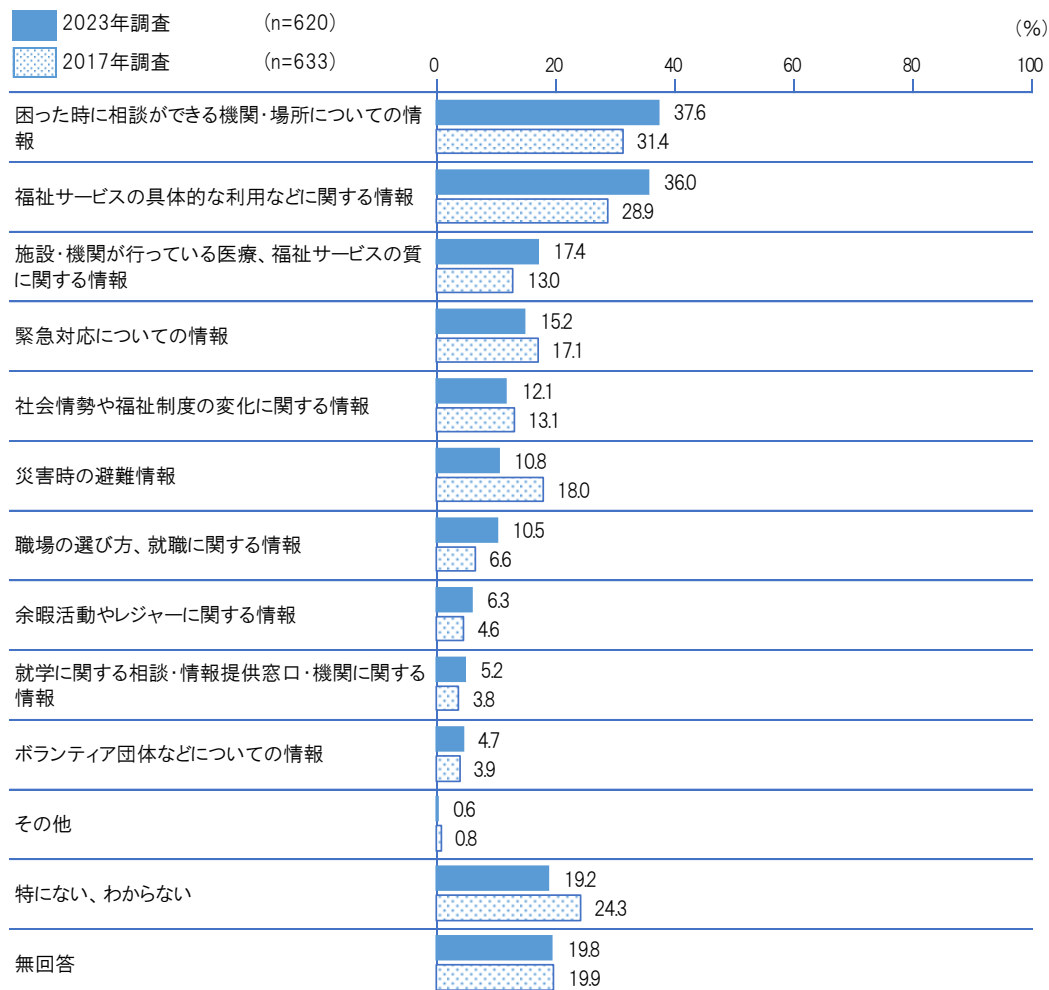
問 障害福祉サービスをより利用しやすくするために今後希望することは何ですか。



## ■ 今後充実してほしい情報

○ 「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が 37.6%、「福祉サービスの具体的な利用などに関する情報」が 36.0%とともに三分の一以上を占め多くなっている。

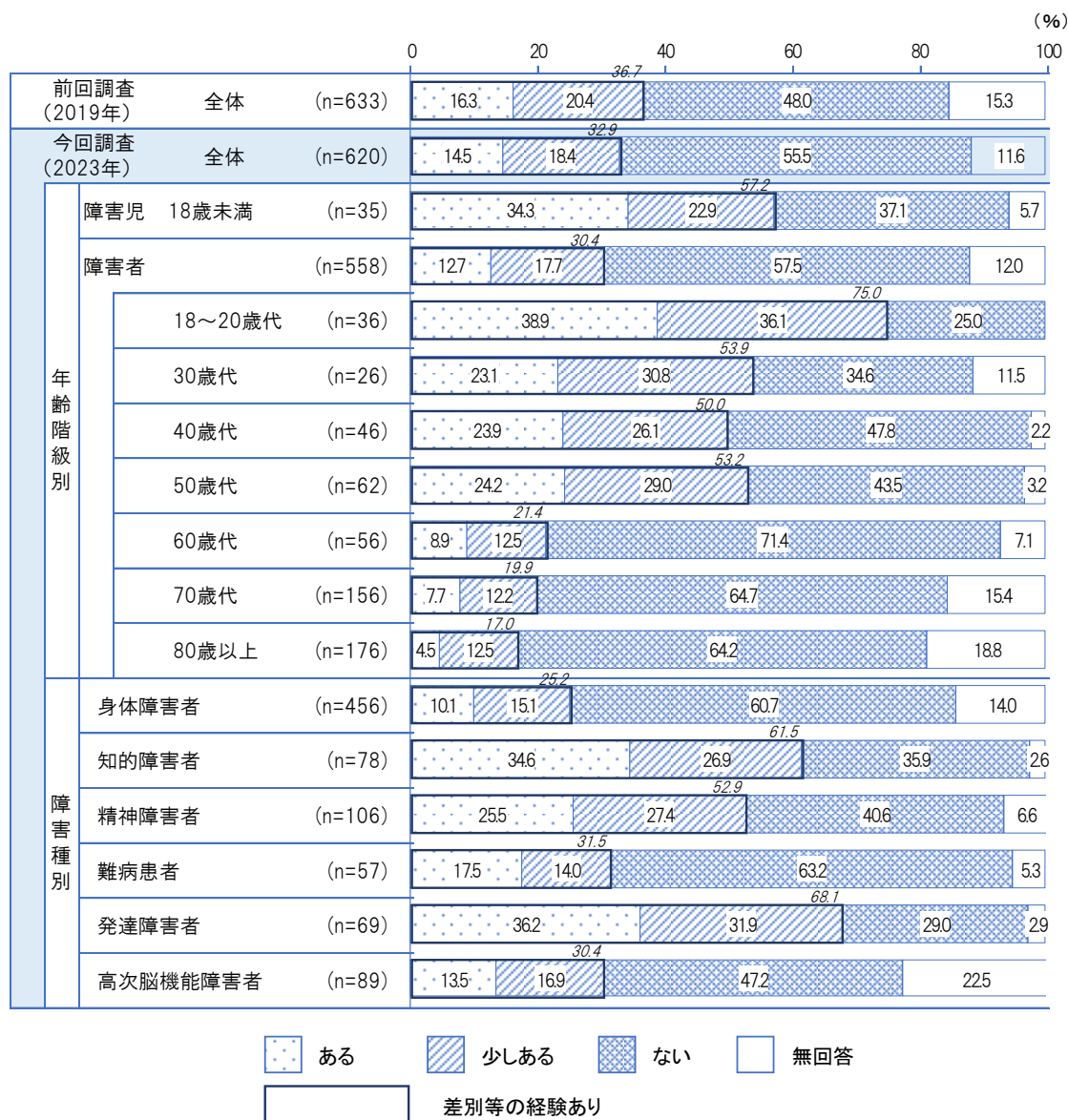
問 あなたにとって、今後充実してほしい情報は何か。



## ■ 障害による差別等の有無

- 『差別等の経験あり』(「ある」と「少しある」の合計)の割合は 32.9%となっている。
- 年齢階級別でみると、年齢が低い方が『差別等の経験あり』の割合は高くなっている。
- 障害種別でみると、『差別等の経験あり』の割合は、発達障害者が 68.1%と他の障害種別よりも 6.6 ポイント以上高くなっている。

問 あなたは、障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをしたことがありますか。

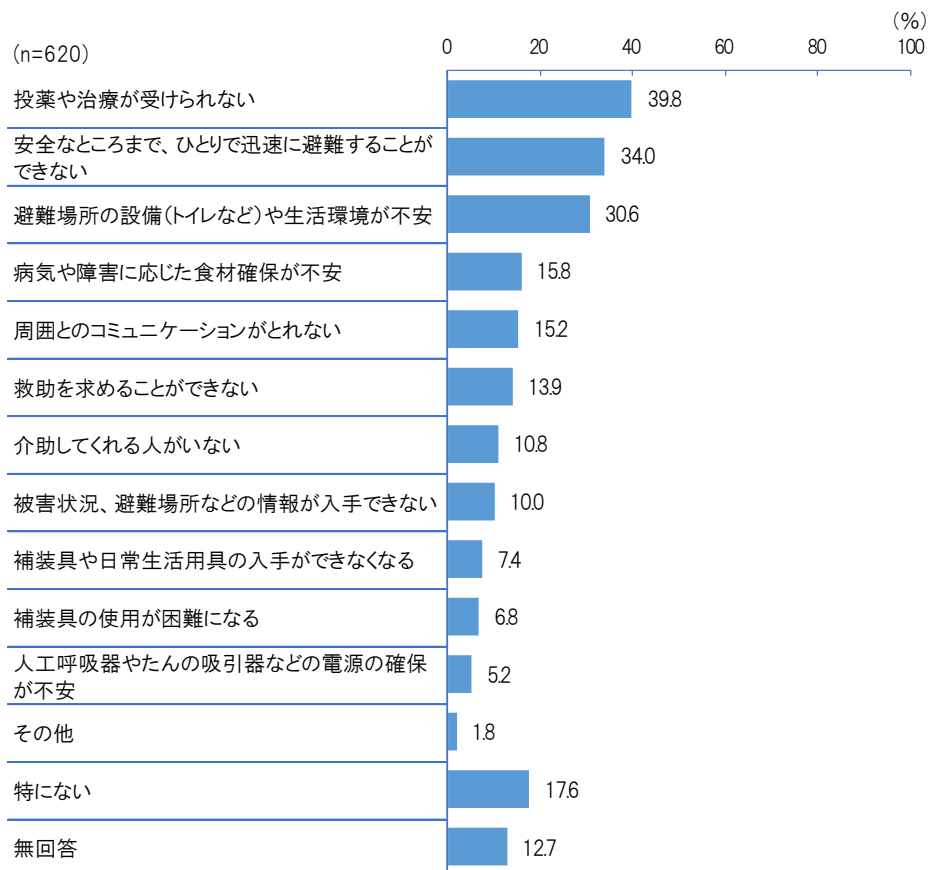




## ■ 災害時に困ること

○「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで、ひとりで迅速に避難することができない」、「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」の3つが3割を超えて多くなっている。

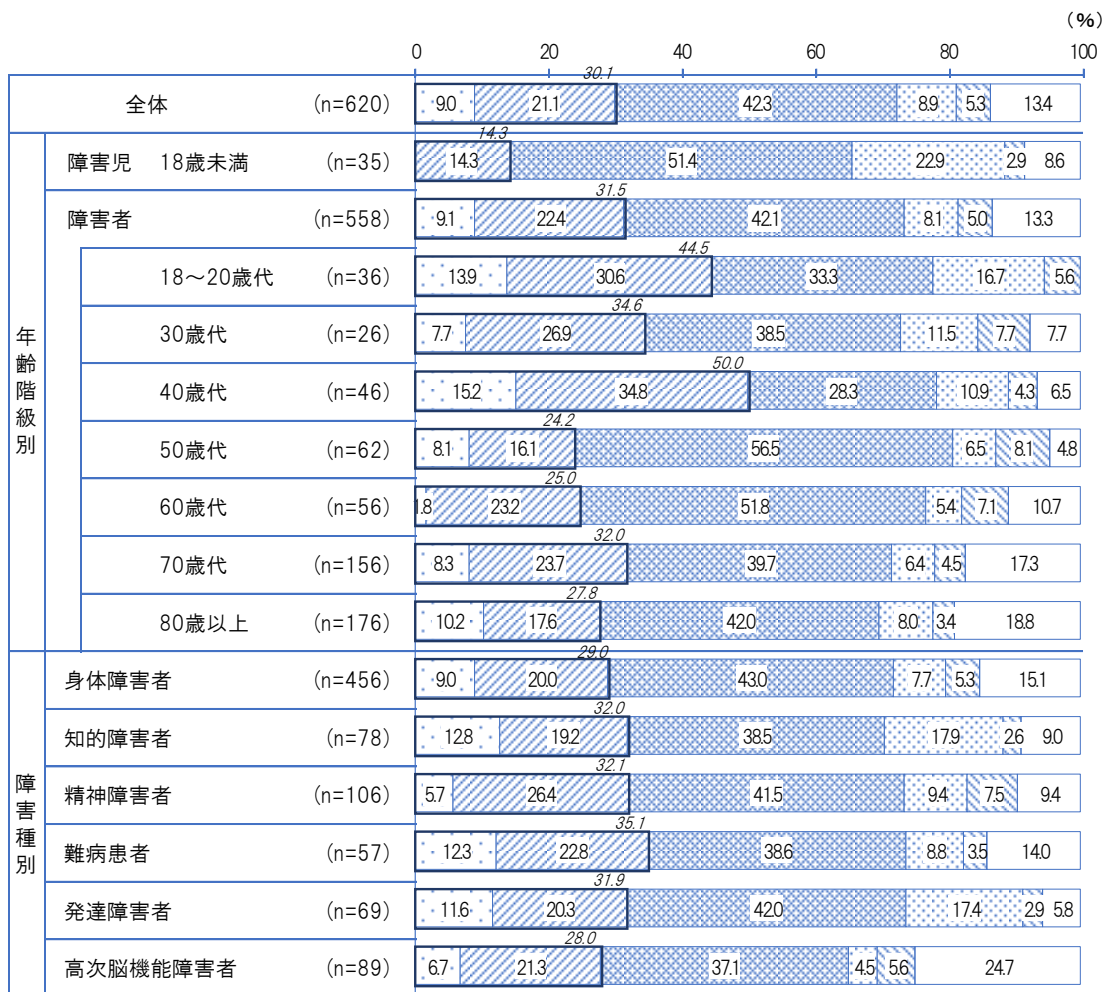
問 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。



■ 障害福祉に関わる現状についての満足度

○ 『満足』(「満足である」と「やや満足である」の合計)の割合は 30.1%となっている。

問 あなたは障害福祉に関わる現状について、満足していますか。



満足  
 満足である  
 やや満足である  
 どちらともいえない  
 満足ではない  
 あまり満足ではない  
 満足ではない  
 無回答

## ■ 障害福祉に関わる現状についての項目別満足度

- 満足度が最も高いのは「家族や支援者の支援を受けながらも、できるだけ自立した生活をする事」で 50.9%と半数を超えている。次いで割合が高いのは「生活上の困りごとを相談できる人がいること」であり 45.5%となっている。
- 「障害福祉に関わる現状についての満足度」を総合満足度とし、各項目の満足度と重回帰分析にあてると、「自分に合った仕事や作業をすること」、「スポーツ、レクリエーションなど障害のある人の社会参加、社会活動のしやすさ」、「障害や障害がある人について周りの人が理解すること」が、他の項目にくらべ総合満足度に大きく影響しているという結果になる。
- 個々の能力や位置、価値を引き出すきっかけと周囲の理解というものが障害者の生活環境をより良くしていく上で必要な要素となる。

問 あなたは、下記のそれぞれの項目について現在ほどの程度満足していますか。

(%)

(n=620)	満足		どちらともいえない	満足でない			
	満足である	やや満足である		あまり満足ではない	満足ではない		
① 生活上の困りごとを相談できる人がいること	45.5	21.3	24.2	25.2	10.5	6.1	4.4
② 家族や支援者の支援を受けながらも、できるだけ自立した生活をする事	50.9	25.3	25.6	24.0	7.5	4.4	3.1
③ 自分に合った仕事や作業をすること	26.8	12.9	13.9	31.0	13.2	6.3	6.9
④ 公共交通機関などの利用しやすさ	19.0	7.9	11.1	25.6	32.6	14.5	18.1
⑤ 障害や障害がある人について周りの人が理解すること	17.5	6.0	11.5	41.5	19.3	9.8	9.5
⑥ 今の住まいをもっと住みやすく、また介助がしやすいように改修すること	25.8	11.8	14.0	36.1	15.3	9.0	6.3
⑦ バリアフリーな場所が増えること	21.4	9.5	11.9	35.8	18.6	11.3	7.3
⑧ 発達障害の早期発見や療育のための支援が充実すること	10.2	3.9	6.3	48.1	10.6	5.6	5.0
⑨ スポーツ、レクリエーションなど障害のある人の社会参加、社会活動のしやすさ	9.5	4.0	5.5	46.6	15.5	7.9	7.6

寄与率:0.37

項目	係数	P値
① 生活上の困りごとを相談できる人がいること	0.1202	0.0137
② 家族や支援者の支援を受けながらも、できるだけ自立した生活をする事	0.0872	0.0775
③ 自分に合った仕事や作業をすること	0.1428	0.0013
④ 公共交通機関などの利用しやすさ	0.0278	0.4824
⑤ 障害や障害がある人について周りの人が理解すること	0.1303	0.0162
⑥ 今の住まいをもっと住みやすく、また介助がしやすいように改修すること	0.0613	0.2227
⑦ バリアフリーな場所が増えること	0.1228	0.0204
⑧ 発達障害の早期発見や療育のための支援が充実すること	-0.0356	0.5903
⑨ スポーツ、レクリエーションなど障害のある人の社会参加、社会活動のしやすさ	0.1356	0.0293

■ 障害のある人が希望すること

○「家族や支援者の支援を受けながらも、できるだけ自立した生活をしたい」が64.2%と最も高く、次いで、「公共交通機関などが利用しやすくなるとよい」、「生活上の困りごとを相談できる人がいるとよい」の順で高くなっており、いずれも半数を超えている。

問 あなたは、下記のそれぞれの項目について現在ほどの程度希望しますか。

(%)

(n=620)	希望している			どちらともいえない	希望していない		
	58.1	32.1	26.0		5.8	3.9	1.9
① 生活上の困りごとを相談できる人がいるとよい	58.1	32.1	26.0	15.6	5.8	3.9	1.9
② 家族や支援者の支援を受けながらも、できるだけ自立した生活をしたい	64.2	36.8	27.4	12.3	4.0	1.3	2.7
③ 自分に合った仕事や作業をしたい	44.9	27.6	17.3	16.6	12.4	4.7	7.7
④ 公共交通機関などが利用しやすくなるとよい	61.5	40.5	21.0	12.3	5.1	2.4	2.7
⑤ 障害や障害がある人について周りの人が理解してほしい	56.5	34.2	22.3	16.1	5.2	2.3	2.9
⑥ 今の住まいをもっと住みやすく、また介助がしやすいように改修したい	39.0	22.7	16.3	25.5	13.4	7.1	6.3
⑦ バリアフリーな場所がもっと増えるるとよい	50.8	29.2	21.6	19.8	5.5	2.6	2.9
⑧ 発達障害の早期発見や療育のための支援がもっと充実するとよい	49.1	27.6	21.5	19.4	3.6	1.3	2.3
⑨ スポーツ、レクリエーションなど障害のある人の社会参加、社会活動がしやすくなるとよい	46.4	24.5	21.9	22.7	5.8	2.3	3.5

## 2 障害福祉サービス提供事業所への調査

### (1) 調査概要

障害福祉サービス提供事業所の障害福祉に関する意見、意向を把握し、障害者保健福祉計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定のための基礎資料とすることを目的として、アンケート・ヒアリング調査を実施しました。

調査対象者	町内の障害福祉サービス提供事業所 17 事業所
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収(ヒアリングシートへの記入依頼)
調査期間	令和5年8月3日(木)～令和5年8月25日(金)
回収件数	11 事業所 関係する障害種別:身体2事業所、知的6事業所、精神2事業所、児童5事業所

### (2) 調査結果概要

#### ① 運営上の課題

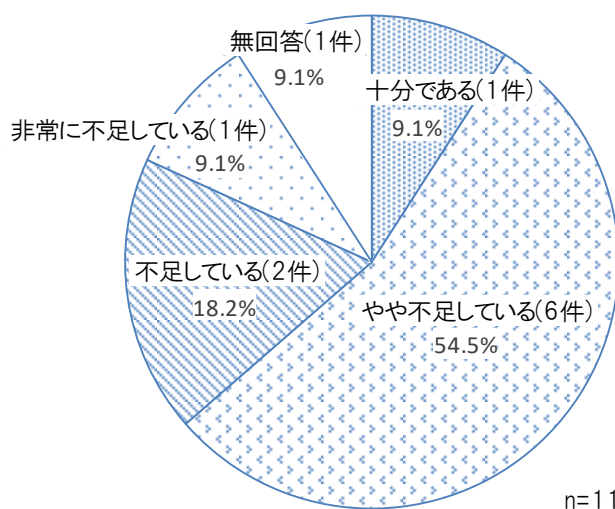
「職員の確保」が72.7%と最も高く、次いで「報酬単価が低い」(54.5%)、「経営経費・活動資金が不足している」・「設備等の職場環境」(45.5%)となっています。

n=11

	件数(件)	割合(%)
職員の確保	8	72.7
報酬単価が低い	6	54.5
経営経費・活動資金が不足している	5	45.5
設備等の職場環境	5	45.5
訪問や送迎が非効率	4	36.4
専門職の確保	1	9.1
利用者や家族がサービスをよく理解していない	1	9.1
情報の入手や活用の仕方が十分ではない	1	9.1
他サービス事業所との連携	1	9.1
その他	1	9.1

## ② 業務量に対する職員(人手)の充足具合

「やや不足している」が 54.5%と最も高く、次いで「不足している」(18.2%)となっています。「やや不足している」と「不足している」、「非常に不足している」を『職員(人手)不足』とすると、『職員(人手)不足』は 81.8%となります。



## ③ 職員(人手)不足と感じる理由

※「② 業務量に対する職員(人手)の充足具合」で「やや不足している」、「不足している」、「非常に不足している」のいずれかを選択した事業所のみ回答

「人材確保が難しい」が 88.9%、「離職率が高い(定着率が低い)」が 44.4%となっています。

n=9

	件数(件)	割合(%)
人材確保が難しい	8	88.9
離職率が高い(定着率が低い)	4	44.4
その他	1	11.1

## ④ 職員が離職する主な理由

※「③ 職員(人手)不足と感じる理由」で「離職率が高い(定着率が低い)」を選択した事業所のみ回答

「能力や実績に照らして給与(賃金)が低いため」が 75.0%と最も高く、次いで「勤務ローテーションやシフトが不規則なため」・「研修制度・資格取得等の人材育成が不十分なため」(50.0%)となっています。

n=4

	件数(件)	割合(%)
能力や実績に照らして給与(賃金)が低いため	3	75.0
勤務ローテーションやシフトが不規則なため	2	50.0
研修制度・資格取得等の人材育成が不十分なため	2	50.0
人員不足による個々の責任の負担が大きいため	1	25.0
身体的負担が大きいため	1	25.0
精神的負担が大きいため	1	25.0
職場の人間関係が難しいため	1	25.0

## ⑤ 障害福祉施策の充実に向け必要だと思うこと

「障害のある人の権利擁護施策の推進」、「成年後見制度の周知・促進」、「保護者などがいなくなった後の生活支援の充実(親なきあとの支援)」、「総合的な相談体制の整備・充実」の4つが最も高くなっています。

n=11

	件数(件)	割合(%)
障害のある人の権利擁護施策の推進	4	36.4
成年後見制度の周知・促進	4	36.4
保護者などがいなくなった後の生活支援の充実(親なきあとの支援)	4	36.4
総合的な相談体制の整備・充実	4	36.4
早期療育体制の充実	3	27.3
就労の援助や雇用の促進	3	27.3
障害のある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備	3	27.3
賃貸物件に入居する際、保証人の役目を公的に行ってくれる制度	3	27.3
訪問医療、歯科治療、薬剤指導の整備、充実	3	27.3
自助グループ等障害者家族または当事者の参加できる居場所づくりの支援及び情報提供	3	27.3
こども関係機関との連携	3	27.3
障害の予防・早期発見・保健指導体制の充実	2	18.2
手当などの経済的支援の充実	2	18.2
障害のある人の利用に配慮した公共施設、公園等の整備	2	18.2
障害者理解への啓発や交流促進	2	18.2
地域リハビリテーション体制の充実	1	9.1
スポーツ・レクリエーション活動の充実	1	9.1
障害のある人の利用に配慮した道路や交通機関の整備	1	9.1
障害のある人のための防災体制の確立	1	9.1
金銭管理の支援	1	9.1
高齢者関係機関との連携	1	9.1

## ⑥ 町に対して望むこと

「事務手続きの簡略化」が81.8%と最も高く、次いで「障害福祉に関する最新・適切な情報提供」(63.6%)、「障害福祉サービス事業従事者の人材確保・定着のための支援」(54.5%)となっています。

n=11

	件数(件)	割合(%)
事務手続きの簡略化	9	81.8
障害福祉に関する最新・適切な情報提供	7	63.6
障害福祉サービス事業従事者の人材確保・定着のための支援	6	54.5
障害福祉サービス事業従事者のスキルアップ(育成)のための研修の支援	3	27.3
保護者(介護者)支援策の充実	3	27.3
不適正な事業所への指導	2	18.2
ボランティアの育成	1	9.1
その他	1	9.1

### 3 障害者支援関係団体への調査

#### (1) 調査概要

障害者支援関係団体の障害福祉に関する意見、意向を把握し、障害者保健福祉計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定のための基礎資料とすることを目的として、アンケート・ヒアリング調査を実施しました。

調査対象者	町内の障害者支援関係団体 3 団体
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収(ヒアリングシートへの記入依頼)
調査期間	令和5年8月3日(木)～令和5年8月25日(金)
回収件数	1 団体

#### (2) 回答要旨

※回答内容は、回答者の意図を変えない範囲で要約、整理しています。

##### ① 活動を行う上での問題点と必要な支援

- ・ 家族だけでは維持することは困難だと思うので、引き続き役場や保健所、就労支援事業所、病院関係者等の支援が受けられる体制の整備。

##### ② 障害者が働く上で充実してほしい取組

- ・ 企業や団体などの障害者の積極的な雇用
- ・ 障害者が仕事をする上での援助をする人(ジョブコーチ)の充実
- ・ 仕事をするための訓練や講習等の充実
- ・ 職場までの交通手段の充実
- ・ 就労や仕事に関する情報提供と相談体制の充実

##### ③ 就労について困っていること

- ・ 精神障害者は他の障害と違い健康状態が見た目と違う点が時々あり、朝夕の体調の変化等の理解

##### ④ その他の課題

- ・ ひきこもりや悩み事を抱えていて行き場のない人への支援
- ・ 自立支援医療費(精神通院)の1割負担等継続した当事者の負担軽減

##### ⑤ 障害福祉サービスや生活支援事業の充実のために必要な取組

- ・ 悩み事を相談出来る窓口の明確化
- ・ 障害者や家族が迷わないような対応
- ・ 一人暮らしを考えている障害者が入所しやすい体制の構築



## 4 熊野町保健福祉推進協議会設置要綱

平成5年7月1日

告示第62号

改正 平成10年7月7日告示第65号

平成16年3月29日告示第34号

平成18年3月22日告示第31号

平成20年5月12日告示第89号

平成20年8月20日告示第123号

平成28年3月31日告示第46号

令和2年3月27日告示第40号

(設置目的)

第1条 住民が安心して生活できる潤いに満ちた地域社会を築くため、保健福祉サービスのあり方並びに住民の自助的な努力及び互助的な活動のあり方等について審議し、もって「健康でしあわせに暮らせるまち」熊野町の実現に寄与することを目的として、熊野町保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を調査し、研究する。

- (1) 住民の福祉を増進するための社会的環境の基盤整備に関すること。
- (2) 保健福祉サービスの普及及び健康づくり等の啓発に関すること。
- (3) 保健福祉サービスに対する住民のニーズの把握及び各種サービスの整備に関すること。
- (4) 保健福祉サービスの供給体制に関すること。
- (5) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の代表者
- (2) 地域医師会等の代表者
- (3) 社会福祉協議会の役職員
- (4) 社会福祉施設の役職員
- (5) 民生委員協議会の代表者等
- (6) 住民組織の代表者等
- (7) 学識経験者
- (8) 町福祉、保健及び医療担当部門の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(専門協議会等)

第6条 協議会に、専門事項を協議するため、各種専門協議会を設置する。

- 2 専門協議会は、別表に掲げるものとし、必要に応じて追加設置できるものとする。
- 3 専門協議会の委員は、25人以内をもって、保健医療福祉関係団体・機関等に属する者のうちから会長が選任する。
- 4 第4条第2項及び前条の規定は、専門協議会について準用する。
- 5 協議会は、その決議により、専門協議会の議決をもって協議会の決定とすることができる。  
(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は年1回とし、臨時会は会長が必要と認める場合にこれを開催する。
- 3 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開催することができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 会議には、必要に応じ委員以外の参考人等を出席させることができる。
- 7 前4項の規定は、専門協議会について準用する。この場合において、規定中「会長」とあるのは「専門協議会の会長」と読み替えるものとする。  
(庶務)

第8条 協議会及び専門協議会の庶務は、別表に掲げる各課において処理する。

(委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年7月7日告示第65号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日告示第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月22日告示第31号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月12日告示第89号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成20年8月20日告示第123号抄)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第46号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日告示第40号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条及び第8条関係）

協議会名		協議事項	庶務
熊野町保健福祉推進協議会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉全般にわたる施策の推進方策の検討に関する事。</li> <li>・専門協議会の運営及び専門協議会において協議する各計画の総合調整に関する事。</li> <li>・その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。</li> </ul>	社会福祉課
専門協議会	熊野町高齢者保健福祉推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者支援施策の推進に関する事。</li> <li>・「熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の改正及び進捗管理に関する事。</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。</li> </ul>	高齢者支援課
	熊野町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施策の推進に関する事。</li> <li>・障害者の自立に向けた支援方策の検討に関する事。</li> <li>・「熊野町障害者保健福祉計画・障害福祉計画」の改正及び進捗管理に関する事。</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。</li> </ul>	社会福祉課
	熊野町次世代育成支援対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援施策の推進に関する事。</li> <li>・「熊野町次世代育成支援行動計画」の改正及び進捗管理に関する事。</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。</li> </ul>	子育て支援課
	健康くまの推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防対策の推進に関する事。</li> <li>・「笑顔はな咲く健康くまの21」の改正及び進捗管理に関する事。</li> <li>・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。</li> </ul>	健康推進課

## 5 熊野町地域自立支援協議会委員名簿

区分	所属団体等・役職名	氏名
医療関係者	熊野町医師会の代表者	高橋 司
社会福祉協議会	熊野町社会福祉協議会の代表者	横山 大治
事業主団体	熊野町商工会の代表者	久保田 幸次
民生委員児童委員協議会	熊野町民生委員児童委員協議会の代表者	日浦 敏和
障害者関係団体	熊野町身体障がい者福祉協会の代表者	中富 ヒロ子
障害者関係団体	社団法人広島県ろうあ連盟 広島市ろうあ協会安芸郡支部の代表者	川本 忠夫
障害者関係事業所	社会福祉法人あゆみ会の代表者	馬場 真二
障害者関係事業所	医療法人あさだ会の代表者	浅田 護
医療関係者	安芸地区医師会熊野町訪問看護ステーション の代表者	坂本 しげみ
教育関係者	熊野町教育支援委員会の代表者	和田 愛

## 6 計画策定の経緯

本計画の策定経緯を整理すると、以下のようになります。

年月日	取組	主な内容
令和5(2023)年 6月1日(木)	第1回熊野町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊野町地域自立支援協議会会長・副会長選出</li> <li>○熊野町地域自立支援協議会について</li> <li>○熊野町障害者保健福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について</li> <li>○障害福祉に関するアンケート調査票(案)について</li> </ul>
令和5(2023)年 7月3日(月) ～7月18日(火)	「障害福祉に関するアンケート調査」の実施	
令和5(2023)年 8月3日(木) ～8月25日(金)	障害福祉サービス提供事業所に対するアンケート調査の実施	
令和5(2023)年 8月3日(木) ～8月25日(金)	障害者支援団体に対するアンケート調査の実施	
令和5(2023)年 9月7日(木)	第2回熊野町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第6期・第2期障害児福祉計画における令和4年度実績及び令和5年度計画について</li> <li>○障害福祉に関するアンケート調査の結果について</li> <li>○熊野町障害者保健福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画骨子案について</li> </ul>
令和5(2023)年 11月9日(木)	第3回熊野町地域自立支援協議会	○書面会議
令和5(2023)年 12月25日(月) ～ 令和6(2024)年 1月23日(火)	パブリックコメント(意見募集)の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画(案)の閲覧方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町ホームページへの掲載</li> <li>・閲覧場所(熊野町役場・熊野町民会館・熊野東防災交流センター、熊野西防災交流センター)</li> </ul> </li> <li>○意見の提出方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>「意見記入用紙」に必要な事項を記載の上、次の方法で提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見提出箱への投函</li> <li>・郵送、持参</li> <li>・ファックス</li> <li>・電子メール</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
令和6(2024)年 1月25日(木)	第4回熊野町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊野町障害者保健福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画素案について</li> <li>○パブリックコメントの結果について</li> </ul>

## 7 用語の解説

### アルファベット

SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された、2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標で、全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。
------	--

### あ行

アクセシビリティ	障害の有無や年齢、置かれている状況に関わらず、様々な利用者がアクセスしやすい状態のこと。
医療的ケア児	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行う経管栄養やたんの吸引などの医療行為(医療的ケア)を必要とする児童。

### か行

共生社会	障害の有無、年齢、性別の隔てなく、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会。
高次脳機能障害	ケガや病気により脳に損傷を負い、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の症状により、日常生活又は社会生活に制約がある状態。
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。意思疎通のための筆談や読み上げ、車椅子での移動の手助け、学校・公共施設などのバリアフリー化などをいい、過度な負担にならない範囲で提供されるべきもの。

### さ行

児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。
重層的支援体制整備事業	市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設するもの。
障害者基本法	障害者に関する最も基本となる法律で、障害者の自立及び社会参加を支援するための施策についての基本的な理念を定め、国及び地方公共団体等が取り組むべき責務を明らかにしている。
障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、必要な障害福祉サービスを総合的に行い、障害の有無に関わらず、すべての人が尊重され安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的としている。
自立支援医療(精神通院医療)	精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。
人権	幸福に暮らしていくための権利。

身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として、都道府県知事(政令市長、中核市長)が交付するもの。1級から6級に区分され、各種の援護施策の基本となっており、税の控除・減免、JR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
スマイルキッズ	障害のある子どもとその家族や地域の人との交流の場。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。障害の程度により重度から1級、2級、3級とし、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認可を受ける。
成年後見制度	判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者(後見人・保佐人・補助人)が代行して行うことにより、本人の権利を守る制度。
尊厳	その人の人格を尊いものと認め敬うこと

#### た行

地域生活支援拠点	障害のある人の重度化・高齢化等を見据え、各地域の課題に応じた居住支援の機能として、相談、グループホーム等を体験する機会や場、緊急時の受入れ対応、連絡など地域の体制づくりを整備していくもの。手法として、これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」と地域で機能を分担する「面的整備型」が考えられる。
----------	--

#### は行

ピアサポート	同じ問題を抱える人が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	地域の人が安心して暮らせるように預貯金の出し入れや年金証書・預金通帳などを預かり、日々の生活を支える事業。
ヘルプカード	障害のある人が周囲に自己の障害や支援を求めするためのカード。
ヘルプマーク	内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助を必要としている人であることを示すマーク。

#### ら行

療育手帳	知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護施策を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し申請に基づく障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として都道府県知事(政令市長、児童相談所を設置する中核市長)が交付するもの。障害の程度は、 <b>Ⓐ</b> 判定が最重度、 <b>A</b> 判定が重度、 <b>Ⓑ</b> 判定が中度、 <b>B</b> 判定が軽度となっている。
レスパイトサービス	養育や介護をする人の負担を軽減するために、一時的に介護や養育から離れ休息をとること。

